

研究紀要

第20号

特集

人口減少社会を豊かに生きる

人口減少時代に向う日本の針路 ～「一億総活躍社会」の実現に向けて～

株式会社ニッセイ基礎研究所 主任研究員 土堤内 昭 雄

「これから」の家族政策 一少子化対策からの転換～

増田社会保障研究所 代表（前 岡山県立大学 教授） 増 田 雅 暢

「これから」の男性の育児参画 ～父親の役割を考える～

大阪教育大学 教育学部 准教授 小 崎 恭 弘

「これから」の教育支援 ～未来への投資～

環太平洋大学 学長 大 橋 節 子

「これから」の婚活支援 ～若者の恋愛観からみる～

マーケティングライター 牛 窪 恵

「これから」の都市部と地方のライフスタイル

～豊かな暮らしのあり方と、この国のゆくえ～

首都大学東京 都市教養学部・人文社会系 准教授 山 下 祐 介

人口減少社会での地域医療のあり方

～医療・介護のシームレスな体制の構築に向けて～

八尾市立病院事務局企画運営課 課長 朴 井 晃

◆平成28年度公募論文

<最優秀賞受賞論文>

市営住宅における単身入居者の孤独死

～残された家財道具等の処分について～

八尾市 建築部 岩 本 慶 則

平成29年3月

公益財団法人 大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター

刊行にあたって

真の意味での地方分権は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指しています。このような大きな流れの中で、住民にもっとも身近な行政機関である市町村に求められる責任はより大きくなっています。

地方分権の実現に資するために、おおさか市町村職員研修研究センター（愛称：マッセOSAKA）では、大阪府内市町村職員に対する研修事業や広域的な行政課題についての調査・研究事業を実施しています。

その研究事業の一環として毎年、各界でご活躍の研究者、先達の方々のご協力をいただき、市町村行政における諸課題についてのご意見、ご提言を頂戴しまして、広く各方面への情報発信の場とするための論文集『マッセOSAKA 研究紀要』を発行しています。

日本が本格的な人口減少・高齢社会に突入することへの対応として、昨年頃から「地方創生」が提唱されるようになりました。東京への一極集中の是正を始め、地域のことは自らが決めることをもって本格的な「地方の創生」につながる年になるような、新たな時の流れとなって欲しいと願っています。

そこで、第20号を迎える今号では、人口減少社会は不可避なものと考え、その中でどう豊かに暮らすのかをテーマに「人口減少社会を豊かに生きる」を取り上げることにいたしました。平成28年末、厚生労働省より発表された「平成28年人口動態統計の年間推計」の中で、統計開始以降で初めて出生数が100万人を割り、98万1千人と発表されました。今後も出生数の減少が予想される状況の中で、人口減少対策だけを考えるのではなく、豊かな暮らしや、生き方について考えるべきであるという視点も含めて、人口減少社会における豊かな暮らし方について先進的な研究をされている先生方にご執筆いただき、有意義な成果として刊行することになりました。

最後に、ご多忙にも関わらず、ご執筆いただきました先生方に、この場をお借りして厚くお礼申し上げますとともに、この研究紀要が市町村の施策の一助となることを祈念いたしまして、刊行にあたってのご挨拶といたします。

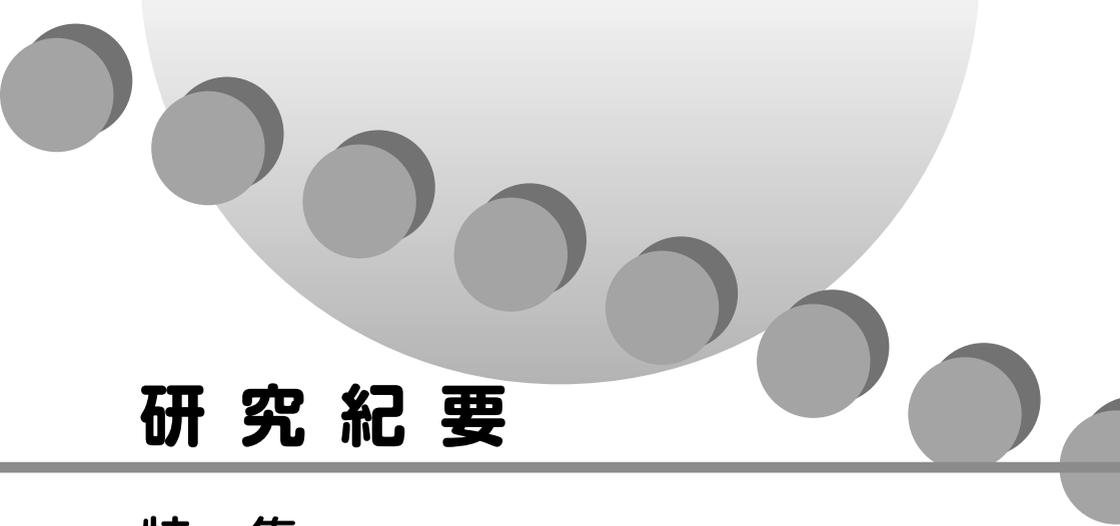
平成29年3月

公益財団法人大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
所長 齊藤 慎

目次

【特集】人口減少社会を豊かに生きる

1. 人口減少時代に向う日本の針路 ～「一億総活躍社会」の実現に向けて～	3
株式会社ニッセイ基礎研究所 主任研究員 土堤内 昭 雄	
2. 「これから」の家族政策 一少子化対策からの転換一	19
増田社会保障研究所 代表 増 田 雅 暢 (前 岡山県立大学 教授)	
3. 「これから」の男性の育児参画 ～父親の役割を考える～	31
大阪教育大学 教育学部 准教授 小 崎 恭 弘	
4. 「これから」の教育支援 ～未来への投資～	51
環太平洋大学 学長 大 橋 節 子	
5. 「これから」の婚活支援 ～若者の恋愛観からみる～	89
マーケティングライター 牛 窪 恵	
6. 「これから」の都市部と地方のライフスタイル ～豊かな暮らしのあり方と、この国のゆくえ～	103
首都大学東京 都市教養学部・人文社会系 准教授 山 下 祐 介	
7. 人口減少社会での地域医療のあり方 ～医療・介護のシームレスな体制の構築に向けて～	113
八尾市立病院事務局企画運営課 課長 朴 井 晃	
平成28年度公募論文	
＜最優秀賞受賞論文＞	
市営住宅における単身入居者の孤独死 ～残された家財道具等の処分について～	133
八尾市 建築部 岩 本 慶 則	
参考資料	
これまでの研究紀要（創刊号から第19号までのテーマ一覧）	147



研究紀要

特集

人口減少社会を豊かに生きる



人口減少時代に向う日本の針路 ～「一億総活躍社会」の実現に向けて～

株式会社ニッセイ基礎研究所 主任研究員
土堤内 昭雄

プロフィール

どてうち あきお

1953年東京都生まれ。1977年京都大学工学部建築系学科卒業後、(株)竹中工務店入社。1985年マサチューセッツ工科大学大学院高等工学研究プログラム修了。

1988年ニッセイ基礎研究所入社。2013年東京工業大学大学院博士後期課程（社会学専攻）満期退学。

「少子高齢化・人口減少とまちづくり」、「コミュニティ・NPOと市民社会」、「男女共同参画とライフデザイン」等に関する調査・研究および講演・執筆を行う。

厚生労働省社会保障審議会児童部会委員（2008年～2014年）、順天堂大学国際教養学部非常勤講師（2015年度～）等を務める。著書に『父親が子育てに出会う時』（筒井書房）、『「人口減少」で読み解く時代』（ぎょうせい）など。

はじめに～人口減少と一億総活躍社会

わが国は急速な人口減少時代を迎えている。2016年10月、総務省が公表した2015年の国勢調査の確定値では、日本の総人口は1億2,709万5千人と、前回の2010年調査から96万3千人の減少となった。都道府県別ではこの5年間に人口が増加したのは沖縄県、東京都、埼玉県、愛知県、神奈川県、福岡県、滋賀県、千葉県の8都県のみで、残る39道府県では減少した。全国1,719市町村をみても、全体の82.5%に当たる1,419市町村で人口が減っている。

政府は人口減少時代に向けて「一億総活躍社会」の実現を目指し、「希望を生み出す強い経済」として「名目GDP600兆円」、「夢をつむぐ子育て支援」として「希望出生率1.8」、「安心につながる社会保障」として「介護離職ゼロ」を目標に掲げている。少子高齢化に歯止めをかけ、50年後に1億人の人口規模を維持し、年齢・性別・障がいの有無などに関わらず、誰もが活躍できる社会が、成長と分配の好循環を生み出すことにつながるとしているのだ。

厚生労働省の人口動態統計の年間推計では、2016年の日本の出生数は98万千人と、統計をとり始めた1899年以降初めて100万人を下回った。一方、死亡数



は129万6千人で、2016年の年間の人口自然減は31万5千人にもものぼる。地方中核市がひとつ消滅するほどの人口減でありながら、日本社会が直面する人口減少に対する危機意識はまだまだ薄いように思われてならない。

人口減少の課題は単に人口の減少だけにとどまらない。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月中位推計）（<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/sh2401top.html>）」をみると、2060年の日本の総人口は、2010年と比較して4,132万人減少して8,674万人（67.7%）になる。15歳から64歳の生産年齢人口は、2010年から3,756万人減少して4,418万人（54.0%）だ。2060年に日本が迎える人口減少社会は、減少する人口の9割を生産年齢人口が占めるのだ。その結果、従属人口（15歳未満の年少人口と65歳以上の老年人口の合計）を生産年齢人口で割った従属人口指数は、57から96に上昇し、社会的扶養が大幅に拡大する。

即ち、日本の人口減少は人口構造が現在と相似形で縮小するのではなく、相対的に生産年齢人口が大きく減り、社会を支える側の人と支えられる側の人の数がほぼ等しくなる「肩車型」社会へ移行するドラスティックな変化なのである。できれば出生数の増加により、生産年齢人口や労働力人口の増加をもたらすことが望まれるが、人口構造上からは極めて困難だと言わざるを得ない。したがって、日本社会が持続可能であるためには、これからの人口減少対策として「一億総活躍社会」の実現が重要になるのである。

第1の目標の「名目GDP600兆円」の達成には、「労働生産性」の向上が不可欠だ。日本の人口ピラミッドをみると、今後の人口増加が期待できないのは明らかであるからだ。一定の経済成長を目指すためには、労働力人口の確保と同時に、時間当たりの労働生産性の向上を図らねばならない。将来的には、人工知能（以下AIとする）などの発達により生産性は大幅に改善するだろうが、同時に、われわれの働き方や労働市場は大きな影響を受けるだろう。

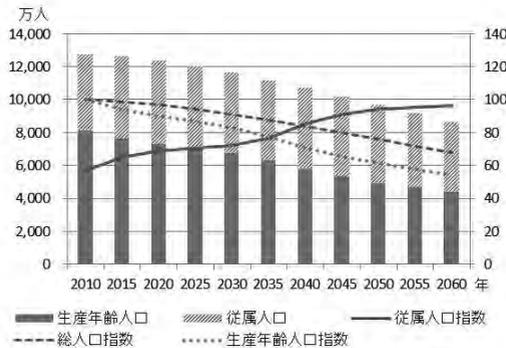
第2の目標の「希望出生率1.8」の実現に向けては、仕事と子育てが両立する「共働き社会」をつくり、女性の就労を後押しすることが重要だ。共働き世帯は、経済的に自立した夫と妻が対等に形成する世帯がある一方、男性の収入低下に伴って夫と妻の収入の合算でなんとか家計を維持する補完型の共働き世帯が増えている。今や男女の働き方は大きく変わり、共働き世帯は専業主婦世帯の1.6倍にのぼり、「共働き社会」へと大きく変容しつつある。

第3の目標の「介護離職ゼロ」に向けては、「仕事と介護の両立」の促進が求められる。将来の労働力人口の減少は、個別企業にとっては人材不足リスク

につながる。企業が多様な人材を確保するためには、ワーク・ライフ・バランスの実現により、「介護離職」や「育児離職」を防止し、現有勢力の就業人口を少しでも減らさないことが重要だ。しかし、「介護離職」を防ぐための「仕事と介護の両立」を図る取り組みはまだ緒に就いたばかりである。

このように、「一億総活躍社会」の実現に向けた「生産性向上」、「共働き社会」、「介護離職ゼロ」の実現のためには、「働き方改革」が重要課題であることがわかる。本稿では、今後の労働力人口や就業者数の推移を踏まえ、人口減少時代に向う日本が、持続可能であるために「一億総活躍社会」の実現に向けて取り組むべき「労働生産性の向上」、「共働き社会の形成」、「介護離職の防止」と未来の「働き方」について考えてみたい。

図表1 日本の将来推計人口



(注) 指数は右目盛、総人口指数と生産年齢人口指数は2010年を100とする
 (資料) 国立社会保障・人口問題研究所
 「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」より作成

1. 労働力人口の動向

(1) 減少する労働力人口

総務省「労働力調査 (<http://www.stat.go.jp/data/roudou/>)」の長期時系列データによると、労働力人口ⁱ⁾は1998年の6,793万人をピークに低下、2015年には6,598万人と200万人近く減少している。一方、高齢化が進展して65歳以上の老年人口が増加するなか、非労働力人口ⁱⁱ⁾が増加傾向にあり、2000年以降

i) 「労働力人口」は15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの

ii) 「非労働力人口」は15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者で、通学者、家事従事者、高齢者など



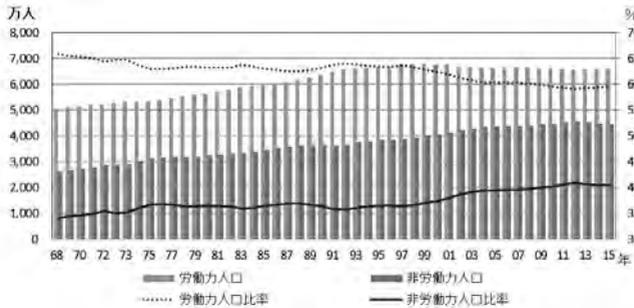
は4,000万人を超えて、2015年は4,473万人にのぼっている。

労働力人口比率ⁱⁱⁱ⁾は、2009年以降は6割を下回り、2015年には59.6%となり、非労働力人口比率は4割を超えた状態が続いている。つまり15歳以上の人の5人に2人は、通学者や家事従事者、高齢者などの非労働力なのである。近年では、それ以外にもメンタルヘルスの問題や社会的孤立から無業者となる人が増えており、社会的孤立無業者（SNEP）とよばれる人は162万人にのぼると推計されている。

また、就業者数^{iv)}は1997年の6,557万人をピークに減少傾向で、2015年は6,376万人と180万人あまり減少している。就業率は1999年以降、6割を下回っており、2015年は57.6%になっている。今後、少子化による人口減少が続き、子育て期の女性や高齢者の労働参加が進まなければ、労働力人口比率や就業率はますます低下するだろう。

一方、完全失業者数^{v)}は2002年に359万人、完全失業率は5.4%に達したが、以降は減少・増加を繰り返し、2015年は222万人、完全失業率も3.4%に低下した。しかし、産業構造や経済状況の変化から生じる人材のミスマッチが拡大すれば、完全失業者数の増加および完全失業率の上昇が再び起こる可能性もある。

図表2 労働力人口（比率）と非労働力人口（比率）の推移



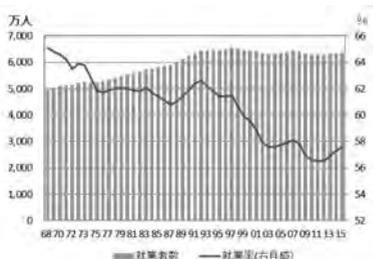
(資料) 総務省「労働力調査」より作成

iii) 「労働力人口比率」は15歳以上の人口に占める「労働力人口」の割合

iv) 「就業者」は「従業者」と「休業者」を合わせたもので、「就業率」は15歳以上の人口に占める「就業者」の割合

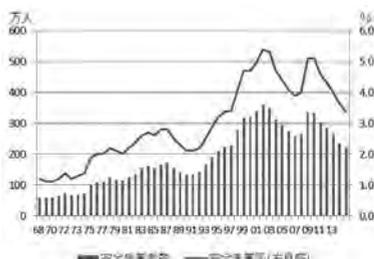
v) 「完全失業者」は次の3つの条件を満たす者 (①仕事がなく調査期間中に少しも仕事をしなかった、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査期間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた)

図表3 就業者人口と就業率の推移



(資料) 総務省「労働力調査」より作成

図表4 完全失業者(率)の推移



(資料) 総務省「労働力調査」より作成

(2) 就業者数の将来推計

厚生労働省「平成27年度雇用政策研究会報告書 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000105744.html>)」(平成27年12月1日)では、「経済成長と労働参加が適切に進まないケース」(ケース1)と「進むケース」(ケース2)に分けて、2020年および2030年の就業者数の推計を行っている。ケース1は、「復興需要を見込んで2020年まで一定程度の経済成長率を想定するが、2021年以降は経済成長率はゼロ、かつ労働市場への参加が2014年の性・年齢階級の労働力率固定の場合」とし、ケース2は、「日本再興戦略を踏まえた高成長が実現し、かつ労働市場への参加が進む場合」としている。

2014年の就業者数の実績値に対して、ケース1では2020年に305万人減少、2030年には790万人減少する一方、ケース2では2020年に30万人増加、2030年に182万人の減少となっている。ケース2ではケース1に比べて2030年の就業者数の減少を600万人程度緩和できるが、そのうち6割近くは女性の寄与であり、今後の就業者数の動向は女性の労働参加が鍵になることがわかる。いずれのケースでも、2030年には大幅な就業者数の減少が見込まれる。

図表5 就業者数の将来推計値(2020年、2030年) 単位: 万人

	2014年 実績値	2020年		2030年	
		ケース1	ケース2	ケース1	ケース2
男性	3,621	3,435 (-186)	3,582 (-39)	3,167 (-454)	3,427 (-194)
女性	2,729	2,611 (-118)	2,799 (+70)	2,394 (-335)	2,742 (+13)
全体	6,351	6,046 (-305)	6,381 (+30)	5,561 (-790)	6,169 (-182)

(注) 四捨五入により男性と女性の合計は、全体値の表記とは一部一致しない

(資料) 厚生労働省「平成27年度雇用政策研究会報告書」より作成



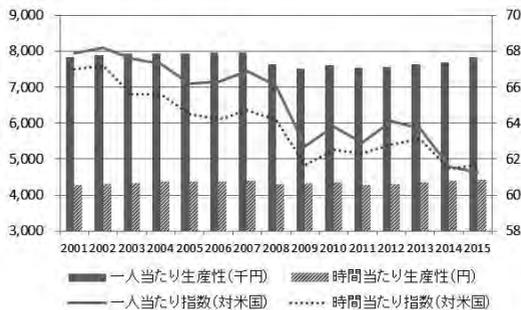
2. 労働生産性の向上

(1) 日本の労働生産性

経済成長は就業人口と労働生産性に規定される。労働力人口や就業者数の減少が不可避であるなら、経済成長を維持するには労働生産性の向上が不可欠だ。「労働生産性の国際比較 2016年版 (http://www.jpcnet.jp/intl_comparison/)」(日本生産性本部)によると、2015年の日本の労働生産性は「一人当たり74,315ドル(783万円/購買力平価換算)」、「時間当たり42.1ドル(4,439円)」だ。OECD加盟35か国中22位と20位で、いずれも米国の約6割の水準にとどまっている。

日本の名目労働生産性を対米国指数で見ると、「一人当たり生産性」、「時間当たり生産性」とともに2001年度から6ポイントほど差が拡大している。特に、日本の卸売・小売業など第三次産業の生産性は低く、より付加価値の高い産業構造への転換が求められる。日本の労働生産性が米国並みに改善されれば、就業人口減少の影響を大幅に緩和することができるからだ。

図表6 日本の労働生産性の推移



(資料) 日本生産性本部「労働生産性の国際比較2016年版」より作成

(2) 生産性向上に向けて

労働生産性の向上のためには、抜本的な「働き方改革」が必要だ。2016年8月の厚生労働省の懇談会の報告書「『働き方の未来2035』～一人ひとりが輝くために～ (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12600000-Seisakutoukatsukan/0000133449.pdf#search=%27%E5%83%8D%E3%81%8D%E6%96%B9%E3%81%AE%E6%9C%AA%E6%9D%A52035%27>)」には、2035年に向けた「働き方改革」を示す興味深い提言がされている。特に、AIを中



心とした技術革新は、労働力人口減少の緩和や生産性の向上に寄与すると同時に、働く時間や場所などさまざまな制約を解消し、全ての人が自由で自律的な働き方ができるようになるチャンスだとしている。

今後は、兼業や副業を原則として認める企業も増え、人々の能力を一層活用するための環境整備も進むだろう。わが国は労働時間を延長して「一人当たり」の労働生産性を高めるのではなく、「時間当たり」の労働生産性を向上させる「働き方改革」を実現することで人口減少時代を乗り越えなくてはならない。

3. 共働き社会の形成

(1) 仕事と子育ての両立

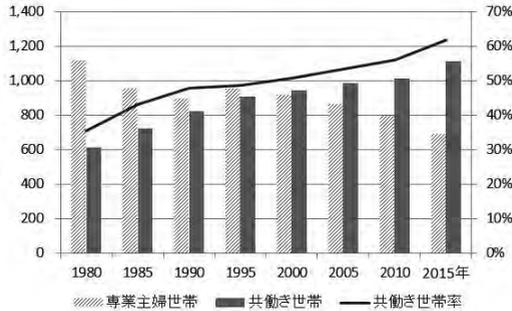
1960年代以降、日本の高度経済成長期には、工業化に伴う雇用労働の増加と職住分離が起こり、家事・育児などの無償労働を主に女性が担う性別分業による近代家族が主流となった。しかし、近年では、女性の高学歴化や産業のサービス化、ICTの発達による多様な働き方の拡大が女性の社会参加を促し、「共働き」というライフスタイルが広がっている。その結果、1990年代後半から共働き世帯数は専業主婦世帯数を上回り、2015年には専業主婦世帯の1.6倍に当たる1,114万世帯になった。

労働力人口が減少するなかで女性の就労促進は不可欠だ。近年では女性の労働参加率が高い国ほど出生率も高いという傾向がみられるが、わが国では実際に子育てしている女性が、安心して仕事ができる保育所などの就労環境は十分とは言えない。仕事と子育ての両立が難しい状況下では、出産を機に離職する女性も多く、出産による機会損失を恐れて結婚自体を躊躇する人もいる。

日本の高度経済成長期の「働く夫+専業主婦」という男性片働きモデルの時代は終焉した。日本において女性就労の促進が出生率を高め、少子化の歯止めになるためには、男女がともに仕事と子育てを両立できる環境整備を行い、男性の働き方改革と家事・育児などのケア労働に対する意識改革を進め、仕事と子育てをとともに担う新たな「共働き社会」を構築することが必要だ。世帯収入の多寡に関わらず、妻が就労することで夫の家計負担を、夫が主体的に家事を担うことで妻の家事負担を軽減する、「夫と妻」双方の仕事と子育てが両立する「共働き社会」である。



図表7 共働き世帯数等の推移



(資料) 総務省「労働力調査」等より作成

(2) 共働き社会に向けて

2015年の雇用者は5,284万人、そのうち非正規雇用者は1,980万人と全体の37.5%を占めており、年々上昇している。一方、非正規雇用者のなかで「不本意非正規（正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者）」の割合は16.9%で、年代別では25～34歳の子育て世代が26.5%と最も多くなっている。お金のかかる子育て期に安定した正規雇用を望むものの、子育てをしなからフルタイムで働くことが難しい「共働き世帯」が多いことの証拠だろう。

2015年の非正規雇用者は、女性全体では55.6%、有配偶女性に限ると62.9%にのぼる。共働き世帯の増加は、妻がフルタイムで働く共働き世帯が増えているのではなく、パート雇用など短時間勤務の就業者が増えたことによるものだ。つまり多くの妻が非正規雇用者で、主たる稼ぎ手である夫の家計補助的な位置づけにありながら、妻の収入の比重が相対的に大きくなっているのだ。

近年、共働き世帯が増えるなかで、税制改革の論議で^{そしょう}の議論がよくあがるのが配偶者控除の見直しだ。政府は本格的な人口減少時代の労働力を確保するために女性の活躍を推進し、その就労を後押ししている。しかし、パートやアルバイトなどで働く女性が、配偶者控除の「103万円の壁」という年収要件があるために、就労時間を自己抑制しているケースがよくみられるのだ。

2017年度税制改正に向けては、配偶者控除の全面廃止、共働き世帯にも適用する「夫婦控除」の新設、パート主婦世帯の減税枠の拡大が検討された。その結果、政府与党の税制改正大綱では、パート主婦の年収要件を150万円に引き上げ、減税分の税収をカバーするために、夫の年収が1,220万円を超えると適

用外にすることが決まった。しかし、本来の一億総活躍社会が目指す「女性の活躍」には、男女が経済的に対等な関係の女性就労を促進し、「働き方」に中立的な個人単位課税が必要ではないだろうか。

夫婦が共働きになると、従来の家事・育児・介護などの家庭における無償労働をどのように負担するのかが大きな課題になる。外部サービスの利用には相応のコストがかかり、それに見合う収入が必要だ。また、育児や介護といったケア労働は、労働集約的で非効率な面もあり、膨大な需要を満たすだけのサービスをすべて供給することは難しく、完全に外部化することはできないだろう。

今後、AIなどの活用により大幅に労働生産性が向上すれば、男女が有償労働の時間に替えて、より多くの無償労働の時間を共有することが可能になるだろう。一億総活躍社会では、多くの人々が有償労働において活躍するとともに、ケア労働などの無償労働においても一定の役割を担うことが必要だ。

4. 介護離職の防止

(1) 大介護時代の到来

団塊世代が65歳に到達し高齢化率はますます高まっている。9年後の2025年にこれらの人たちが75歳以上の後期高齢者の仲間入りをすると、日本はまさに“大介護時代”を迎える。平成28年9月現在、公的介護保険の65歳以上の被保険者は約3,400万人、そのうち要介護・要支援認定者は615万人、うち男性が188万人で女性が427万人だ。高齢者全体の要介護割合は18.1%、75歳以上の後期高齢者では32.4%だ。長男長女時代となった今日、夫婦の4人の老親が75歳以上であれば、子ども世代にとっては少なくとも親のひとりには介護が必要な状況なのである。少子化時代は家族介護の負担が大きくなる時代でもあり、介護離職をせざるを得ない人も増えているのである。

厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査の概況 (<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa13/>)」によると、要介護者の3人に2人は主に同居家族に介護されている。近年では同居する主な介護者のうち「子の配偶者」（主に要介護者の息子の妻）が大幅に減少しているが、それは専業主婦世帯が減り、40～50歳代の働く女性が増えているからだ。仕事を持つ妻は夫の親の介護まで手が回らず、多くの中老年男性が親や配偶者の介護に直面し始めている。

同居または別居する家族の主な介護者の多くは女性だが、近年では男性比率が上昇している。それは男性の生涯未婚率が2割を超え、老親を抱えた無配偶

1

2

3

4

5

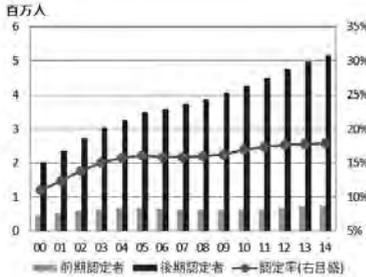
6

7



男性が増えているためだ。年齢別では男女ともに50～60歳代が全体の5～6割を占め、仕事を持っている中高年介護者が多くなっている。また、「一人暮らし」高齢者が増えた結果、別居家族による介護も増加し、2020年には高齢者世帯の4割近くが「一人暮らし」になるため、ますますその傾向が強まると思われる。

図表8 要介護認定者数の推移



(資料) 厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」より作成

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyosyo/14/index.html>

図表9 性別・就業状態別介護者数



(資料) 総務省「平成24年就業構造基本調査」より作成

総務省「平成24年就業構造基本調査 (www.stat.go.jp/data/shugyou/2012/pdf/kgaiyou.pdf)」(平成25年7月12日)によると、15歳以上人口で介護をしている人は557万人、うち男性が200万人で36.0%、女性が357万人で64.0%だ。そのうち有業者は291万人で52.2%を占め、男性は131万人(男性介護者の65.3%)、女性は160万人(女性介護者の44.9%)となっている。

また、過去5年間(平成19年10月～24年9月)に介護・看護のために離職した人は、48万7千人で、女性が8割を占めている。年毎にみると、平成19年8万9千人、平成20年8万2千人、平成21年9万9千人、平成22年8万4千人、平成23年10万千人となっている。平成23年の離職者10万千人のうち、男性は2万人、女性は8万千人で、現在の就業状態が無業である者は男性1万6千人、女性6万7千人、合計すると8万3千人となり、いったん離職すると8割以上の人が無業状態になっている。

(2) 介護離職防止に向けて

介護の発生時期は予測がつかない。一人ひとりが常に介護に備えるため自らのワーク・ライフ・バランスを考えねばならない。要介護度が4や5になると



介護時間が終日となる割合が過半数を超え、介護離職のリスクが一気に高まるので要介護者の介護レベルを要支援や要介護1か2程度でとどめることが重要だ。そのためには、普段から介護予防に努めるとともに、介護が必要になった場合、介護保険サービス等がすぐに利用できるように事前準備しておくことが重要である。介護の空白期間が生じると介護度が急速に進むからだ。

また、介護は子育てと違い、将来の状況が見えづらい。介護者が介護で疲弊しないように介護保険サービスや、介護者の休息のためのレスパイトケアを上手に活用し、相談相手をつくるなど介護を一人で抱え込まないことも重要だ。厚生労働省作成「仕事と介護の両立モデル～介護離職を防ぐために（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000123113.pdf>）」（平成26年3月発行）などを参考に、介護に関するノウハウを身につけておくに役に立つ。

一方、企業は介護離職防止に向けて、従業員の介護実態の把握が必要だ。公的介護保険制度をはじめ介護情報を従業員に周知することや、介護休業の分割取得等の企業福祉制度および柔軟な働き方を実現する就業環境の整備、組織づくり、人事マネジメントの向上などが求められる。人口減少時代の企業経営にとって介護離職防止への取り組みは、大災害やテロ、感染症などの緊急事態に遭遇した企業が事業継続のために策定する事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の一環として捉えるべきではないだろうか。

5. 「一億総活躍社会」に向けて

(1) 多様で柔軟な働き方

これまで企業活動は、性別役割分業を前提にした時間制約の少ない男性社員を中心に展開されてきた。家事や育児、介護などは専業主婦の妻に任せ、夫は体力が続く限り働くことができた。以前「24時間戦えますか」という栄養ドリンク剤のコマーシャルもあったが、「24時間働ける人」だけが社員として一人前とされ、時間制約のある働き方しかできない人は同じ労働市場には参入できなかった。

近年では老々介護が増加し、老親や配偶者の介護のために出張や残業などが制約され、最終的に離職に追い込まれる中高年管理職もいる。仕事と介護などの両立が困難な管理職に対して、不当な降格や配置転換を行うなどの「ケアハラスメント」が起こる一方、組織の中核を占める管理職が離職する影響は企業にとっても深刻になっている。



また、がんと診断される人は年間約100万人にものぼり、これまでは治療に専念するために離職する人が多かった。しかし、近年ではがん患者が診断から5年後に生存している割合（5年相対生存率）がほぼ6割に達し、厚生労働省の試算（2008年）ではがん治療をしながら就業を続ける人は32万5千人にのぼる。そのなかには、治療や体調不良のために就労時間に制約が生じ、それを理由に不当な扱いを受ける人もいるという。

このように今日企業で働く人のなかには、女性の妊娠・出産や子育てをはじめ、親や配偶者の介護、本人自身や家族の病気療養など、「自他のケア」のために時間制約を抱えて働く人が増えている。政府の成長戦略として「女性の活躍」が推進されているが、企業が人口減少時代に人材を確保するためには、男女を問わず育児・介護・療養など「自他のケア」をしながら一定の制約のなかでの多様で柔軟な働き方が不可欠なのである。

(2) 生産性を高める社会環境

日本が直面している人口減少問題には、労働力の数だけではなく、労働力の生産性という、もう1つの重要な側面がある。一億総活躍国民会議の緊急対策には、「子育てや介護と仕事が両立しやすくなることなどにより、様々な人材が参加することで、社会に多様性が生まれる。それが労働参加率の向上だけでなく、イノベーションを通じて生産性の向上を促し、経済の好循環を強化する」とある。即ち、社会保障という安全ネットが整備された社会では、国民が安心して働くことができるが故に、生産性の高い社会が構築されるというのだ。

これまで人口減少社会への対応は、人口を増やすことに注力してきた。しかし、これからの対応策としては、人々の能力を十分発揮できる社会づくりが重要だ。サーカスの綱渡りに例えるなら、安全ネットがない場合、演技者は転落リスクを考えて8割程度の能力しか発揮できないかもしれないが、安全ネットがあれば、全ての能力を、あるいはそれ以上の能力を発揮するかもしれない。

社会保障という安全ネットの整備によって国民の就業率と生産性が1割上昇すれば、たとえ人口が1割減少してもGDPは維持され、一人当たりGDPという生産性は向上する。「介護離職」や「育児離職」の心配ない社会とは、国民が将来への不安を感じないような生活保障に支えられた、誰もが存分に自らの能力を発揮できる“個を活かす”社会に他ならない。今後、国には人口減少時代の多様な働き方が可能となる社会環境の整備と国民の多様性を育む新たな教育政策の実現が、企業には従業員がさまざまな制約のなかでも働きやすい組



織・体制づくりと人材マネジメントが求められるだろう。

(3) 長寿時代のライフデザイン

リンダ・グラットン、アンドリュー・スコット著『ライフシフト～100年時代の人生戦略』（東洋経済新報社、2016年）では、人々は長寿になり一層長い年数働かなければならなくなると指摘している。今後、長寿化時代の働き方はどうなるのだろうか。これまでのように就学期間が終わって新卒採用され、定年を迎えるまで終身雇用が保障される「働き方」は少なくなるだろう。

長寿化により就業期間が50年以上にも及ぶ一方、同じ産業や企業がそれほど長期にわたり存続するとは限らない。また、以前のOA化やICT化が示すように、われわれが持つ職業スキルも生涯にわたり通用するわけではない。職業能力を高めるためには、キャリアをいったん中断することも必要になるだろう。今後、ロボットやAIの普及に伴い、常に職業スキル向上のための自己投資が必要になるとともに、新たなスキルを活かす付加価値の高い産業分野への労働移動が重要だ。

長寿時代には誰もが加齢による体力・知力の衰えを経験する。長生きリスクを乗り越えて幸せに生きるには、新たな自己投資による多くの有形・無形の「資産」づくりを行い、心身ともに加齢状態に則した適切な働き方が必要だ。また、親や配偶者の介護、病気の治療などによるさまざまな制約が生じるため、時間や場所に縛られない柔軟な働き方が求められる。今、高齢先進国である日本にとって、本当に「長寿化」を喜べる社会を実現できるかどうかが問われている。

おわりに～人口減少を超える未来の「働き方」

日本は少子高齢化の進展から本格的な「人口減少」と「長寿化」の時代を迎えている。人口減少により将来の労働力人口の減少は疑う余地はないが、それは即ち労働力不足を意味するのだろうか。また、長寿化により一層長い年数働かねばならない時代に、AIなどの技術イノベーションは、われわれの「働き方」にどのような変化をもたらすのだろうか。

2013年にオックスフォード大学のオズボーン氏等が発表した論文『雇用の未来（THE FUTURE OF EMPLOYMENT:HOW SUSCEPTIBLE ARE JOBS TO COMPUTERISATION?）』によると、今後10～20年程度で、アメリカの雇用者の約半分は、AIやコンピューターによって仕事が代替されるリスク

1

2

3

4

5

6

7



が高いという。Amazonは、AIを活用したレジのないコンビニ店舗『Amazon Go』を2017年早々に開設するという。やがてレジ係がいらない無人化したスーパーマーケットが主流となる時代が来るかもしれない。

最近のAIの発達は、グーグルの「アルファ碁」がプロ棋士に勝ったり、本格的な小説を創作したり、人間本来の創造的領域にまで及んでいる。ロボットがルーチン的な仕事しかできなかつた時代から、AIやビッグデータを活用し、知的な仕事を代替する時代が確実に迫っている。これまで人間以外には困難と考えられてきた既存の多くの仕事もAIやロボットに代替されるかもしれない。

人口減少時代の経済成長のためには、AIやロボットによる労働の代替化は不可欠だ。しかし、それらが知的分野を含む社会の広い範囲に及ぶと、仕事に就ける人が限定され、失業者が増加し、所得格差の拡大が一段と進むのではないだろうか。また、AIやロボットが人間の労働を代替できる分野が限られても、その代替によって雇用や所得を奪われる人たちの消費が低迷すれば、他分野の雇用の減少につながることも想定される。

昨年6月、政府は名目GDP600兆円に向けた成長戦略「日本再興戦略2016 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf#search=%27%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%86%8D%E8%88%88%E6%88%A6%E7%95%A52016%27))」を公表した。そのなかで、AIやロボットの活用による「生産性革命」をひとつの課題に掲げ、第4次産業革命の実現に伴う新たな有望成長分野の創出を打ち出した。同戦略には、「技術や産業の変革に合わせて、人材育成や労働市場、働き方を積極的に変革していかなければ、雇用機会は失われ、雇用所得は減少し、中間層が崩壊して二極化が極端に進んでしまう」と書かれている。

今後は、新たな成長分野を創造するとともに、生産性の高い分野への労働移動を促進し、AIを活用した産業構造への転換を進めなければならない。それが遅れば、たとえ働く意欲や能力を有していても、労働市場で仕事に就けずに所得を得られない中間層が出現する可能性があるからだ。

少子高齢化がもたらす「人口減少」と「長寿化」は、われわれの今後の「働き方」に大きな影響を与えるだろう。少子高齢社会では、多くの人は子育て、介護、病気療養などさまざまな条件のもとで働くことになるが、AIやロボットは、勤務時間や勤務場所の制約からある程度われわれを解放してくれる。AIが労働力人口減少の歯止めとなり、長寿化社会の柔軟かつ多様な働き方の実現に寄与することが期待される一方で、人間はAIによって「仕事を奪われ



る」のか、それとも「仕事から解放される」のか、その未来は不確定だ。人口減少を超える未来の「働き方」は、われわれの従来の労働観を根底から揺さぶり、『人間は何のために働くのか?』という根源的な問いを投げかけることになるかもしれない。

「これから」の家族政策

一少子化対策からの転換—

増田社会保障研究所 代表（前 岡山県立大学 教授）

増田 雅 暢

プロフィール

ますだ まさのぶ

1954年埼玉県生まれ。1976年東京大学教養学部教養学科卒。保健福祉学博士。1981年厚生省（現・厚生労働省）入省。社会保障政策の企画立案、各種制度運営を担当。介護保険制度の創設業務や厚生白書の作成業務を担当。内閣府において少子化社会対策を担当。岡山市民生部長、九州大学法学部助教授、上智大学総合人間科学部教授、岡山県立大学保健福祉学部教授等を務める。

専門は、社会保障政策論、介護保険、少子化対策等。

主な著書：『介護保険見直しの争点』（2003）、『これでいいのか少子化対策』（2008）、『世界の介護保障（第2版）』（編著。2014）、『アジアの社会保障』（編著。2015）、『介護保険の検証』（2016）『逐条解説 介護保険法（改訂版）』（2016）など。

1. 少子化の進行と人口減少

2016年10月26日、総務省から「平成27年国勢調査」結果が公表された。わが国の人口は、2015年10月1日現在で1億2,709万人と、5年前の2010年と比較をして、96万人、0.8%の減少であった。1920年の調査開始以来、国勢調査史上初めての人口減少が確認された。毎年、日本で生まれる子どもの数が大きく減少していることが、人口減少の要因である。また、人口の少子高齢化の進行も顕著であり、15歳未満人口の割合は12.6%と世界で最も低く、65歳以上人口の割合（高齢化率）は26.6%と、世界で最も高い水準となった。

2016年5月5日の子どもの日にあわせて総務省が発表した15歳未満の子どもの数（2016年4月1日現在）は1,605万人と、前年に比べて15万人減少、1950年以降で過去最低を記録した。総人口に占める割合も12.6%と、1975年から42年連続で低下し、過去最低であった。

こうした出生数の低下により子どもの数が少なくなる現象を「少子化」と呼ぶようになったのは、1990年代のことである。

図1は、我が国の出生数と合計特殊出生率の年次推移を示したものである。

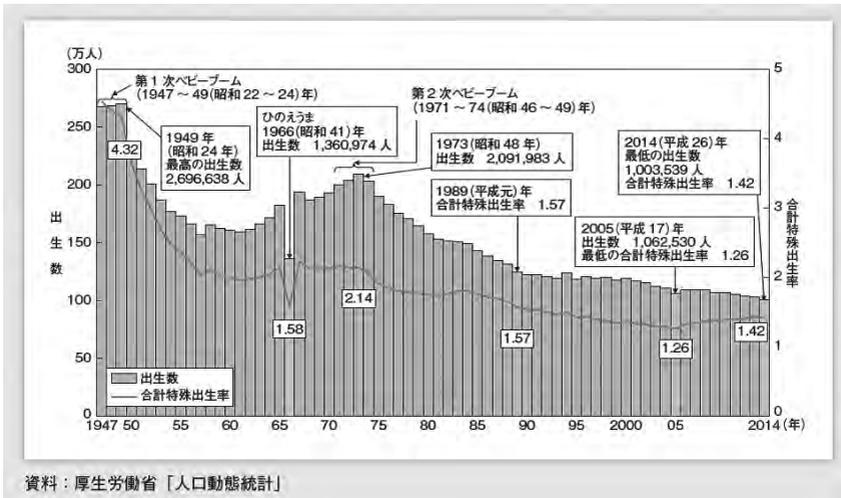


我が国の年間の出生数には、2つの山がある。ひとつは第1次ベビーブーム期（1947～49年）であり、約270万人であった。この世代は、「団塊の世代」と呼ばれた。ふたつは第2次ベビーブーム期（1971～74年）であり、約210万人であった。この世代を「団塊ジュニア」という。

1975年には200万人を割り込み、その後は毎年減少し続け、1984年には150万人を下回った。1991年以降は増加と減少を繰り返しながら、穏やかな減少傾向となった。2015年の出生数は約100万人となり、2016年の出生数は初めて100万人を割り込み、98万1千人の見込みとなっている。

合計特殊出生率ⁱの推移をみると、第1次ベビーブーム期は4.3を超えていたが、1950年以降急速に低下した。その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移したが、1975年に2.0を下回ってから再び低下傾向となり、人口が減少することとなる人口置換水準の約2.1を下回って推移するようになった。1989年には、それまで最低であった1966年（丙午の年ⁱⁱ）の数値を下回る1.57

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



(出典) 内閣府「平成28年版少子化社会対策白書」

ⁱ 合計特殊出生率とは、その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むと仮定したときの子ども数に相当する。

ⁱⁱ 丙午とは、干支の一つで、60年に1回該当する。丙午の年に生まれた女性は気性が激しいという迷信から、この年に子どもを産むのを避けた夫婦が多いと考えられた。



を記録した。このことが判明した1990年には、「1.57ショック」と呼ばれ、少子化傾向が初めて社会の注目を集めるようになった。

「1.57ショック」を契機に、1990年代中頃から政府は少子化対策に取り組むが、出生率の低下傾向は続き、2005年には過去最低の1.26まで落ち込んだ。2006年以降、上昇傾向となったものの、2015年には1.45と、今なお低い水準にとどまっている。

2. 少子化対策の経緯

1990年の「1.57ショック」を契機に、政府は、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にある「少子化」を問題として認識し、その対策の検討を始めた。最初の対策が、1994年策定の「エンゼルプラン」であった。これは、厚生省（現・厚生労働省）が中心として取りまとめたもので、エンゼルプランを実施するために「緊急保育対策等5か年事業」を策定し、保育の量的拡大や低年齢児保育の充実等の対策が講じられた。

その後、1999年には、「少子化対策推進基本方針」が定められ、従来のエンゼルプランと緊急保育対策等5か年事業を見直した「新エンゼルプラン」が策定された。2003年には、少子化社会対策基本法が制定された。同法により、内閣府に、総理を会長とし、全閣僚によって構成される少子化社会対策会議が設置されたほか、内閣府に少子化社会対策専任の事務スタッフが置かれた。また、他の業務と兼務ではあるが、内閣府に少子化対策の特命担当大臣が置かれることとなった。

2004年6月、少子化社会対策基本法に基づき「少子化社会対策大綱」が策定され、閣議決定された。同年12月には、大綱に盛り込まれた施策の効果的な推進を図るための計画「子ども・子育て応援プラン」が策定された。これは、2005年度から2009年度までの5か年の計画であり、従来の新エンゼルプランに代わるものであった。これにより、1990年代後半の厚生省中心の政策取りまとめから、内閣主導型の政策取りまとめへと、少子化対策の政策立案に変化が見られた。

2006年6月には、予想以上の少子化の進行に対応するために、少子化社会対策会議において、「新しい少子化対策について」が決定された。2007年12月には、少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられた。重点戦略に基づき、2007年12月、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が、政労使の代表等から構成される仕事



と生活の調和推進官民トップ会議において決定された。

2010年1月、少子化社会対策基本法に基づく新たな大綱が閣議決定された。これは「子ども・子育てビジョン」と呼ばれた。少子化社会対策会議の下に「子ども・子育て新システム検討会議」が発足し、子ども・子育て新システムに対する検討が始められた。その成果は、2012年8月、子ども・子育て支援法等、子ども・子育て関連3法の成立として結実した。これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」は、全市町村において、2015年度から実施されている。

2013年6月には、少子化社会対策会議において、「少子化危機突破のための緊急対策」が決定された。2015年3月には、新たな「少子化社会対策大綱」が閣議決定された。

また、保育所入所の待機児童の解消を図る「待機児童ゼロ作戦」は、2002年9月に始められた。保育所等の増設を図り、入所待機児童数を減少させることが目的であった。しかし、保育所の入所定数が増加しても、待機児童数は減少することがなかった。2008年2月には、さらに保育施策を質・量ともに充実強化するための「新待機児童ゼロ作戦」が発表された。2013年4月には、「待機児童解消加速化プラン」が策定され、2015年度から2017年度までを「取組加速期間」と位置づけ、保育の受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指すこととされた。

一方、企業が、従業員の子育て支援や、仕事と育児の両立支援を促進していくために、2003年、次世代育成支援対策推進法が制定された。同法に基づき、従業員数が一定規模以上の事業者は、行動計画を策定し、職員の子育て中の短時間就労や、育児休業の取得促進等の支援策を講じることとされた。同法は10年間の時限立法であったが、法の有効期間をさらに10年間延長して2025年3月末までとする法改正が行われた。

このように、1990年代半ばから2016年の現在に至るまで、少子化対策に関する計画の策定・実施やその計画の見直し、新たな対策の取りまとめなどが、何度も講じられた。

3. 少子化対策の現状

少子化対策の内容を分類すると、「子育て支援」、「結婚・出産支援」、「働き方改革」、「経済的支援」、「意識改革」に大別できる。

「子育て支援」の代表的なものとして、保育所の定員増や、低年齢児保育の



拡充等の保育所の整備促進がある。これについては、1990年代半ばの「緊急保育対策等5か年事業」以来、一貫して進められてきており、保育所定員数は、1995年4月の約192万人から、2015年4月の約226万人と、34万人増となった。次に、「小1の壁ⁱⁱⁱ」の打破のために、放課後児童クラブの増設がある。2006年5月では約1万5,900か所であったが、2015年7月には約2万2,600か所と大幅に増加した。また、子育て家庭等の負担感・不安感を軽減するため、育児不安に対する相談・援助や、親子が気軽に集うことのできる場の提供などを行う「地域子育て支援拠点事業」がある。

「結婚・出産支援」としては、まず、未婚化の進行が少子化の主な原因になっていることに鑑み、結婚の前提となる経済的基盤の安定を図るための若者の雇用の安定化対策がある。次に、地方自治体等による男女の出会いの場の創出や、出会う機会の促進策がある。さらに、2015年4月から、結婚費用や育児費用等を支援するために、両親や祖父母等から子・孫等に資金を一括して贈与する場合の非課税措置が創設されている（4年間の措置）。また、出産支援としては、医療保険による出産一時金の支給、妊娠時の健康診断の費用の無料化や不妊治療費用の補助などがある。

「働き方改革」としては、仕事と育児の両立支援、言い換えれば、ワーク・ライフ・バランスの推進である。具体的には、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得促進、育児期間中の短時間就労や育児休業の取得促進などである。育児休業については、1991年に法制化され、その後、育児休業取得期間の延長や育児休業給付金の引上げ等の措置が講じられている。次世代育成支援対策推進法に基づき、適切な行動計画を策定・実施し、その目標を達成するなど一定の要件を満たした企業は、厚生労働大臣の認定を受け、認定マーク^{iv}を使用することができる。

「経済的支援」としては、子育ての経済的負担の緩和や教育費負担の軽減がある。具体的には、児童手当や児童扶養手当の支給、保育所費・幼稚園費の軽減、高校授業料の無償化や大学生等に対する奨学金制度などがあげられる。

ⁱⁱⁱ 小学校就学前には保育所があるが、小学校入学後は子どもをあずける場所がなくなり、働く母親にとって離職を考えざるを得なくなる状況をいう。放課後児童クラブとは、労働等により親が昼間家庭にいない小学生に対して、放課後適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業である。

^{iv} この認定マークの愛称は「くるみん」という。2014年の次世代育成支援対策推進法の改正により、くるみん認定を受けた企業のうち、さらに高い取り組みを行った企業を認定する特例認定制度が創設され、愛称「プラチナくるみん」という認定マークを使用することができる。



「意識改革」としては、家族・地域の絆の再生や、社会全体で子どもを大切に、子育て家庭を支援するという機運を高めるために、「家族の日」や「家族の週間」^vの制定や、それにとまなう行事の実施がある。また、「マタニティマーク」や「ベビーカーマーク」^{vi}の普及啓発活動がある。

4. 少子化対策の課題

前述したとおり、1990年代半ばから、政府は数々の少子化対策の計画を策定・実施してきた。それにもかかわらず、出生率の低下傾向が続いた。ようやく2006年から上昇傾向にあるとはいえども、1.4台という低水準にとどまっている。出生数の減少、子どもの数の減少という少子化に歯止めがかかっていない。欧米諸国の中では、出生率を高率で維持している国があり、その差が際立っている^{vii}。日本において、これまでの少子化対策が効果を発揮していない原因は、どこにあるのだろうか。

第1に、政府の少子化対策への取り組みが遅かったことがあげられる。1990年代においては、「第2次ベビーブーム」世代の子どもたちの誕生、すなわち「第3次ベビーブーム」が2000年前後には到来するだろうと考えられていた。そのため、政府全体の政策の中で、少子化対策の位置づけは高いものではなかった。厚生省（現・厚生労働省）の施策が中心であったが、予算面での拡充が図られなかった。政策的な位置づけが高くなってきたのは、2000年代前半に少子化担当の特命担当大臣が置かれてから以降のことであった。ただし、当初は他の主要大臣との兼務であり、2005年10月末に就任した猪口邦子少子化担当大臣が、少子化対策専任の初めての大臣と呼べるものであった。しかし、猪口大臣も1年で代わり、その後も担当大臣はおおむね1年、なかには半年足らずで代わるという状態であった。その上、後述する通り、政府の組織機構の問題から、なかなか十分な取り組みを進めることが困難であった。

第2に、政策実施の不十分さを挙げることができる。その典型例が、「待機児童ゼロ作戦」である。小泉内閣時代の2002年に手掛けられながら、毎年4

^v 2007（平成19）年度から、「家族の日」は11月の第3日曜日、「家族の週間」はその前後各1週間で定められ、政府や地方自治体によるイベントが行われている。

^{vi} 「マタニティマーク」とは、女性が妊娠中であることを示すマークで、妊産婦に対する気遣いや、妊産婦にやさしい環境づくりを目指すもの。「ベビーカーマーク」とは、ベビーカー使用者が安心して利用できる場所や設備を示すためのマークで、事業者が、駅や車両、建築物等に掲示する。

^{vii} 『平成27年版少子化社会対策白書』によれば、2013年の数値で、アメリカ1.86、フランス1.99、スウェーデン1.89、イギリス1.83となっている。



月には全国で待機児童が約2万人存在するという状況を解決できずに、現在に至っている。すでに、2017年で16年目を迎えている。保育所定員の増加策が講じられてきたが、財政的な制約等から、その年における必要十分な数を整備できなかった。また、保育所が増えると、潜在的な保育ニーズが顕在化するため、待機児童が減少することはなかった。その結果、毎年4月には2万人台の待機児童数を数えた。2015年度から子ども子育て新制度を実施しても、大都市部における保育所利用の困難さには変化が生じなかった。2016年、「保育園落ちた日本死ね!!!」の匿名ブログが社会的な反響を引き起こし、国会でも取り上げられ、政府はあらためて緊急対策を講じることとなった。

待機児童問題の実態をみると、東京23区をはじめ政令指定都市等の都市部の問題であることがわかる。たとえば、2014年の場合、待機児童がいる市区町村は全体の約20%であり、そのうち待機児童が50人以上の市区町村は98自治体である。首都圏、近畿圏の7都府県、政令指定都市および中核市という都市部の待機児童が全体の約8割を占める。したがって、こうした都市部において重点的に待機児童対策に取り組むことが肝要である。また、待機児童を年齢別にみると、0歳から2歳までの低年齢児が全体の約7割を占めている。さらに、児童福祉法では、保育が必要な家庭に適切な保育サービスを提供することは、地方自治体の責務である。

こうした状況から、「待機児童ゼロ」を実現するためには、保育所定員増のための国の財政支援の拡充はもちろんであるが、待機児童を抱える地方自治体は、その年内にゼロにするという方針のもとに、さまざまな手段を講じるべきである^{vii}。従来の社会福祉法人中心の保育所整備に加え、民間企業による保育所経営の誘導や、事業所内保育の推進、いわゆる保育ママによる家庭的保育の推進等が手段として考えられる。保育所定員増という政策だけでなく、育児休業取得促進により、親による家庭保育を進め、低年齢児保育の需要抑制を図るなど、多様な対策を総合的に展開すべきであると考えられる。「家族の宝」であり「社会の宝」でもある新生児の誕生を迎えた夫婦が、「保活」^{ix}と呼ばれるよ

^{vii} 近年、横浜市の林文字市長、東京都の小池百合子知事というように、女性の首長が、待機児童ゼロに向けての対策に本格的に取り組んでいることは評価できる。特に、横浜市では、民間企業の保育所整備の推進等の手法により待機児童を大幅に減少させた。

^{ix} 「保活」とは、毎年春に行われる地方自治体の保育所入所申し込みにおいて、保護者が、必ず自分の子どもが入所できるようにさまざまな工夫を凝らしたり、奔走したりすることをいう。東京23区などの大都市部で、ゼロ歳児や1歳児の保育所入所が困難なことが多いことから、使われた言葉である。



うな保育所探しに忙殺され、疲労するような事態がなくなるようにしていきたいものである。

育児休業の取得促進についてみると、女性の場合は8割を超える取得率であるが、男性の取得率が極めて低い。政府は、男性の育児休業取得率の目標値を13%（2020年）に設定しているが、実際には2.65%（2015年度）と、遅々として進んでいない。北欧にみられる男性だけの育児休業期間の設定（パパ・クォータ制度）や育児休業給付金の引上げなど、抜本的な対策が必要である。さらに、就業者の3割（女性の場合は5割）を占める非正規労働者は、基本的に育児休業制度の適用外とされており、その改善策も必要である。

第3に、若者や子育て世帯のニーズに的確に応えることがなく政策が展開されてきた点である。1990年代から、少子化問題に関して政府は各種の調査を実施してきたが、少子化対策として常に上位の要望に入っていたものが、子育て費用や教育費の負担軽減という経済的支援策であった。

しかし、経済的支援策の代表である児童手当は、1990年代では軽微な改善策しか講じられなかった。ようやく2007年度のいわゆる乳幼児加算（3歳未満児の手当の引上げ）の実施や、2009年度の子ども手当の実施を経て、2012年度から「中学生修了まで支給、3歳未満児月1.5万円、3歳以上児月1万円」を基本とする児童手当制度となった。2006年度以前の児童手当が「小学校修了まで支給、第1子・第2子月0.5万円、第3子以降1万円」であったことに比較をすると、対象者の範囲、給付額ともに拡大している。

教育費の負担軽減策である大学等奨学金事業であるが、利用者は約140万人（2014年度）と、多くの大学生等が奨学金を得て学生生活を送っている。しかし、貸与制であるために、卒業後の返済が大きな負担となっている。奨学金といっても、実際にはローン（利子付きの貸付金）である。せっかく奨学金により大学を卒業できても、その後の返済が負担となり、人生が意図した通り進まなくなってしまうようでは、奨学金の意味がない。返済の減免制度や、給付型の奨学金制度の創設が望まれてきた。ようやく、2017年度から給付型奨学金制度の導入が行われる方向で、平成29年度予算案に実施に必要な予算が盛り込まれた。

第4に、社会的な意識改革の面でも不十分な点である。その典型例として、地域住民の反対のために保育所建設を断念する事例が生じている。こうした事例に対しては、関係の市町村の調整能力も問われるところである。また、親による児童虐待も後を絶たない。子育てに対して、地方自治体や児童相談所の積



極的な関与が求められる。

結局、第2次ベビーブーム世代が出産・子育てを行う時期と想定された1990年代後半から2010年頃までの間に、子育て支援、結婚・出産支援、働き方改革、経済的支援、意識改革に関する政策を、より集中的・重点的に行うべきであったが、その不徹底・不十分さが低出生率という結果を招いたと考えられる。2012年の「社会保障・税の一体改革」において、消費税率アップによる税収増の中から年約7千億円を少子化対策に充てるとしたこととし、遅ればせながら、財源面での対応がなされた。

少子化の進行は人口減少につながり、経済社会の活力の維持という点でも桎梏こくとなってきた。そこで、安倍内閣では、「ニッポン1億総活躍プラン」(2016年5月発表)の中に、希望出生率1.8を目標とし、2017年度末までに待機児童ゼロ、企業内保育所や小規模保育所等を活用した保育の受け皿50万人分の確保、保育士の給与改善等の措置を掲げた。少子化の進行や人口減少に危機感を持ち、出生率の向上、人口の維持(半世紀後に1億人)を図るという政策の方向性は妥当であるので、目標の実現に向けて施策の一層の推進を期待する。

5. 家族政策への視点の変更が必要

「子どもは社会の希望であり、未来の力である。次代を担う生命がたくましく育ち、自立した責任感のある大人となっていく社会への変貌は、すべてに優先されるべき時代の要請となっている。(略)少子化の流れを変えるための施策を強力に推進する。」と、2004年6月4日閣議決定の少子化社会対策大綱に記されているが、前述した通り、実際には少子化対策が「強力に推進」されたわけではなかった。

内閣府において少子化対策を担当した筆者の経験に即して考えてみると、そもそも「少子化対策」という呼び方自体が、国会議員や国民の間で無用な反発や誤解を招き、そのことが少子化対策の施策の拡充に対して社会全体の合意を得にくい状況があったと言うことができる。「無用な反発や誤解」の例は、次のようなものであった。

①少子化対策とは、女性や子どもだけの問題である

②少子化対策として出産を強制することは、戦前の「産めよ、増やせよ」といわれた時代に逆戻りであり、女性の自由を阻害するものである

1990年代から2000年代前半においては、「保育所は親の育児責任の放棄である」、「児童手当の拡充は、ばらまき福祉である」、「男性は育児よりも仕事に専

1

2

3

4

5

6

7

公
募
論
文
参
考
資
料



念すべきである」といった言葉が、国会議員の間でも語られることが多かった。こうしたことが、少子化対策の充実が遅れた要因の一つでもあった。

日本で講じられている少子化対策の多くは、西欧諸国では「家族政策」(ファミリーポリシー)と呼ばれる政策分野に入るものである。家族政策という言葉は、日本の行政分野では定着していないが、筆者は、「家族機能(家族により構成される世帯の生活維持や、家庭内における育児、教育等に関する機能)を維持していくために、家族や家庭内の問題を未然に防いだり、あるいは解決したりすることを目的として、家計や生活面において、社会的に家族を支援する政策」と定義する^x。家族政策の範囲や内容は、日本で行われている政策をもとに整理すると、次のとおりである。

- ① 出産や子育て等の家族の生活面を支援する分野(母子保健、保育サービス、就学前教育(幼稚園)、放課後児童クラブ、ひとり親世帯に対する支援、育児休業など)
- ② 家計の経済的支援に関する分野(出産育児一時金、妊娠時の健診費用の支援、育児休業給付金、保育所費・幼稚園費の負担軽減、児童扶養手当、就学援助、奨学金など)
- ③ 家族法に関する分野や意識改革・啓発等に関する分野(結婚、離婚、養子縁組、里親、家族の日・家族の週間など)

こうした家族政策という視点に立った方が、子どもや子どもを持つ家族に対する支援策を幅広い観点から立案できるとともに、前述した「少子化対策」という呼び方に対する無用な誤解や反発を避けることができるのではないかと考えられる。少子化対策という名称で政策を展開すると、子どもが乳幼児期のときの政策に限定されがちになるが、家族政策という名称で政策を展開する方が、政策の範囲が広がり、対象者も広がりを見せることができる。これにより、多くの国民が関係者となり、政策への関心と協力を得られやすくなる^{xi}。

たとえば、経済的支援策の代表である児童手当であるが、西欧諸国では、一般に家族手当(ファミリー・ベニフィット)と呼ぶ。実際に、給付対象範囲は日本よりも広い。フランスでは20歳未満まで、スウェーデンでは19歳まで(学

^x 増田雅暢著『これでいいのか少子化対策-政策過程からみる今後の課題』(ミネルヴァ書房、2008)の第5章「少子化対策から家族政策へ」を参照。

^{xi} 日本で「家族政策」という言葉が使われてこなかった理由として、前掲書では、①家族に対してではなく、特定の要援護者に対する対策として社会福祉制度が発展してきたこと、②戦前の家族制度と戦後の家族観の対立からくる影響、③育児は親の責任であるという考え方の強さ、の3点があげられている。

生の場合)、ドイツでは27歳未満まで(学生の場合)というように、「児童」(15歳まで)の範囲を超えて、親から扶養される大学生の時期まで給付対象とされている。家族政策の中における家族手当であるから、児童(15歳以下の子供)に限定されない。

国立社会保障・人口問題研究所が、国際基準に基づき、政策分野別の社会支出の構成割合を主要国間で比較したところ、「家族」分野の社会支出^{xii}の割合は、日本は5.4%であるの対して、イギリス16.7%、スウェーデン13.1%、フランス9.2%と高い。これらの国は、合計特殊出生率でも、日本よりは高い。

表2 社会支出の中で「家族」分野の支出割合の国際比較(2013年度)

(単位%)

日本	イギリス	スウェーデン	フランス	ドイツ
5.4	16.7	13.1	9.2	8.5

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所

このように、日本の場合、「家族」分野の社会支出の割合が低い。一方、年金、医療、介護等の政策を通じて、高齢者関係の社会支出の割合が高い。これを、日本の社会保障給付費(社会保障制度を通じて1年間に国民に給付される現金またはサービスの総額)で見ると、高齢者関係給付費は全体の68%(76兆円)を占めるのに対して、児童・家族関係給付費は全体の5.0%(5.6兆円)に過ぎない(2014年度)。

1990年代前半に少子化対策の必要性が叫ばれながら、政策的に不十分なままで推移してきた背景として、こうした社会保障給付費の配分、すなわち、高齢化の進行に伴い高齢者施策への重点配分が行われる一方、児童・家族関係への配分は遅れがちになったことがあげられる。

児童・家族関係への社会保障給付費の割合が低迷してきた要因として、政府の組織体制が不十分であったことも指摘できる。内閣府に少子化担当大臣が置かれたものの、他の多くの業務との兼任であり、さらに長くても1年程度で交代する。担当職員は、各省からの寄せ集めで長い間10名程度で推移してきた。少子化対策の企画立案、推進にあたっては、実質的には、厚生労働省や文部科

^{xii} 「家族」分野の社会支出とは、児童手当や保育サービスなど、家族を支援するために支払われる現金給付および現物給付(サービス)をいう。



学省などの事業担当官庁の権限が強かったし、現在でも、中心となっている。しかし、厚生労働省では、少子化対策よりも、年金、医療、介護等の行政課題のほうが優先順位は高い。このため、児童手当や保育サービス等の施策の拡充が遅れがちであった。

したがって、人口減少社会に突入した日本の今後において、人口減少の進行を緩和し、出生率の回復を図り、出生率1.8、人口1億人という目標を達成するためには、次のような政策展開を提案したい。

- ①「少子化対策」という視点よりは、子育てや子育て家庭に対する社会的支援を行う「家族政策」の視点から、政策の推進を図るべきである。出生率の回復だけでなく、家族機能の維持、家族基盤の強化を図ることも目的とすべきである。
- ②少子化対策あるいは家族政策を一元的に担当・推進する行政組織を確立する。現在の少子化担当大臣を専任の大臣とする。ここに、厚生労働省や文部科学省等の関係組織や予算を移す。「子ども家庭省」あるいは「家族省」という名称とする。

なお、②については、10年間の特例措置というように時限付きでもよいだろう。いずれにせよ、政策目標、組織体制を明確にしたうえで、政府を挙げて取り組んでいくべきである。

(参考文献)

内閣府編『平成28年版少子化社会対策白書』（内閣府ホームページ）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/>

増田雅暢『これでいいのか少子化対策－政策過程からみる今後の課題』（ミネルヴァ書房、2008）

「これから」の男性の育児参画

～父親の役割を考える～

大阪教育大学 教育学部 准教授

小崎 恭弘

プロフィール

こざき やすひろ

1997年武庫川女子大学大学院臨床教育学研究科修了。2009年関西学院大学大学院人間福祉研究科後期博士課程満期退学。1991年西宮市役所初の男性保母として採用・市役所退職後、神戸常盤大学を経て、現職。専門は「保育学」「児童福祉」「子育て支援」三人の男の子それぞれに育児休暇を取得。それらの体験をもとに「父親の育児支援」研究を始める。

NPO法人ファザーリング・ジャパン関西顧問。兵庫県子ども子育て会議委員。兵庫県男女共同参画委員。『育休父さん成長日誌』朝日新聞社。『ワークライフバランス入門』ミネルヴァ書房。『パパちから検定』小学館。『パパルール』合同出版。

1. 少子化対策と父親支援

1989年に合計特殊出生率が「1.57」となり、1966年の丙午を下回った。我が国の少子化の進行が強く印象付けられた事象であり、その現状を社会全体で共有を行い、その後の少子化対策が本格的な議論となった。ここに日本の少子化対策が、現実味を帯びスタートしたといえる。

1994年に政府は、我が国初の少子化対策プランとなる「エンゼルプラン」を実施した。そして矢継ぎ早に5年後の1999年には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」により策定された、「新エンゼルプラン」を実施している。しかし政府の様々な取り組みがなされている間にも、少子化の進行はとどまるところがなく、合計特殊出生率は低下を続けた。前述二つのプランはその実施にあたり、法的な根拠を持たないものであり、その実行力や社会への発信力など実施当初から疑問視されているところもあった。

これらの反省を受けて、その後策定された政府による2004年に成立した少子化対策の「子ども・子育て応援プラン」においては、まずもって法的根拠の整備を行った。2003年に成立した「次世代育成支援対策推進法」と「少子化社会対策基本法」である。これらの成立により、我が国において少子化対策が本



格的に法的根拠をもち、実行されるようになった。その流れを受け2010年には「子ども・子育てビジョン」が成立し実施された。

そして2015年には、これまで子育て支援をより強化した「子ども・子育て支援新制度」が、法的根拠、消費税からの恒久的財源の確保とともに、スタートした。少子化、人口減少の対策が、我が国における重要政策として明確に位置付けられるようになった。

そのような社会全体の流れを受けて、少子化対策はその対象者の範囲を拡大していった。「エンゼルプラン」「新エンゼルプラン」などの少子化対策の当初は、「母親・女性」のみをその対象としていた。子育てを極小的なものにとらえ、その主担当としての「母親・女性支援」を色濃く打ち出し、保育政策等の充実においてその打開を図ろうとした。これらのプランにおいて、父親は子育ての担い手としての想定がなく、具体的な政策などにその影を見ることができない。しかしそのような取り組みも少子化の解消にはつながらず、さらなる支援の充実として対象者の拡大が図られた。

我が国の少子化に関わる計画に「父親」が明記されたのは、2002年の厚生労働省が出した「少子化対策プラスワン」（資料1）において初めてである。そしてそれを契機としてその後の「子ども・子育て応援プラン」（資料2）においては、父親のみならず、広く子育てを社会全体で支えていく視点が盛り込まれるようになった。

（資料1）○「少子化対策プラスワン」における父親支援の内容

男性を含めた働き方の見直し、多様な働き方の実現

- ・子育て期間における残業時間の縮減
- ・子どもが生まれたら父親誰もが最低5日間の休暇の取得
- ・短時間正社員制度の普及
- 仕事と子育ての両立の推進
- ・育児休業取得率（男性10%、女性80%）、子どもの看護休暇制度の普及率（10%）、小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率（25%）として、具体的目標を設定
- ・目標達成に向け、様々な促進策を展開

(資料2) ○「子ども・子育て応援プラン」における父親支援の内容

- ・男性の子育て参加促進に向けた企業等における取り組みの推進
- ・希望する者すべてが安心して育児休業等を取得
育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校修学始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%
- ・男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる
育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並みに
- ・男性の子育て参加促進に向けた取り組みの推進
企業トップを含めた職場の意識改革、管理職や従業員への研修の実施、育児休業取得者が出た場合の雇用管理ルールの明確化等の取り組みを推進する
- ・ファミリー・フレンドリー企業の普及促進

国の政策レベルにおいては、かなり早い段階から父親支援の視点が盛り込まれていることが理解できる。しかし実際の子育てにおいては父親の姿は、ほとんど見られることはない。社会全体を見渡せば「母親＝子育て、父親＝仕事」というこれまでの性別役割分業に基づく公式が強固に存在している。これらの社会的な文化や人々の意識の変革なしには、父親の子育てが本当の意味で実施されるのは、まだまだ難しい状況なのである。

このように少子化対策のプランにおいては、その時代や社会状況の在り様を受けて、その対象者も変化し、またプラン自体の意味合いも変化していることがうかがえる。その変遷を以下のようにまとめた。(図1)⁽¹⁾

図1. 子育てプランにみる主たる対象とその意義

エンゼルプラン	・母親支援 保育政策が中心的なプラン
新エンゼルプラン	・女性支援 社会的な課題の明確化
子ども・子育て応援プラン	・父親支援 企業を含めた社会政策
子ども子育てビジョン	・家族支援 社会全体のバランスを意識



2. 男性育児の変遷

(1) これまでの父親像

従来我が国における父親像を代表する用語として「地震・雷・火事・おやじ」があった。これは、いわゆる世間で恐ろしいものを順番に例えて並べたものであり、諸説あるとされるが「父親＝怖いもの・恐ろしいもの」という事で定着している。また同時に「威厳・厳格・権威」なども追想される。いわゆる儒教思想に基づく父権制のもと「家父長制度」が色濃く残っている戦前においては、一家の長、家長としての父親が社会的にその位置づけがなされていた。父親には、一家の財産権、家族の支配権、殺生与奪権など、すべての権利が集約され保持されていた。それらが父親の家族内の地位を強固なものとしており、「威厳ある父親」が社会的に成立をしていた。

その後戦後になり、我が国においても民主的政策推進において、この「家父長制度」の分解と家族内の民主化がなされた。例えば日本国憲法第24条などにそれらを見ることができる。

日本国憲法第24条

1. 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
2. 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

このように制度的には、男性、女性とも平等であり、婚姻に限らずすべての権利において男女同権が認められるようになった。しかし実際には、戦後とその後続く高度経済成長においては、父親が育児をするという社会的な条件や文化は、全く整えられてはいなかった。その大きな理由が「専業主婦」の存在である。

高度経済成長期において我が国では、多くの良質な労働力が必要とされた。多くの場合その労働力の基本は「男性」であった。「働く男性像」が強固に作られた時代であり、その労働力の再生産を家庭内において行うものが専業主婦とされた。ここに「家庭を守る女性像」が構築された。この時代において「働く＝男性、家事、育児をする＝女性」という強固な公式が完成した。いわゆる「固定的性別役割分業」の確立である。

ここにこの時代ならではのダブルスタンダードがみられる。憲法をはじめとする理念的には、完全に平等思想を導入しているが、実際の社会の生活にお



いては、性別によりさまざまな規範や制度上の区別が存在しており、平等の思想からはほど遠いものであった。ただし、そのこと自体を非難するわけではない。この様な時代の変革期において、ある程度の社会規範や時代としてのモデルの存在は、国家の総動力を挙げての自国の発展における必要事項である。社会全体の大きな方向性に合わせて、人員や労働力、社会体制の大きな流れを作り、国力や国家的な政策推進において、一つの方向性を定め集中的な力の発揮が求められた時代であったともいえる。

個々の家族や夫婦の生活において、様々な葛藤や軋轢はあったと考えられるが、社会全体での「幸せモデル」が単一的に存在しており、その振る舞いや行動規範の生活を行ってれば、とりあえずの幸せは得られていたであろう。生き方の規定された息苦しさはあったかもしれないが、明確な行動規範が存在していた、ある意味において幸せな時代であったといえる。

そのような社会においては、父親が育児をすること自体が想定されておらず「父親の育児支援」などの発想は全くもって存在していない。父親を対象とした育児に関する書籍も、ほとんど見られることもない。俵萌子著「パパこっちを向いて～父親のための育児論～」⁽²⁾が著されたのは1965年であり、また日本の育児書として絶大な人気を誇った「スポック博士の育児書」(The Common Sense Book of Baby and Child Care) シリーズで、「スポック博士の父親学」⁽³⁾が発刊されたのは1979年である。そもそもこの時代は子育て自体が家庭内、家族内において限定的に行われる営みであり、積極的な行政や地域社会の関与などはなく、子育て支援という発想や概念自体が存在していない。父親の育児が社会的に要請されるには、もうしばらく時間を待たなくてはならない。

(2) イクメンの登場

1980年代に入り、日本は空前の好景気に見舞われ、いわゆる「バブル期」に突入した。社会全体が財テクや消費活動中心の経済体制におかれ、人々の生活様式が大きく変化した時期である。そのような社会の狂騒のなかで、男性はより仕事にのめりこみ、家庭や子育てを顧みることができない状況に陥った。当時流行した栄養ドリンクの宣伝のキャッチコピーが「24時間戦えますか？ ビジネスマン！」というものであり、家庭における父親不在が、社会的な背景の中で作り上げられたといえる。そのような社会状況において、母親や子育てが社会的に疎外され取り残された。それらは「母親による子殺し」「育児不安、ノイローゼ」「ベビーホテル事件」などとして、社会的問題として顕著化された。



このような社会の反省や国際的な男女共同参画の動きなどもあり、これまで親としての位置づけが全くなされていなかった父親に、一部注目が浴びるようになった。

資料3. 厚生省の啓発ポスター



厚生労働省HPより⁽⁴⁾

その端的な例が芸能人を起用したポスターの活用(資料3)である。1999年に厚生省(現:厚生労働省)は、当時絶大な人気を誇っていた歌手の安室奈美恵の夫(当時)であるSAMを起用し、「育児をしない男を、父とは呼ばない。」というキャッチコピーで父親の育児を呼びかけた。この取り組みは、国内で賛否両論を巻き起こした。「父親が育児をすることは当然の事であり、そのことができない社会の問題を顕著化した」という肯定的な意見もあれば、一方では「育児は家庭内の営みであり、国家などが介入すべきものではない」という意見なども見られた。

しかしどちらであれ、「父親育児」というこれまでになかった概念を提示し、一般社会においてこれらの議論の土壌を作ったことに関しては、この取り組みは父親の育児を考える上で一つのエポックメイキングであった。

このように母親の過度な育児の負担感や、それに伴う児童虐待等の子どもたちへの育ちの危機感などが相まって、少しずつであるが父親育児への関心が高まりはじめた。その流れを受けて、2006年には日本ではじめての父親による父親支援のNPO法人が設立された。「NPO法人ファザリング・ジャパン」である。これは父親自身の当事者活動・運動であり、これまで育児の主体とされていなかった父親たちの自主的・主体的な活動という点において、そのインパクトは大きい。

ファザリング・ジャパンはHP⁽⁵⁾において、以下のように団体の目的(ミッション)を定めている。

「Fathering Japanは、父親支援事業による『Fathering』の理解・浸透こそが、『よい父親』ではなく『笑っている父親』を増やし、ひいてはそれが働き方の見直し、企業の意識改革、社会不安の解消、次世代の育成に繋がり、10年後・20年後の日本社会に大きな変革をもたらすということを信じ、これを目的(ミッション)としてさまざまな事業を展開していく、ソーシャル・ビジネス・プロジェクトです」

そしてこれらの活動などが社会的に関心を集め、育児に積極的な男性を指す言葉として、「イクメン」という言葉が誕生した。2010年末に発表された「ユーキャン新語・流行語大賞」のトップテンに選出された。

受賞の理由として「近年この国でも子育てを楽しむオトコたちが増大してきた。誰が呼んだか、これを『イケメン』に引っかけた。その表現こそが流行りのポイント。父親たちを意識した育児用品、いわばイクメン応援グッズも店頭を賑わせている。政府は2017年までに『育休の男性取得率10%』を目標に掲げているが、まだまだ多難な現実が道をふさいでいる」としている。

ここに至り社会全体で父親育児という言葉が共有化され、これまで存在しなかった「父親育児」という概念がようやく形成されはじめたといえる。このイクメンの登場は単に「父親が積極的に育児に関わるようになった社会事象」という、単純な側面だけのとらえではその本質を見誤ってしまう。このイクメンの誕生には、これまで概観したような歴史的、社会的な文脈の上での、時代の要請であり必然的な出現であったといえる。換言すれば、社会における生き方モデルの崩壊であり、その自由度が増した社会における家族の生き残り戦略の一端とみるべきであり、同時に男性の生き方の多様性と主体的な自己主張の表れであるといえる。

3. 父親育児が求められる社会の背景

現代社会のように父親の育児がこれほど注目を浴び、また必要とされる時代はなかった。父親の育児がこの様に必要とされる背景としては、社会全体の変革が挙げられるが、それは以下の7点に集約される。

- (1) 少子高齢化社会の危機感
- (2) 母親を中心とした「育てる側」の不安とその抑止
- (3) 子どもの育つ環境の劣悪さとその不安への対応
- (4) 男女共同参画社会の到来
- (5) 企業の経営戦略と人材戦略
- (6) 共働き家庭の増加に伴う家庭内のバランスの維持
- (7) 男性自身の家族志向

(1) 少子高齢化社会の危機感

少子高齢化の状況が予想以上進展しており、その大きな変化の直接的影響が男性に及ぶようになってきた。この事象は主として二つの領域への視点として



とらえることができる。

一つは自らの今後の将来設計に関わる、年金や医療などの社会保障における変化である。自らの老後の生活への不安といえる。高齢化はその年金負担の社会的増大、個人の負担金の増額を引き起こしている。同時に少子化は、世代間の負担バランスの不平等感を招いている。そもそも年金自体の制度設計がこの急激な少子化に対応できるか、という根本的な議論にもなっている。その結果、年金の支給年齢の引き上げ、支給額の引き下げが起き、そして社会保障費負担の増大など、この国の将来設計自体の根本的な見直しが迫られている。つまり父親の将来の不安要因の増大が起きている。このことに対する意識が、少子化を強く印象付けている。

そしてもう一つ変化は、企業人や社会人として働いている男性が、その業務や仕事において急激な少子化への対応に迫られている。これは別の言い方をすれば「縮小するパイ（人口）への対応」といえる。2015年は前年より29.9万人の人口減少が起きており、この数値は過去最高であり、人口減少社会の到来を告げている。2005年の国勢調査の結果を受けて「1年前の推計人口に比べ2万人の減少、我が国の人口は減少局面に入りつつあると見られる」と総務省統計局は発表を行った。この事により我が国における人口減少化が本格的に始まった。その後加速度的に人口減少が進んでいる。

この事は企業の経営計画や経営戦略の変化という事象を生み出している。具体的には、購買者数や購買層の変化への対応、企業活動を支える人材・労働力の不足、企業文化や熟練工の技術などの伝統継承の困難さなどである。この様な企業戦略の変化は、企業内で働く多くの男性の関心事として取り扱われるようになってきた。そのことが男性の育児や少子化に対する、関心事項となってきたのである。

(2) 母親を中心とした「育てる側」の不安とその抑止

子育ての多くを母親が一人で担っているのが、現在の我が国における状況である。例えば、「共働き世帯の6歳未満の子どもを持つ父親と母親の育児時間」をみると、父親の家事関連時間が39分であり、うち育児時間は12分である。それに対して、母親の家事関連時間は4時間53分であり、うち育児は45分となっている。⁽⁶⁾

その様な過度なアンバランスさは、子育てや家事を一方的に母親に押し付けている。この子育ての過重な負担が、母親の子育てに対する諸問題の大きな要

3. 「これから」の男性の育児参画 ～父親の役割を考える～

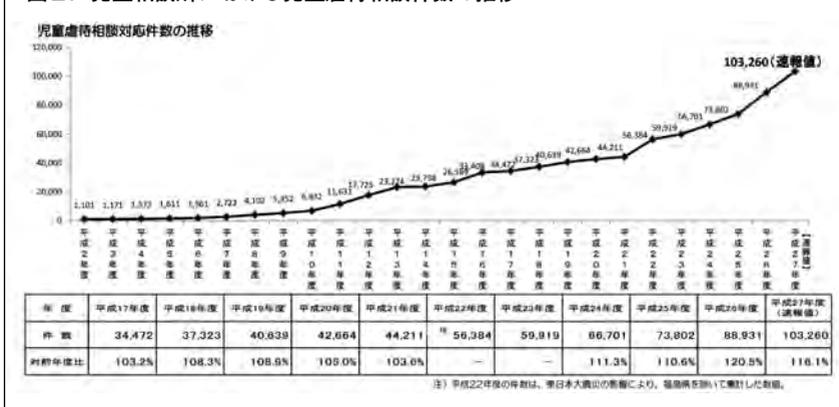
因となっている。それは、子育てに対する不安やストレスとして認識されている。つまり、育児不安や育児ノイローゼという状況である。またそれらから派生し、児童虐待となる大きな一因ともなっている。厚生労働省の発表によると、図2にあるように2015年度に全国の児童相談所での相談対応件数は過去最高の10万3260件である。⁽⁷⁾

そしてその虐待の加害者は2014年度では、「実母」が52.4%と最も多くを占めている。また被虐待児の子どもの年齢は0歳～3歳が19.7%、3歳～就学前が23.8%と就学前の幼児児童が、半数を超える。⁽⁸⁾

この事だけを取り上げて「母親失格」や「母性の欠落」といったような母親批判を行う事は、問題の本質を見誤った見解である。現代社会において、子育ての中心は母親であり、母親以外は子育てをしていない状況である。先の数値からもわかるように、1日12分の関わりしかしていない男性を「父親」としてよいのであろうか。このこと自体に疑問を感じる。とはいえ、父親だけの問題や努力不足という事ではない。その意識や想いがあっても、それが実践できないという社会のシステムや構造、文化的な問題があると考えられる。

このような子育ての環境の悪化という社会背景が、父親たちの意識を子育てに向かわせたのである。児童虐待の「被害者としての子ども」「加害者としての母親」その間に立つ存在として、子どもと母親を守り家族をつくるという意識が、父親としての新しい役割として位置づけられている。それだけ子育て自体が、大変苦しく困難な時代に突入したといえる。その環境の中で、父親が子育てや母親の育児に対して、敏感に反応しているのである。

図2. 児童相談所における児童虐待相談件数の推移⁽⁹⁾



1
2
3
4
5
6
7
公募論文 参考資料



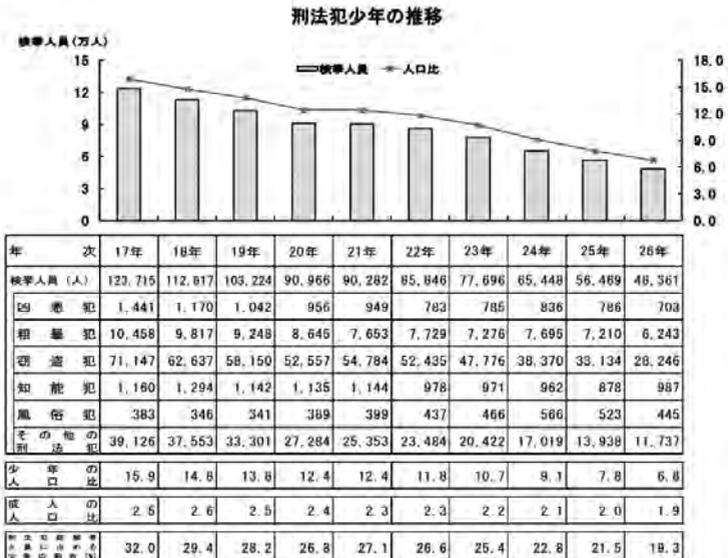
(3) 子どもの育つ環境の劣悪さとその不安への対応

先ほどは「育てる環境」としたが、同じレベルで子ども自身が「育つ環境」の劣悪さが、現代社会において危惧されている。図3は近年の少年非行の件数の推移である。検挙人員数や人口比においても、少年事件は減少傾向にある。また殺人、強盗などの凶悪犯も全体的には減少傾向にある。しかし少年に関わる事件などが、減少しているという感覚は持ちにくいものがある。その理由としては、少年犯罪の数ではなく内容が凄惨であったり、残虐であったり、人々や社会の印象に残るようなものとなっているからである。

また少年犯罪は、加害者だけの問題ではなく同時に少年が被害者となることや、また少年が直接巻き込まれてしまう事もあり、数の増減以上に社会的な影響を大きく与えることにつながる。

我が子の安全な環境や育ちは、親であれば当然に願い望むものである。しかし残念ながら、我が子だけの安全というものには存在しない。我が子が安全な環境や地域は、その他の子どもや住民にとっても安全な地域や社会であるといえる。子どもたちが巻き込まれる可能性のある少年犯罪の印象が、父親を我が子の安全の担保のために、皮肉にも子どもや地域社会に目を向けさせているといえる。

図3. 刑法少年の推移⁽¹⁰⁾





(4) 男女共同参画社会の到来

1999年に成立した男女共同参画社会基本法はその目的において、

「第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。」

としており、国、地方自治体、そして国民の責務について明記している。

また定義では

「一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。」とある。

この法律が施行され十数年が経ち社会のあらゆる分野において、男女共同参画の理念が浸透してきた。いわゆる男性らしさ、女性らしさといわれる「固定的性別役割分業」の緩和が起きた。男性保育士や男性看護師は増え続け、電車やタクシーの女性運転手なども増えてきた。もちろん職業領域だけでなく、男女共同名簿の導入や高等学校の家庭科の男女共修など、教育分野などにもその影響は起きている。またそのような社会の転換の中で、人々の意識も確実に変化し、これまで女性の領域とされてきた、子育てなどにも父親たちが積極的に関わりを求め、また実際の育児に携わるようになってきた。

以前男性は「風呂、飯、寝る」という三語で、家庭生活ができていたといわれている。現在の男女同権や共同参画の理念、あるいはパートナーシップを基盤においた夫婦関係からは想像ができないものである。つまり現代において夫婦関係性の公平な意識づけやフラットな役割分担の在り様が、男性の子育てを推進する大きな一つの力となったといえる。この事は、男女がその性別により生き方や存在を左右されるのではなく、性別も含めた個人のパーソナリティーや個性をより発揮した多様で豊かな生き方が、社会的によく認められるようになってきたといえる。もちろんすべての場面や領域でそのようになったわけではないが、社会の男女共同参画意識の変化は近年大きなものがあり、父親の育児をより強固に推進する一つの原動力となっている。

1

2

3

4

5

6

7



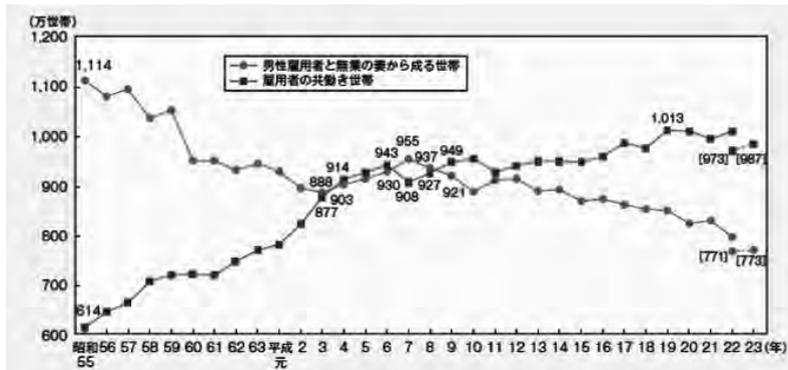
(5) 企業の経営戦略と人材戦略

現在進行している人口減少はそのまま労働人口の減少につながり、企業活動の根幹をなす「人材」が足りないという状況が起きている。看護師や保育士などの専門職の人材不足が大きく話題になっているが、そればかりではなく働く人自体の減少が続いている。またそれと同時に、昨今「ブラック企業」などと揶揄されるように、企業における働き方が大きく注目を浴びている。その背景には、これまでの日本における特に男性労働者の働き方が劣悪すぎ、そのことにまつわる問題の大きさが存在する。長時間労働、長時間通勤をはじめとする滅私奉公的な企業での働き方や、過労死やうつ自殺とされるような命を投げ出してまで働き続ける姿勢などが、ようやく社会の様々な場面で問題視され始めた。

これら労働を取り巻く諸問題に対して、企業側も様々な対応策を打ち出している。ダイバーシティ・マネジメントや働き方の改革である。そしてその一つの大きな柱が、ワーク・ライフ・バランス（WLB）の推進である。WLBとは一般的に「仕事と生活の調和」とされており、働くことと生活することのバランスを意識し、調和の取れた生き方を志向する理念や実践を表す。政府は2007年には、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」をそれぞれ打ち出し、その推進に努めている。

ただし企業は単に社員の福利厚生のために、このような方針を打ち出しているのではない。人口減少社会において、労働者の減少は避けられない状況である。そのような中において企業が生き残るためには、限られた人員の中でより効率的な働き方が求められる。また同時に優秀な人材の確保が重要になってくる。そのような人材戦略において、WLBは一つの大きな方向性であり、多様で優秀な人材を働き方の改革という視点で、意識的に集めようとしているのである。つまりWLBの推進は企業のこれからの永続的な活動を行うための経営戦略であるといえる。この企業のWLBの志向は、そこで働く父親自身を家族や子育てを含めた、企業人以外の生き方への転換を行ったといえる。

(6) 共働き家庭の増加に伴う家庭内のバランスの維持

図4. 専業主婦世帯、共働き世帯の推移⁽¹¹⁾

(備考) 1. 昭和55年から平成13年は総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)より作成。
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が専業林業雇用者で、妻が専業主婦(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
 4. 平成22年及び23年の「」内の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の総数。

図4は専業主婦世帯と共働き世帯の推移を表したものである。昭和50年代には、専業主婦家庭数が共働き家庭数の約2倍存在している。いわゆる「男性片働きモデル」であり、それを支える専業主婦という定型モデルが存在していた。その後共働き家庭が増加し、平成の前半においてほぼ同数となり、現在は共働き家庭が専業主婦家庭の1.5倍程度になっている。現在の一つの家族モデルは「共に働き、共に育てる」というものであるといえる。もちろん働き方は正規雇用・非正規雇用、自営業・企業雇用など、様々な形態があり様ではない。それでも「共働き」というライフスタイルが社会の中で多くを占めていることが、この図からうかがえる。

共働き家庭においては、家計収入に対する女性の割合がある一定数を占めることになり、「労働」という領域が決して男性のみの専売特許であることにはならない。専業主婦が多く存在していた時代は、男性が労働領域のほとんどを占めていた。その代わりに女性が「家事・育児」という家庭内労働を担っており、生活の中での住み分けが明確に行われ、そしてそのことで家庭経営が潤滑になされていた。個々には様々な問題が存在していたと考えられるが、それが社会全体の単一モデルであった。他のモデルがほとんどなく、社会全体の共通モデルが存在していた。



しかし現在の共働き家庭の増加は、その明確な家庭内役割分業の存在を許さなくなった。稼ぐ女性の存在は、育てる男性を喚起した。そして実際に家庭内の家事・育児領域に、男性の進出が見られるようになってきた。一つの特徴的な事象が、男性の料理であり、また「イクメン」、いわゆる男性の育児である。

例えば保育所の送り迎えなどでも、以前は朝夕ともにほとんどが母親であった。しかし昨今は朝の送りは父親が行うことが多く、また夕方のお迎えも父親の姿が見られる。特に保育所は共働き家庭が多い事もあり、子育てに関わる父親の姿は顕著に見られる。

母親の労働領域への進出は、家庭内の稼ぎ役割の分割を引き起こし、それに伴い家庭内家事・育児の分割も引き起こした。「労働・家事・育児＝夫婦」という新たな公式の誕生である。またこれらを支える社会的な背景として「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」などの成立や推進という事が挙げられる。社会全体で、女性を中心とした労働力の確保と、それに向けた社会システムや文化の構築がなされており、その事が夫婦間のこれまでの役割分担の解体につながり、それが父親の家庭進出を求めたという事がいえる。

(7) 男性自身の家族志向への変化

いわゆるバブルの時期において、男性は働くことのみ集中し家庭を顧みない事が多くあった。長時間労働が当然であり、滅私奉公、社畜などと揶揄されていた。しかしその時代においては、それが当然のことであり、またそのことにより得られる利益も多くあった。給与の上昇や、会社での地位の向上など、日本の経済や社会が明るい未来を信じており、邁進できた時代、希望にあふれる時代であったといえる。それを支えたのが、いわゆる終身雇用、年功序列などの日本型雇用システムであり、右肩上がりの経済発展、好景気であった。

そのような時代もバブルの崩壊とともに、長い不景気、失われた10年などといわれる経済活動の停滞時期に突入する。経済活動の悪化は、これまでの男性の労働環境での優位、社会的な優位の存在を脅かし始めた。企業は残業にかかるコストや管理者のポストなど、これまで男性の多くが占めていた領域の引き締めや廃止を行った。これらがリストラ（再構築）として、男性の優位であった地位を一気に崩壊させた。

このことが男性の家庭回帰という現象の一因となった。従来男性の幸福は会



社の中にすべて存在していた。給与や社会的な地位であり、仲間ややりがい、達成感などであった。しかしそのようなものの多くが、会社組織からリストラという名の下に消失していった。会社という存在場所を失った男性が、ようやく自らの生き方や存在、あるいはパートナーや家族、子どもといった、生活や日常というものに意識を持ち始めたといえる。「失って初めて大切なものに気づく」、映画のセリフのような現象が、父親を家庭に戻す大きな要因となったといえる。このこと自体は人の生き方として大変重要な気づきであり、夫婦や家族、また子育てという、人としての営みへの男性の回帰であるといえる。反対に高度成長期以降多くの男性は、この人としての営みに無関心であり、関わりを持ってこなかったし、これなかった。現在このように父親たちが夫婦関係や子育てについての関心を持つことは、本来的には当然なことである。その当然なことができなかった、これまでの時代的な反省がここに来てなされているとも考えられる。

4. 父親支援の意義と父親の役割

(1) 父親の役割

このような社会の大きな変革の中で、父親の役割とはどのようなものが求められるのであろうか。父親とは、子どもが生まれて、初めて存在できるものである。したがって子どもとの関係性の中でしか、存在ができないものといえる。現在の混迷する社会において、その子どもを育てる「子育て」自体が大きく変容し多様化している。そのような時代や社会における父親の役割は、以前と比べて子育てにとってより重要なものとなっているのである。

もちろん子どもの育ちは様々な要因によって変化するものであり、父親だけがいくら努力したからといって、思うように子どもが育つわけではない。また子どもたちにもそれぞれの個性や思いがあり、同じ体験や環境であってもその育ちや影響は決して一様ではなく、その後の成長は違うものである。しかしその様に100%思い通りに子育てはできなくても、子どもは大きく親の思いと環境に影響を受けながら成長をする。その環境を作る父親の役割は、子どもたちにとってとても大きいものだといえる。以下、父親の役割について3点の視点から考えたい。

①子どもを育てる役割

子どもを育てることは多くの手間や労力、時間がかかる。また最低限の知識



や技術なども必要である。そして日常の生活は、けっして子育てだけで成り立っているわけではない。掃除や洗濯、整理や買い物などの暮らし自体を整える必要がある。また子どもが生まれると地域が一気に身近になり、近所付き合いや検診や予防接種などで、否応なしに地域の方と関わり、コミュニケーションをとる必要に駆られる。このように少し考えるだけでも、父親たちはこれまでの自分の生活や趣味、仕事中心であった生活の大転換が求められる。特に多くの男性は、成育歴の中において幼き子どもと触れ合ったり、関わったりした経験がほとんどないので、子ども自体の存在や関わり方に戸惑い、困惑する事が多い。

しかしそのような戸惑いの中で子どもを育てることは、大変大きな意義がある。子どもを育てるという営みは「無制限の他者の受け入れ」という行為である。これは親になり、子育てをして初めて実感する。いわゆる「幼子」という、無力で何もできない存在を自らが育てるという責任のもとに引き受ける行為である。

「子を持って知る親の恩」ということわざが日本には古くから存在するが、その責任と覚悟の上で、人の生活が脈々と受け継がれてきている。子育ては、極小的に見れば極めて個人的な活動であるが、視点を大きく広げると、我々人間が生物として古来よりつなげてきた命のバトンのリレーである。当然のことのように感じているが、大人であり父親である私たちも、そのように生まれ育ってきているのである。そのような大きな視点に立てば、子育ての営みがどれほど尊く偉大なものであるかを感じられる。残念ながら、多くの父親や男性はその営みに対する畏敬を忘れ、自ら関係性を絶ってしまっているように感じる。次世代を育てるという行為は、生を受けているものの大きな使命であり、この社会の継続的な活動の根幹をなすものである。あまりに大きく速く変革する社会において、子育ての価値がゆがめられ、^{おとし}貶められていると感じる。その価値の維持と向上無くしては、現在の少子化の解消や子どもの豊かな育ちは確保されない。これまで無関係とされていた父親の育児の積極的な関わりは、子育ての価値観自体の変化に繋がる。その果たす役割は、父親が想像する以上に大きなものである。

②子どもに社会を伝える役割

子どもを育てるという役割は、直接的なお世話（ケア）の役割が中心であり、子どもの身体と心情を大きく育てていく役割だといえる。そしてそれと同じく



らい重要な事が、子どもの社会性を育む活動と役割である。

特に多くの父親達が、何かしらの仕事についている事が多く、社会との接点
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000

家庭の中とは違う対応が求められる。この家庭内とは違う社会に所属し、それ
らの文化に父親達がうまく対応している。父親は異文化の理解と、家庭とは違
うその場における立ち振る舞いやルールを受け入れている。その日常の仕事に
関わっている体験が子ども達に大きく影響を与える。つまり家庭とは違う社会
の存在を感じとらせ、自分達の家庭とは違う社会があるという事を様々な場面
を通じて伝える存在である。家庭を内とした場合、それ以外の外を伝えるとい
うことである。

③母親を支える役割

3つ目の役割は、パートナーである母親をしっかり支えることである。も
ちろんこれは当然のことなのであるが、この当然、当たり前ことができてい
ない父親が多い。これまで高度成長期にみられた「父親は仕事、母親は家事・
育児」の公式・文化は、社会の様々な変化の中で以前ほど強固なものではな
くなってきている。共働き家庭の増加、男女共同参画意識の醸造、個人主義の台
頭など様々な要因はあるが、以前より父親が子育てに関わりやすい環境や風土
はできているといえる。

しかし残念ながら、そのような父親の育児環境の整備は、名目上進んでいる
だけである。イクメンブームと言われるように、育児に積極的な父親たちも増
えているイメージは大きくある。しかしそれでも実際の育児の場になると、ほ
とんど進んでいるとはいえない。

そしてここにまた新しい問題が存在する。それは「イクメン」という言葉と
実際の育児の乖離が起きてしまい、父親も母親もそのイメージとのギャップに



思い悩むということである。父親は育児がしたいと思ってもできないことに悩み、罪の意識を感じる。母親は、父親の育児を大きく期待するが、してもらえないことに対して失望感を感じ、時に怒りや悲しみとなり子育てや夫婦関係を悲観する。特に母親は多くの場合、子育てに長く強く関わっており、その悲観が時として母親達を追い詰めていく。

子育てに悩んでいる母親、わが子に手を上げてしまう母親、子どもと向き合うのが怖いと感じる母親など、これまで本当に多くの母親達の子育ての苦しみを聞いてきた。これらの母親達に共通するのは「孤独」である。孤独にも二つあり「誰も子育てを助けてくれない」という実際レベルの孤独と、「誰も私の事を認めてくれない」という精神レベルの孤独である。この母親の思いや孤独を父親がどのように受け止め、そして関わり、対応するかは子どもの育ちや母親のメンタルヘルス、そして夫婦の関係性に大変重要である。

しかし残念ながら、多くの父親達はそのことに気がついていない、あるいは見ないようにしている。そうではなく、父親が率先して夫婦の在り様を真剣に意識して、考えるタイミングが来ているように思う。結婚すれば、夫婦になるのではなく、結婚してその後の様々な営みや苦楽の共同経験を経て、夫婦になっていくものである。そのために子育ても含めた家族の営みを父親が意識をして、仕事だけでない、家族や子育てを認める生き方が求められる。

(2) 行政課題解決の道標の父親支援

これまで述べた社会的な変化の中で「父親の育児」という、新しく古い問題が生まれた。また社会的に関心を持たれるようになった。その状況において行政が、市民ニーズも相まって支援を行うようになった。したがって、父親の育児を行政が支援し始めたのは近年のことである。子育て支援が社会全体の課題となり、様々な分野やレベル領域で子育て支援についての予算が付き、取り組みがなされた。その範囲の拡大の一つに父親が含まれてきたといえる。また子育て支援の対策が充実していく中で、活動のあり方やプログラムがほぼ飽和化していき、新しい視点や取り組みができなくなった。また他の自治体との差別化も見られなくなり、どこでも同じような形の子育て支援となっている。そのような中において、新しい子育て支援の顧客として父親が注目されるようになった。このような背景のもとで、子育て支援、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、社会教育など、様々な担当部署が父親へのアプローチを始めたといえる。



このことは、父親支援に取り組んでいる立場からすると、大きく評価に値する。なぜなら、これまで対象とされてこなかった父親を子育ての場に誘導する取り組みは、これまでとは違う効果や影響が社会に現れると考えられるからである。それは単に父親が育児をするということだけでなく、行政が抱えている様々な行政課題を解決する一つの遠因となると考えている。紙面の都合上詳細は省くが、以下のような多岐にわたる行政課題解決の糸口やその方向性が父親支援には内在されている。

- ①児童虐待の抑止、防止
- ②男性の過労死、メンタルヘルスの問題の軽減
- ③母親の育児不安や産後うつ軽減
- ④若年層の結婚や子育ての意識化のアプローチ
- ⑤子どもの健全な家庭生活の育ちの確保
- ⑥ワーク・ライフ・バランスの推進
- ⑦家庭生活の充実と安定
- ⑧男性の地域活動、社会参加の促進 新しい市民活動の可能性

これらの解決は、担当部署の何か単一の取り組みだけで行えるものではない。問題発生の要因も様々なものがあり、決して一要因で語られるものではない。従って、解決に向けては様々な関わりやアプローチが必要であり、それらが複合的に合わさる形で緩やかに解決の方向性が見えてくるものである。

そのような視点での父親支援の取り組みは、決して父親という単一の社会的存在だけを支えるものではない。これまで子育ての場に存在していなかった新しい存在としての父親を軸に、子育て支援の主体的対象として父親を捉える活動である。これまでの子育て支援のロジックの大転換であり、その影響は大変大きく意義深いものになると考えられる。自治体においては、今後もより積極的な形での父親支援に取り組んでほしいと切に願う。

【引用文献・HP】

1. 少子化対策と父親支援

- (1) 小崎恭弘・増井秀樹「子育てにおける父親支援の移り変わりとその意義—少子化社会におけるプランの変遷—」生活文化研究52冊 大阪教育大学家政学研究会 2015

1

2

3

4

5

6

7



2. 男性育児の変遷

- (2) 俵萌子「パパこっちを向いて～父親のための育児論～」1965 佼成出版社
- (3) ベンシャミン・スポック著 池上千寿子訳「スポック博士の父親学」1979
ごま書房
- (4) 厚生労働省HP http://www1.mhlw.go.jp/topics/profile_1/koyou.html
2016. 8. 15.
- (5) NPO法人ファザーリング・ジャパンHP <http://fathering.jp/> 2016. 8.
10.

3. 父親育児が求められる社会の背景

- (6) 総務省報道資料 平成23年度社会生活基本調査
<http://www.stat.go.jp/data/shakai/2011/pdf/houdou2.pdf>
- (7) 厚生労働省HP <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000132381.html>
- (8) 厚生労働省HP
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujido-ukateikyoku/0000108127.pdf>
- (9) 厚生労働省HP
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintou-jidoukateikyoku-Soumuka/0000132366.pdf>
- (10) 警察庁HP 平成26年中の少年非行情勢より
<https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikoujousei/H26.pdf>
- (11) 内閣府男女共同参画局HP 共働き等世帯数の推移
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h26/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-02-08.html

4. 父親支援の意義と父親の役割

【参考文献】

- ・石井クンツ昌子『「育メン」現象の社会学 育児・子育て参加への希望を叶えるために』ミネルヴァ書房 2013
- ・小崎恭弘「子育て支援における父親支援プログラムの取り組み～全国子育て支援センターアンケート調査の結果より～」子ども家庭福祉学第11号 2011

「これから」の教育支援

～未来への投資～

環太平洋大学 学長
大橋 節子

プロフィール

おおし せつこ

1954年神戸市生まれ。2016年甲南女子大学大学院人文科学総合研究科 心理・教育学専攻 博士後期課程修了（博士）人間科学。2013年4月に環太平洋大学附属国際科学・教育研究所 主席研究員、同大学次世代教育学部長に就任、2016年4月より同大学 第4代学長。2013年10月より日本子ども学会理事。2015年4月より国立大学法人お茶の水女子大学経営協議会委員。

専門分野／不登校、保幼小連携、教育経営、子育て・能力開発

学校法人創志学園 副理事長、社会福祉法人元気の泉 理事長（元気の泉保育園 [宇和島市]、大倉山元気の泉保育園 [横浜市] の2園を運営）、国際大学 IPUNew Zealand 副理事長。

1. はじめに

2015年の「国際数学・理科教育動向調査」（TIMSS）の結果が文部科学省の国立教育政策研究所から発表された（国立教育政策研究所2016）。日本は4教科の平均得点が過去最高であり、また順位も5位以内となり、前回調査と比べて平均得点が小学校算数以外で10点以上上昇したことが報告されている。さらに、2007年より実施されている全国学力テストにおいても同様な上昇傾向が示されている（文部科学省2016）。「脱ゆとり」や授業時間数を向上させたことで学力の改善傾向にあるのではないだろうか。しかし、その一方で、児童・生徒の学習意欲や関心は国際平均より低く、今後「授業の進め方に工夫が必要」であるとも指摘している。

文部科学省（1996）は、次代の教育において育むべき重要な力として「生きる力」¹を掲げ、学習指導要領の改訂を経てもなお、「生きる力」に関する理念

¹ (a) 知識を一方向的に教え込むのではなく、子ども達が、自学・自考する教育で知・徳・体のバランスのとれた、豊かな人間性とたくましい体を育てていく。(b) 生涯学習社会を見据え、学校における教育を完結とせず、どのような社会の変化にも対応できる「生きる力」基礎的な資質の育成を重視する。



は変化しないと述べている。しかしながら、今回の動向調査においても、子ども達の学習意欲、関心、自主性の向上を伴った「生きる力」が育まれたとは言いがたい。その上一段と、不登校やいじめの問題も深刻化している。

近年では、ペーパーテストで測ることができる「認知能力」に対し、“学力”として測れない「非認知能力」、たとえば、協調性や忍耐力、計画性、心身の健康など、“生きるためのスキル”として社会へ出た際に重要となる力に注目が集まっている。しかし、非認知能力はどのような教育で育成されるのかは明確とは言えない。

よって本論では、非認知能力の育成をテーマにし、子ども達が主体性を持ち、豊かな人間性を育むための教育手法について考察する。

2. 教育の現状と課題

2015年度の学校基本調査「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、不登校児童生徒数は約126,000人に達し、2013年度から3年連続で増加した。小中学生の在籍者数が過去最低を記録する一方、不登校児童生徒は微減傾向から一転し、増加に転じた（文部科学省2016）。

我が国において、不登校は60年以上もの間、様々な研究や調査が繰り返し行われており、家庭・学校・個人・社会など不登校の要因を迫及する観点で論じられてきた。近年では、不登校は単一の要因でなく、多様化や複合化が進んでいるとされる。

不登校が日本社会で話題になった1950年代後半、日本社会は高度経済成長の真っただ中にあり、学校に行くことは社会的成功としての価値を持っていた。そのような時代に、「学校に行けない」子ども達の存在は社会の大きな関心を集めた。当初は、人数的にもまれな現象で、神経症的な症状を抱える子どもが多く「学校恐怖症」と名付けられ、治療の対象とされた。しかし1990年代半ばから、不登校の数は増加の一途をたどり、重要な教育課題として議論されるようになった。2002年の文部科学省の報告で、不登校は138,000人を超えてピークに達し、一気に社会問題として扱われるようになり、2000年代以降には、数の増加だけでなく、不登校に括られる中身（質）の多様化が指摘された。こうした現状を受け、東京都教育委員会（2016）は、不登校を心の問題としてとらえるのではなく、「社会的自立の問題」や「進路の問題」と見ることの重要性を指摘し、不登校について特定の原因を考えるのではなく、「どの子どもにも起こりうる」現象としてとらえるべきと再認識するべきとした。

現在、不登校など子ども達を取り巻く「家庭・学校・本人・ネット社会」などの背景事情は以下のように議論されている。

(1) 家庭をめぐる背景事情

不登校の研究が始められた1930年代後半から、不登校の原因は、母子の分離不安、つまり親から離れることへの恐怖（phobia）、または怖れ（fear）であるとみなされ、学校そのものが恐怖の対象ではないとされた（稲村、1994）。この時点では、家庭とりわけ、母親と子どもとの分離不安が、子ども達が学校にいけない主な原因であるという考え方が一般的だった。

さらに日本が経済成長を遂げる中、急激な家庭環境、社会情勢の変化がその問題に拍車をかけたといえよう。世代間交流による生活体験の機会の減少や、親の無責任な放任や過保護・過干渉、地域社会の連帯の弱体化といった環境下で育つ子ども達には、社会性や自己責任の未熟という発達上の課題が生じやすいとの指摘もある。

最近では、「子どもの貧困」が大きな社会問題として取り上げられている（厚生労働省2013）。経済的理由を背景に、家庭環境の大きな変化が子ども達の日常生活をも脅かしていると言え、家庭や学校単位の支援だけでは解決に至っていない。さらに「虐待（身体的・心理的・性的・ネグレクト）」の深刻化も問題である。ちなみに、児童相談所への児童虐待の相談件数は、増加の一途を辿り、2015年には103,260件と、虐待問題がクローズアップされた2000年の17,725件と比較しても約6倍となり、統計調査が始まった1990年度の件数1,101件の90倍以上にもなっている。一般的に心理的虐待やネグレクトは低年齢児に多く、年齢が上がるにつれ身体的虐待や性的虐待が増えている。この虐待の背景には、親自身が虐待されていたりDVの被害者であったりという、「負の連鎖」と呼ばれる複雑なケースも多いとされている。また、精神的障害や発達障害を抱えた子どもの「育てにくさ」が引き金となり、虐待にいたるケースも見受けられるようになった。

(2) 学校をめぐる背景事情

日本の教育では、大学・短大などの高等教育機関への進学率が高く、教育水準の高さが評価されている。しかしその反面、偏差値教育、学歴偏重、画一的な教育、詰め込み教育など課題も多く、その時々社会情勢を考慮して教育改革が推し進められてきた。



筆者は教師から学び、友から学び、先輩から学び後輩へ伝え、そういった経験が積み重なって、自立から自律へと向かう場が学校であり、社会生活への助走がそれらの活動であるため、その点からも学校での活動は重要だと考えている。しかし近年、教職員から、学校の多様な業務に追われ子どもとの時間が十分に取れないという声があがっている。国立教育政策研究所（2014）が発表した、OECDの国際教員指導環境調査（2013）の結果によると日本の教職員の1週間当たりの勤務時間は参加国中最長であることがわかった。

いじめによる自殺、体罰問題、子ども同士による殺傷事件、学内における暴力行為の低学年化などで、教職員は疲弊しているとされる。近年では「モンスターペアレント」と呼ばれる保護者からのプレッシャーなども重なり、「教師の不登校」の発現もみられ、教師や支援職員の不足を指摘する声があがっている。

(3) 不登校個人をめぐる背景事情

不登校の原因のなかで最も多いとされるのが個人的要因であり、文部科学省（2014）では「病気による欠席、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否、これらに該当しない、本人に係る問題」による学校欠席を個人的要因としている。

激変する社会構造の背景で、最近の子ども達の心理学的特性として、①内面的幼児性、自己中心傾向、心身の脆弱、不満耐性、自立心・克己心の欠如、②四無主義（無気力・無感動・無関心・無責任）、③依存的、受身的、自発性や主体性がない、指示待ち人間、マニュアル型、④自己確立の遅れ、モラトリアル人間、発達課題の未達成、といった傾向が見受けられるようになり、これらの心理特性が社会的疎外感や学校不適応につながっているという指摘が行われている（山崎、2014）。

(4) 現代のネット社会に代表される背景事情

インターネットゲームの普及や、スマートフォンなど情報機器の劇的な増加が生活習慣の乱れや不登校原因論の中心になりつつあるとも言える。子安・伸（2014）は、「ケイタイやゲーム依存」が人に向き合う力やコミュニケーション能力を低下させ、日本全体の問題に発展していると述べた。不登校の子ども達の中には、ネットやゲームの世界に浸り、昼夜逆転の生活に陥っているものも少なくない。昨今の現状を見ると、不登校とネットやゲームとが無縁ではな



いことがうかがえる。

このように、社会の価値観や社会情勢など、人間全体を取り巻く環境の変化による不登校が増えているだけでなく、不登校の低年齢化や学級崩壊など日常的な教育現場での問題が近年、社会全体の問題として大きく取り上げられている。このように子ども達を取り巻く「多様化・複合化」が加速するなか、これら問題の解決は極めて困難と言えるであろう。

3. 非認知能力（社会的情動スキル）を育てる重要性

文部科学省（2011）は、「学習指導要領」改訂の際に、「知・徳・体」のバランスのとれた力として「生きる力」の重要性を述べ、まさに近年のように変化の激しい今後の社会を生きるために、「ゆとり」でも「詰め込み」でもない「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」を身に付けることが必要であると補足している。先に述べたように、日本は世界でも教育への関心が高く、識字率や就学率も高いことが知られている。しかし、子ども達の自己肯定感や自尊感情は諸外国との比較においても低いとされており、いくつかの国際比較研究データからも自己評価が相対的に低いという状況が明らかにされている（内閣府2014）。

青少年の意識や行動の現状として、「行動する前にあきらめてしまう」「失敗経験等による徒労感、絶望感から抜け出せない」「改めて挑戦しようとする意欲をもって行動できない」などの点が問題視されることも多い。こうした現状に対し、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」（2008年1月中央教育審議会）では、「自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりなどの道徳性を養う」必要性が述べられた（文部科学省2008）。国語をはじめ言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかわる中で、自分への自信をもたせるべきであるとの提言がなされている（伊藤2014）。特に最近では、生涯を支える学びとして、幼児期における非認知スキルの獲得やその育成方法に注目が集まっており、幼児教育を主体的学びの土台として、小学校への学びのつながりを意識する教育が重要であるとされている（無藤・古賀2016）。

1

2

3

4

5

6

7

公
募
論
文
参
考
資
料



4. 子どもの学力低下問題への対応から豊かな人間性の育成にむけて

2000年初めて日本が参加したPISA調査²の世界ランキングはマスコミで大きく取り上げられた。しかし、2003年日本のランキングは急落し、「PISAショック」の言葉が生まれた。それを期に2007年、文部科学省が小学6年生と中学3年生全員を対象とした「全国学力・学習状況調査」を43年ぶりに実施したところ、2012年PISA調査の日本ランキングは回復した。今回も国際教育到達度評価学会（本部・オランダ）の発表において、小学4年と中学2年数学・理科の平均点が上昇したことが評価されている（国立教育研究所2016）。教員の意識が高まり、授業の工夫がなされているとの報告もある。ただし、依然として、児童・生徒の学習意欲や関心は国際平均より低く、今後さらに「授業の進め方に工夫が必要」との指摘も行われている。よって、今回のテーマである「これから」の教育の支援（未来への投資）の具体的な手立てとして、異年齢交流による「まなびのアトリエ」についての提案を行う。

「まなびのアトリエ」は、幼児教育・学校教育の実践教育者、発達臨床の専門家、大学研究者で構成された委員会を主管部署³として、2011年より開発・実践を繰り返してきた。5歳からの学びを視野に入れ、9歳までの子どもの発達段階に応じて、「からだ・こころ・あたま」をバランス良く育むという、新しい次世代育成メソッドとして提案を行った。

² OECDが進めているPISA（Programme for International Student Assessment）と呼ばれる経済協力開発機構（OECD）による国際的な生徒の学習到達度調査。15歳児を対象に読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの三分野について、3年ごとに調査が実施されている。2000年には、OECD加盟国28か国を含む32か国、約26万5,000人の生徒が参加。

³

大橋 博	子ども教育支援財団理事長
内田 伸子	お茶の水女子大学大学院教授、文部科学省科学技術審議会委員、日本学術会議会員
大橋 節子	総合教育研究財団理事長
松本 正子	お茶の水女子大学附属小学校教諭
中原 忠男	IPU・環太平洋大学副学長、日本数学教育学会会長
神戸 佳子	お茶の水女子大学附属小学校教諭
室伏 きみ子	お茶の水女子大学大学院教授、文部科学省科学技術学術審議会委員、日本学術会議会員
増田 伸江	お茶の水女子大学附属小学校教諭
榊原 洋一	お茶の水女子大学教授、小児科医、NHK中央放送番組審議会副委員長
郡司 明子	お茶の水女子大学附属小学校教諭
沢井 佳子	チャイルド・ラボ所長
増田 哲也	子ども教育支援財団専務理事

（2011年当時の肩書）



5. 「まなびのアトリエ」の目指す教育とは

(1) 「まなびのアトリエ」の教育基本理念

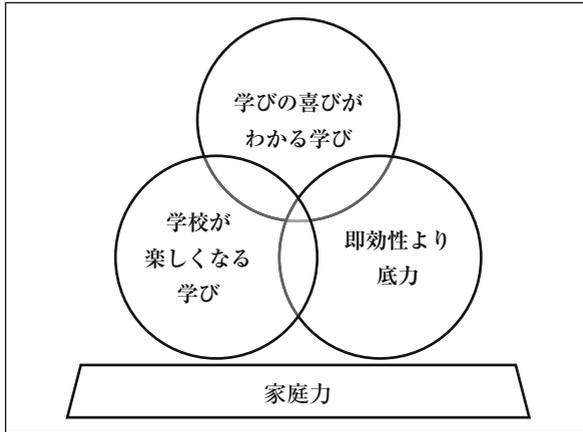


図1 「まなびのアトリエ」の教育基本理念

(2) 「まなびのアトリエ」で育てたい子ども像

－『50の文字を「覚える」よりも100の「なんだろう？」』と考える子どもを育てたい－

- ①簡単にあきらめない子ども
- ②知的好奇心にあふれた子ども
- ③自発的・自立的・自律的に研究できる子ども
- ④夢（将来展望や未来への希求）を持てる子ども
- ⑤自己肯定感・自尊感情に裏づけられた活力ある子ども

(3) 「まなびのアトリエ」教育方針十か条

- ①「からだ・こころ・あたま」をバランスよく育む三位一体の学びの実践
- ②社会的構成主義の視点に立った、少人数クラスでの交流型・互惠学習の実践
- ③学び方を学び、知り方を知ることを通して自分を高める喜びを与える活動の実践
- ④学びをふりかえり、次の一步につなげる力をつける活動の実践
- ⑤子どもたちが夢を持ち、夢を実現するための自学力（自調・自考）を身につけさせる実践

1

2

3

4

5

6

7

公
募
論
文参
考
資
料



- ⑥「理性」と「感性」を連携し、協働の実現を目標においた学びの実践
- ⑦「視る」「看る」「診る」というプロセスを重視した学びの実践
- ⑧「基礎基本力」と「活用力」がバランスよく組み合わせられる学びの実践
- ⑨友達や先生との次の出会いがいつも楽しくなる学びの実践
- ⑩大人と子どもが共に学ぶ姿勢を育む、教育・共育・協育の実践

6. 学びを支える「まなびのレシピ」「次世代育成メソッド」「異年齢交流クラス」

<対象学年>小1・2年生の2学年異年齢クラス

<クラス定員>15名～20名

<参加者数>合計78名（内訳：小1男子12名、女子11名／小2男子32名、女子12名）

<期間>2011年～継続中

<地域>兵庫県下14か所

(1) まなびのレシピ

「まなびのレシピ（以下、レシピ）」は、どこでも、だれでも、いつでも指導者が、子どもの状況に応じて提供できることを前提にデザインされた。例えば、若く経験のない教員も、レシピを目安にある程度まで安定感のある味が出せ、また自分の指導に自信がつけばレシピにプラス α できるように設計された。また、固定化した日常的なカリキュラムではなく、子どもの状況に応じて適宜変化を加えられる、つまり味付けを変えても学習目標が達成されるような指導案となっている。

(2) 次世代育成メソッド

「まなびのアトリエ（以下、アトリエ）」において実施する「次世代育成メソッド」は、「ことば」「すうがく」「サイエンス」「アート」の4領域を通し、「感じる力」「伝える力」「考える力」「思いやる力」「自立して自律する力」「生きる力」を育てることを目標とした。4領域それぞれの学びで目指すものとねらいは以下の通りである。



表1 「まなびのアトリエ」の4領域で目指すものとねらい

領域	目指すもの	ねらい
「ことば」 —理解・表現・交流—	語彙の豊かさは将来の学力を支える大事な力であり、ことばは関わり合う手段だけでなく考える力の中心である。豊かな言葉を育む指導者との交流・仲間との交流を通して豊かなことばを育む。 (内田 伸子)	なにげなく使っている「ことば」の決まりや使い方などを楽しく遊んでいるうちに身につけるようにする。座学にとどまらず、声に出して動き、友だちと協力し、話し合う多様な学びで、「ことば」を学ぶ楽しさを知り、自ら学習に向かうようになる。(松本 正子)
「すうがく」 —かず・かたち—	算数教育において5歳から9歳までの年代は分水嶺的な重要な時期である。この期における、数感覚・図形感覚を刺激する具体物の操作や体験を通した学び、そして考えたことを表現する学びにより、次の抽象的な思考段階の基盤をしっかりと築くようにする。 (中原 忠男)	「不思議だなあ」「何か秘密があるのかな」「なぜだろう」という疑問や課題を見つける力をつける。考えたいことが見つければ、納得がいくまで考え、やってみようにする。失敗してもあきらめずに乗り越え、次の成長につなげる。考える根っこには自分の感覚がある。操作することや体験することで得た感覚を身につけ、思考に結びつけ考える基盤づくりにする。 (神戸 佳子)
「サイエンス」 —じっけん・はっけん—	より良い未来のために主体的に考え、科学的根拠を持って判断行動できる力。探求の技能を磨き、自然の普遍性と巧みさを感じ取る力。自然の事物現象を謙虚に受け止め、事実から学ぼうとする力(本や映像などの情報だけを鵜呑みにせず、自分の目で、体で感じ、そこから疑問を持って、規則性に気づいたり、自分で考えたりすること)を育む。 (室伏 きみ子)	五感で感じ取り、よく観察し、工作に使い、実験することにより、自然に親しみつつ自然の美しさ・雄大さ・精密さに気づく。科学実験から、自然現象に疑問を抱いたり、仮説を立てたり、解決方法を考える過程において、子どもの論理的科学的思考の発達を促す。 (増田 伸江)
「アート」 —表現・からだあそび—	人が「私らしく」あろうとする時、その拠り所は、他者とは異なる「私」ならではの感じ方、すなわち身体感覚。人は、無意識にも身体を働かせて意思決定につなげる。同型的な創造活動を通して、他者との間で「私」らしく表現する。 (榎原 洋一)	身体丸ごと仲間や素材と関わりあって、作りだす喜びや見る楽しさを感じる。形、色、質などをもとにした造形あそびや、身体感覚の活性化を促す「からだあそび」を通し、想像力を働かせ創造性を育む。からだ全体で発信していく経験の積み重ねにより、豊かな表現者を育てる。 (郡司 明子)

()は提案者、敬称略

1

2

3

4

5

6

7

公算論文 参考資料



(3) 異年齢交流クラスでの実施

幼児期から小学3年生頃までは発達の個人差が大きい時期である。したがって個人差の存在を無視した指導は、成長の無理強いにつながりかねない。大人のものさしでなく、子どものものさしにあわせるために、異年齢混在クラス編成を基本とした。このクラス編成を通して、「交流を通しての学び」の効果、すなわち、年齢を越えて一つのクラスに集うことで、思いやる心を育て、伝える力を伸ばし、解き方を教え合い、学ぶ力を育むという効果が期待できると考えたからである。

7. 「まなびのアトリエ」実践活動における変化

(1) レシピの工夫—学びのポイントの意識付け

「ことば」と「すうがく」のカリキュラムにおいては、年を経ても約6割は同一内容を扱ったがレシピの内容は、「学びのポイント」を意識し身につくようカリキュラム開発することとした。当初繰り返し行われるスパイラル学習⁴に対して、子ども達から「また?」といった否定的な発言が聞かれたが、同一内容であっても学びの切り口やカリキュラムの提供の手法を変化（レシピごとの目標や子どもの言動より得た新たな注意点・授業運営方法などの加筆）させ、学びのねらいを明確にすることで、子ども達からは「今回はどのような方法で取り組むの?」と視点を変えて興味を示したり、家庭に持ち帰って課題の続きを行ったりする「自発的・自立的そして自律的」な姿勢が見受けられるようになった。

(2) 教師の指導アプローチに関する変更点と意識の変化

初年度は教師自身が「～しなければならない」という発想で「アトリエ」への指導を行うことが多かった。次世代育成メソッドが初めての試みであり、手探り状態であったこと、また教師自身がレシピや育てたい子ども像について具体的なイメージを持つことが難しかったことが考えられる。その結果、授業で「レシピを最後まで、やり遂げなければならない」「子どもにワークシートを全て記入させなければならない」という旧来の指導観念にとらわれる教師が多く、アトリエ研修で行ったコーチングスキル⁵を活かす機会が非常に少なかった。

⁴ 同じ題材を何度も用いて、学習する内容のレベルを上げながら理解を深化させる学習法。

⁵ 自分で考えて行動する能力を、コーチと呼ばれる相談役との対話の中から引き出す自己改善技術。ここでは「傾聴」「質問」「承認」を中心としたコミュニケーション技法を用いて子どものやる気や能力を引き出し「自立」を支援する、教育分野で用いられるコーチングのことを指す。



た。しかし、レシピを実施する回数や年数を重ねるうちに、子どもに対する姿勢が変わり、「指導」よりも「観察」や「助言（提案）」が重要であることが認識できた。そのため「～してみたらどうなるだろう」という見守る姿勢が教師に浸透していった。さらに授業を通して、子どもの短所よりも長所への気付き・発見が多くなり、子どもへの助言の内容が「○○してみたらどうなるのだろう？」という、気づきを促す前向きなアドバイスへと変化した。

(3) 教師の「指導に対する意識」の変化による「アトリエ」自体の変化

「アトリエ」も年数を重ね、知識習得のみの学習ではなく、様々な場面において対応が可能な力、つまり「生きる力」を子ども達に身につけることを第一義に、以下の項目を「指導のねらい」に含め、教師間での共有を図った。

- ①「アトリエ」の授業におけるルール及びモラル（大きな声で騒がない・走らない、ベルが鳴ったら教師の方を向く、自分と友達を傷つけない）の確認と徹底を行う。
 - 「子ども」であるため、建物内を走ったり興奮のあまり大きな声を出したりすることがあるが、「アトリエのルールは？」と問いかけるとすぐに言動が落ち着くようになった。
 - 休憩時間の過ごし方として読書を提案したところ、積極的・自発的に読書を行うようになった。
 - 友達がルールに気づいていない場合には、他者を促す言動を子ども達自身が自発的に行ったり、ルールが守れるまでじっと待ったりする様子も見られるようになった。
- ②タイマー使用によって「時間」を意識し、時間配分を考えて活動を行う。
 - 制限時間と残り時間を意識し、活動のスピードを自分で調整できるようになった。
 - 時間に余裕がある場合には、後片付けや困っている友達の活動を援助する姿が見られるようになった。
- ③道具の使用方法和注意事項を常に確認し徹底する。
 - 使用頻度の高い道具については、子ども達の間でお互いに意識・注意をしよう様子がしばしば見られるようになった。
 - 危険度の高い道具を使用する際には、子ども自身が注意力を高め、落ち着いて注意事項を守って活動に臨むようになった。



(4) 「受け身の意識」から「自発的な意識」へと変化した子ども達

初期の頃は、教師に「わからないから教えて」という、いわゆる『指示待ち』の意識が強かったり、困難なことに遭遇したり、経験値がない場合は、「できない」と自分の能力を否定する発言が多かった。しかし、徐々に「やってみよう」という積極性や自らやり遂げたことによる達成感と自信が時間の経過と共に育まれるようになった。特に、創造性を発揮できる学習では、周囲の視線を意識せず、自らの世界観を言葉で表すことが自然にできるようになった。また、最初の頃には友達に対し無意識に攻撃的な言葉を発する様子が見受けられたが、学習による自信の獲得に伴い、意見交流を行い互いの違いを認め合うようになった。さらに、友達が困難に会った時や自信を失いかけた時には、「大丈夫」「『できない』という幸せな気持ちになれないよ」と、子ども同士で励ましあえるようになった。こうして、図2のように子どもの意識や言動に段階的な変化を見ることができた。

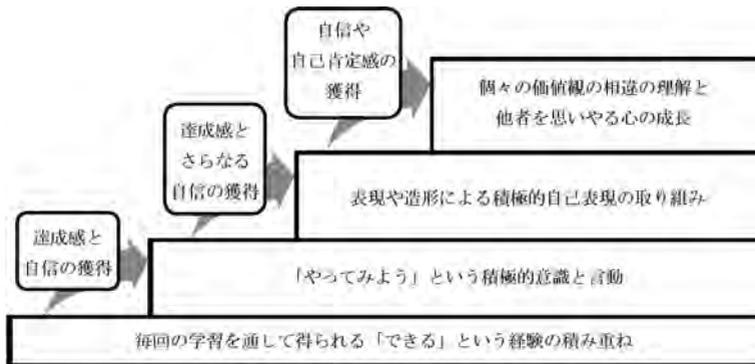


図2 「まなびのアトリエ」を通して見られた子どもの段階的な変化

(5) 「アトリエ」での子どもと保護者の関係における変化

当初、子どもがいる前で、「うちの子は〇〇ができないから駄目だ」と言う保護者が見られた。しかし、教師から保護者に、授業中の子どもの様子を褒めたり、毎回の異なった成長点を一緒に振り返ることで、保護者から子どもへの否定的な発言が減った。

そこで、「アトリエ」に通ってどのような変化が子ども達に見られたかについて振り返りを行った。



図3の中にいくつかの関係性が見受けられるが、それぞれの群が中央の「気持ち」で繋がれているように見受けられる。非認知能力の基礎ともいべき特質が中心に位置づけられているのは大変興味深い。実際に使用されたコメントを見てみると、「人の気持ちを考え、理解することができるようになった」「ありがとうという感謝の気持ちを家族に伝えられるようになった」というコミュニケーション力の成長を感じたコメントが多く、共感性が高まっている状況が読み取れる。次に3種の群について順に考察を行う。まず、右上に「集中」のグループがある。非常に大きな円となっていることから、多数の保護者によって使用されたことがわかる。周辺に「聞く」「答える」「本」「興味」が配置されていることから、読書への集中を通して、ことばを使った意思疎通が図られている様子が伺える。「集中力」が物事に取り組む際の基礎であることを考えると、無藤・古賀(2016)による「粘り強い姿勢」はもちろんのこと、「まなびのアトリエ」が目指す「即効性よりも底力」が具現化されていることがわかる。

「集中」の真下には「意識」を中心とした群が存在している。周辺には、「学校」「知識」「生活」「得る」「勉強」「遊ぶ」「制作」「作る」「苦手」「取り組む」といった形態素が配置されている。「ものづくり」を起点とした「学校」という環境の中で、「遊び(体験的活動)」を通して苦手分野への取り組みが促され、知識が獲得されていく様子が伺える。コメントを見ると、「学校で図工がある日が憂鬱ではなくなった」「学校やアトリエで得た知識を日常生活と結び付けて考えられるようになった」といったものが多く、「アトリエ」で形成された習慣が学校生活の中で生かされている状況が読み取れる。私たちが目指した教育基本理念のうちの「学びの喜び」や「学校の楽しさ」が子どもたちに体感されていることがわかる。

最後に、左中央には「アトリエ」「家族」を中心とした群が見られる。周辺には、「妹」「人」「相手」「子ども」「年下」といった対象者をはじめとして、「教える」「話す」「伝える」「主張」「書く」といったコミュニケーションスキルが配置され、さらに「優しい」「丁寧」といった情緒面での「成長」を伺わせることばが出現している。無藤・古賀(2016)で示された「仲間との協調」が異年齢クラスの中で実現されている状況が読み取れる。コメントを見ると、「年下に優しく接するようになった」「妹と喧嘩しても我慢できるようになった」「主張ばかりでなく相手の話も聞けるようになった」といったものが多く、教師・保護者・子どもによる共育を通して、相手への思いやりといった感性が磨かれていることがわかる。



以上、「まなびのアトリエ」を通して非認知能力を伸ばすことは可能であり、非認知能力を伸ばすための実現可能な手法が存在することが確認された。また、「学びの喜び」「学校が楽しくなる」「底力」を育む上で、家庭がその土台となることもコメントに反映されていた。さらに、学校や、家庭などにおいて、教師・保護者・子どもによる相互的な育み合いにおいて、対話が鍵となることが示されたと言える。

9. 今後の課題と目標

「誰にでもいつでもできるレシピ」を目的として開発されたカリキュラムではあるが、成否の要因としては、教材よりも教師力が大きな比重を占める。これまでも担当教師にはカリキュラム研修とともにコーチング研修を行ってきたが、更なる教育効果を残すうえで、非認知能力（人間力）に特化した新たな研修を加えることが必要であると考えられる。また、このメソッドの効果測定を精緻化せいじちさせることも必要である。今回は保護者からの主観的な意見が中心となったが、次は第三者の評価尺度を使用し、量的・質的の両面から教育効果の測定を行いたい。さらには、子ども自身が成長を実感できる行事やその力を活用する機会を設けたいと考える。認知能力と非認知能力の関わりについて議論を尽くすことが先決的な課題である。

小1プロブレムや9歳の壁を乗り越えるための保幼・小の接続の学びが求められる現状において、「学ぶ喜びがわかる学び」「学ぶことが楽しくなる学び」「即効性より底力」といった教育理念を実現するうえで、今後、さらに「家庭力」の向上に成果を発揮できる「まなびのアトリエ」となるよう研究と実践を重ねたい。

10. さいごに

昨今、子どもたちへの教育の投資に関する時期や程度、親の学歴や収入による子どもの将来への影響といった点での議論が活発になっている。しかし、さまざまな著書において、最終的な結論は子ども一人ひとりへの関わり方や愛情のかけ方が重要である事が記されている。一対一対応を通して、現在の自分を輝かせることで、自信がなかった子ども達の過去の彩が変わり、未来が拓けると考える。周りから「できないことに」レッテルを貼られながらも、「できることに気づき」学校に行けない・行かない子ども達が自分の鍵で未来の扉を開いたことから筆者が学んだことである。そのためにも、子ども達の興味や関心

1

2

3

4

5

6

7

公
募
論
文参
考
資
料



を引き出し、「意欲あふれる日々」と「生きる力」を結びつけることが不可欠である。愛情のある、血の通った教育を今後も我が使命としたい。

引用文献

- 稲村博. (1994). 不登校の研究. 新曜社.
- 伊藤美奈子. (2014). 自尊感情が低い子どもたち－自己否定感をもたらすものは何か?. 児童心理. 金子書房. 6. 42-47.
- 国立教育政策研究所. (2014). TALIS日本版報告書「2013年調査結果の要約」.
- 国立教育政策研究所. (2016). 国際数学・理科教育動向調査 (TIMSS2015) のポイント.
- 厚生労働省. (2013). 平成25年 国民生活基礎調査の概況.
- 子安増生, 仲真紀子. (2014). ところが育つ環境をつくる 発達心理学からの提言. 新曜社. 200-202.
- 文部科学省. (1996). 21世紀を展望した我が国の教育の在り方について 中央教育審議会 (第一次答申).
- 文部科学省. (2008). 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について (答申)」.
- 文部科学省. (2011). 現行学習指導要領・生きる力.
- 文部科学省. (2014). 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」.
- 文部科学省. (2016). 平成27年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について」.
- 文部科学省. (2016). 平成28年度 全国学力・学習状況調査調査結果のポイント.
- 無藤隆, 古賀松香. (2016). 実践事例から学ぶ保育内容 社会情動的スキルを育む「保育内容 人間関係」乳幼児期から小学校へつなぐ非認知能力とは. 北大路書房.
- 内閣府. (2014). 平成25年度 我が国と諸外国の若者の意識に関する調査.
- 東京都教育委員会. (2016). 不登校・中途退学対策検討委員会報告書～一人ひとりの児童・生徒の育ちを学校・社会で支え、そして自立へ～.
- 山崎晃資. (2014). 「子どもの精神医学」を学ぶ. 児童心理. 金子書房. 2. (臨時増刊) 1-11.



【改訂版】

■まなびのアトリエ 1学期カリキュラム表

教科	単元名	内容	特に育みたい効果	より高めたい効果
ことば	はじめまして	相手を意識しながら自己紹介をする活動を行い、ともに学ぶ仲間の様子を知り、お互いに学び合う関係を作ります。	異学年との交流	表現力、独創性
	物語を聞いて	物語の登場人物やあらすじを理解しながら聞く能力を高めるとともに、感想や印象を表現することを学習します。	集中力、表現力、整理力	思考力
	声に出して読んで①・②	楽しい詩や俳句、短歌などをみんなで音読する活動より、共に声を合わせる楽しさを味わい、言葉のリズムや古典文学に親しみます。	友達との交流、発声の楽しさ、国語に対する感性	表現力、想像力
	カタカナで書くことば	身近なカタカナ言葉に注目し分類する活動を通して、どのような言葉がカタカナ表記されているかへの興味につなげます。	思考力、想像力	言語力
	しりとり・ことばさがし	ことば遊びを通して、人とかかわる楽しさを味わい、語彙を広げます。	友達との交流、語彙量	発想力
	お話作り①	物語の前半を聞いて内容を整理し、続きの物語を考えます。	整理力、表現力	言語力、創造力
	わたしはだれでしょう	不明の物を特定するための方法や質問内容を考え、ポイントを絞って質問することの大切さを体感します。	質問力、整理力	表現力
	文をつくらう①	文を構成する「主語」「述語」「修飾語」について学び、国文法の素地を養います。	国文法の知識、表現力	語彙量、発想力
	アナグラム	アナグラムを解いたり自分で作ったりする活動を通して、発想力を刺激するとともに、語彙を広げます。	発想力、語彙量、思考力	集中力、創造力
	筆を使って①(90分授業)	毛筆を使って、巧緻性や体・筆の使い方を学習します。	巧緻性、集中力	注意力、表現力
	夏休みになったら一日記を書こう	夏休みにやってみたいことや楽しみなことなどを想像しながら書くことで、表現する力を養います。	想像力、表現力	言語力
すうがく	点つなぎ	平面上の点の位置を自分なりの方法で決めて結ぶ活動より、数の系列の経験を積みます。	想像力、巧緻性、道具の扱い方	集中力、創造力
	地図でクイズ	地図を使って、位置関係の表し方や移動について多様な見方があることの気づきを促し、表現する方法を学びます。	思考力、集中力、表現力	発想力、想像力
	長さ比べ	身の周りの様々なものを測る活動を通して、直接比較、間接比較の経験を積みます。	思考力、巧緻性	発見力、観察力
	もようをかこう	模様を描く活動を通して、図形の特徴に触れながら道具の使い方を習得します。	巧緻性、図形の知識、道具の扱い方	集中力、創造力
	つかみどり大会	粒状のものをつかみ取りその数を確認する活動より、数量に対する概念や認識について学習します。	巧緻性、数量に対する知識	表現力
	よく見て考えて	錯視図形や様々な図形に触れ、ものの見方にとらわれない思考力を育てます。	思考力、発想力	集中力
	スタンプでもようづくり	様々な図形のスタンプを使用して模様を作りながら、図形を組み合わせることの面白さや作る喜びを体感します。	創造力、表現力、道具の扱い方	巧緻性、発想力
	粘土で遊ぼう①	自分の手で自由に作る楽しさを感じながら、立体的な形を作る経験を通して、立体に対する感覚を育てます。	発想力、創造力、立体図形の知識	巧緻性、思考力
	かずみつけ	身の回りにあふれる数を見つけて、それぞれが表す意味や役割に目を向け、数に対する親しみと新たな視点を養います。	観察力、想像力	発想力、思考力
	折って切って重ねよう	折って切った面白さに加え、重ねて貼ることによる面白さも味わう活動を通して、新たな図形への興味を促します。	発想力、発見力、道具の扱い方	思考力
	切り紙遊びをしようー分数の入りロー	折り紙を等分に折るという活動を通して、「〇分の1」という言い方や分数の素地を培います。	発見力、思考力	発想力、観察力
どれだけ入るかな	粒状・液状のものを分けたり入れ替えたりする活動を通して、重さや体積などに関する様々な経験を積みます。	発見力、量感に対する知識	思考力、観察力	
サイエンス	磁石につくもの・つかないもの	磁石を身の回りのものに近づける活動を通して、磁石の性質や規則性を発見します。	想像力、観察力	思考力
	紙を使って	紙を折ったり重ねたりする活動より、紙の性質を様々な方向からとらえます。	思考力、発想力	想像力、巧緻性
	万華鏡をつくらう	万華鏡を作る活動を通して、光について経験的に学習し興味を引き出します。	発見力、観察力、巧緻性	思考力、創造力
	ものを溶かそう	物質が溶けていく現象を観察し、物質が溶かす水の温度によって溶け方や量が異なることを学びます。	観察力、思考力、道具の扱い方	想像力
アート	ねんどとなかよし	粘土の感触をからだ全体で味わいながら、つくりたいものを自由に表現することを楽しみます。	創造力、表現力	巧緻性、発想力
	オリジナルマグネット	磁石の特性を生かしながら、自分なりのマグネットを作り上げる楽しさと達成感を味わいます。	巧緻性、創造力、表現力	集中力、想像力
	紙であそぼう	からだ全体で紙と戯れ、感触を味わいながら造形遊びを楽しみます。	平衡性、表現力、巧緻性	創造力

※ 上記より、クラスや子どもたちの状況に応じていずれかのカリキュラムを行う。



■まなびのアトリエ 2学期カリキュラム表

教科	単元名	内容	特に育みたい効果	より高めたい効果
ことば	ぼくのわたしの夏休み	夏休みの思い出を文章で表現し、わかりやすく話します。また、友達の話す内容について質問します。	言語力、整理力	表現力
	声に出して読んで③・④	詩や短歌、俳句など古文を中心とした音読を通して、言葉のリズムを体感します。	発声の楽しさ、国語に対する感性	表現力、注意力
	本の宣伝を書く	自分の好きな本を用いて、本の紹介カードや帯を工夫しながら作ることを楽しみます。	語彙量、言語力	表現力、想像力
	俳句作り	俳句の音数に合わせて見たことや感じたことを表現し、俳句を作る楽しさを体感します。	思考力、語彙量	言語力、表現力
	漢字	漢字の持つ意味や成り立ちについて学習します。	漢字に関する知識	思考力、発想力
	文を作ろう	主語・述語・修飾語について学び、それぞれを正確に使える知識を身につけます。	国文法に関する知識、語彙量	思考力
	筆を使って②(90分授業)	毛筆を使って、巧緻性や体・筆の使い方を学習します。	巧緻性、集中力	注意力、表現力
	カルタ遊び①・②	カルタ遊びを通してことわざや故事成語、百人一首などに触れ、音の響きやリズムを楽しみながら暗記します。	国語や古典に関する知識と感性の育成	集中力、注意力、暗記力
	説明文を読んで①(90分授業)	説明文を読みながらものを作る活動を通して、内容を整理しながら読むことの大切さを学びます。	集中力、読解力、巧緻性	注意力
すうがく	絵グラフを作ろう	資料を分類整理して表や棒グラフに表したり、読んだりする力を養います。	想像力、巧緻性、道具の扱い方	集中力、創造力
	組み立てようー平面から立体へー	平面の形から立体図形を作り上げながら、立体を構成する楽しさを体感します。	巧緻性、集中力、道具の扱い方	思考力、想像力
	よく見て考えて	様々な錯視図形に触れながら、情報を正確に読み取ることの大切さを体感します。	思考力、注意力	観察力、集中力
	〇〇を分けよう	大小様々な大きさの物を等しく分ける方法を、話し合いながら考えだします。	思考力、表現力	論理的思考
	お話を作ろう①・②	算数の問題を実際の場面と関係づけてお話を作りながら、たし算やひき算、かけ算の意味を理解します。	思考力、発想力	集中力、表現力
	計算オリエンテーリング	たし算、ひき算、かけ算の計算問題を作成し互いに解きあう活動を通して、計算の難易を判断する力を培います。	計算力、集中力	思考力、注意力
	伝統模様をかこう	伝統模様を描く活動より、模様を基本図形に分割する分析的な見方をしたり、模様のおもしろさ・描く楽しさを体感します。	巧緻性、道具の扱い方	図形に対する知識、発見力
	粘土で遊ぼう②	立体的な形を作る経験を通して、立体に対する感覚を育てます。	発見力、集中力	注意力、想像力
	整理しながら考えよう①	問題をよく読み、情報や条件を丁寧に整理しながら論理的に解法の手順を考える学習を行います。	発見力、思考力	発想力、観察力
	〇〇をつくろう	用紙に書かれた展開図の完成形を想像しながら、図形を組み立てます。	巧緻性、思考力、道具の扱い方	集中力、想像力
サイエンス	自分の体を知ろう	脈を自分ではかいたり、その変化を体感することによって、「命」について考えます。	集中力、観察力	思考力、想像力
	色の分離	水性色ペンの各色がどんな色でできているかを、身近なものを使って調べます。	巧緻性、思考力、観察力	想像力
	楽器をつくろう	楽器を作る活動を通して、音の性質について学習します。	観察力、思考力、道具の扱い方	想像力
アート	布でかこう	様々な布の感触や色合いなどを味わい、それらを活かして絵をつくりあげる楽しさを味わいます。	巧緻性、表現力	想像力、独創性
	たこづくり	凧を作る活動を通して、日本の風習や凧について学習します。	巧緻性、発想力	思考力
	まねしてポーズ	アート作品に親しみ身体表現を通じて、作品やそのモデルになりきる楽しさを味わいます。	芸術への知識と感性の育成、表現力	観察力、想像力

※ 上記より、クラスや子どもたちの状況に応じていずれかのカリキュラムを行う。

Copyright©2011-2016 Kodomokoiku. All Rights Reserved.

1
2
3
4
5
6
7
公算論文 参考資料



■まなびのアトリエ 3学期カリキュラム表

教科	単元名	内容	特に育みたい効果	より高めたい効果
ことば	お話作り②	物語の前半を聞いて内容を整理し、続きの物語を考えます。	整理力、表現力	言語力、創造力
	国語辞典を使って	ことばの意味を国語辞典を使って調べながら、使い方や辞典の特長の気づきを促します。	集中力、注意力	理解力、思考力、語彙
	説明文を読んで②	説明文を読みながらものを作る活動を通して、内容を整理しながら読むことの大切さを学びます。	集中力、読解力、巧緻性	注意力
	一年間のまとめ	これまでに取り組んだ内容を振り返り、思い出をまとめます。	表現力、語彙力、整理力	言語力、表現力
	カルタ遊び③	カルタ遊びを通して百人一首に触れ、音の響きやリズムを楽しみながら暗記します。	国語や古典に関する知識と感性の育成	集中力、注意力、暗記力
すうがく	絵グラフを作ろう	資料を分類整理して表や棒グラフに表したり、読んだりする力を養います。	想像力、巧緻性、道具の扱い方	集中力、創造力
	整理しながら考えよう②	情報や条件を丁寧に整理しながら、解法の手順を考えます。	思考力、整理力	発想力
	タングラム	タングラムを使って指定された図形を真似る活動を通して、図形に対する意識や思考力、想像力を養います。	観察力、思考力、想像力	発想力、創造力
	形を作って遊ぼう	様々な形のタイルを使って形づくりを楽しみながら、図形について学習します。	観察力、創造力、図形の知識	思考力
	計算オリエンテーリング	たし算、ひき算、かけ算の計算問題を作成し互いに解きあう活動を通して、計算の難易を判断する力を培います。	計算力、集中力	思考力、注意力
サイエンス	糸電話	糸電話を作る活動を通して、音の性質について学習します。	観察力、思考力、道具の扱い方	想像力
	ふんすい	ふんすいを作る活動を通して、水の性質や水圧などの不思議さを体感します。	発見力、観察力、巧緻性	思考力
アート	トリックアート	色や図柄のトリックアートに触れ、自らトリックアートを作り上げる面白さを体験します。	巧緻性、集中力、思考力	創造力、発見力
	たこづくり	凧を作る活動を通して、日本の風習や凧について学習します。	巧緻性、発想力	思考力

※ 上記より、クラスや子どもたちの状況に応じていずれかのカリキュラムを行う。

Copyright©2011-2016 Kodomokyoiku. All Rights Reserved.

1
2
3
4
5
6
7
公算論文
参考資料



☆目標:発想豊かに様々なアナグラムを作ったり解いたりすることができる

読むこと・書くこと	小1、小2
アナグラム	
<p>【ねらい】 発想力を刺激するとともに、ことばの語彙を広げる。</p> <p>【準備するもの】 ワークシート、五十音図（必要に応じて）、コピー用紙（必要に応じ「解答用紙」として）</p> <p>【所要時間】 30～45分</p>	
<p>基本的な活動</p> <p>① ことばの順を入れかえて、正しく並びかえる。</p> <p>② いろんなアナグラムを作る。 (例) んらこぶ → ぶらんこ るらんどせ → ランドセル 他にも、自分の名前や地名などで作っても良い。</p> <p>③ 友だちのつくったアナグラムを解く。</p> <p>④ ワークシートに作成したアナグラムや解いたアナグラムなどを記入する。</p>	
<p>新しい活動を生み出すヒント</p> <p>○ 長いことばでアナグラムを作ってみたら…</p> <p>○ 友だちやグループで問題をだしあってみたら…</p>	

活動のイメージ



単元設定の理由

子どもたちはことばを見ると、その意味や第一印象にとらわれてしまう一面をもつ。この単元を通してことばの印象に左右されず、頭の中で考えることにより、発想力や思考力を刺激し養いたい。また、知識の確実な定着を図ることに努めたい。



① ことばの順を入れかえて、正しく並びかえる。



ワークシートにかかれたことばを、元の正しいことばに並びかえましょう。

「ハグバーン」は「ハンバーグ」。

「とけい」は「けいと」という全く別のことばになったよ。



元のことばを並びかえると他のことばになるものもあることに気付かせる。

② いろんなアナグラムを作る。



では、いろんな名前でアナグラムの問題をつくってみましょう。自分の名前や地名などを使っても、おもしろいですね。

③ 友だちとお互いのアナグラムを解く。



友だちが作ったアナグラムを解いてみましょう。

わたしの名前のアナグラム、難しいかな。

友だちの名前がわかった。あっているか聞いてみよう。



問題を解きあう際は、コピー用紙を解答用紙としてもたせ、そこに答えを書かせる。

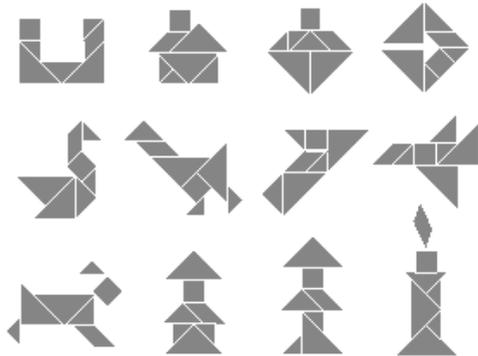
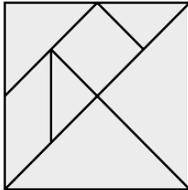
④ ワークシートに作成したアナグラムや解いたアナグラムなどを記入する。



☆目標:図形の名称を確認する、図形の構成を観察・想像しながら真似る

すうがくー 図形	小1、小2
タングラム	
<p>【ねらい】 タングラムの部品を組み合わせることで、提示された図形を作り上げることの楽しさを味わう。また、提示された図形問題がどんな形から成り立っているのか、考え想像しながら真似る。</p> <p>【準備するもの】 画用紙（10 cmの正方形でタングラムが印刷されたもの）、掲示用タングラム、はさみ、ワークシート</p> <p>【所要時間】 30分～45分</p>	
<p>基本的な活動</p> <p>① タングラムをつくる。 ② タングラムを使って、さまざまな図形問題を考える。 ③ ワークシートにまとめる。</p>	
<p>新しい活動を生み出すヒント</p> <p>○ 自分で作った形を「問題」として、みんなで解きあってみたら…</p>	

活動のイメージ



単元設定の理由

これまで図形に関する学習はパターンブロックやスタンプなどを使って行ってきたが、今回は「図形問題を真似る」活動を通して、子どもたちの想像力と思考力を高めたいと考えた。タングラムとは、いくつかに分割されたブロックを並べて別の形をつくるパズルの一種である。このパズルを用い、手を動かしながら興味をひきだし、図形の名称確認や感覚、センスも養いたい。



① タングラムをつくる。



今日は「タングラム」というパズルを使って図形問題に挑戦します。
まずは、タングラムを作りましょう。
太い線にそって、はさみで丁寧に切り取りましょう。

あれ、この形知ってるよ。



タングラムには、直角二等辺三角形と正方形、平行四辺形が含まれている。子どもたちはこれらの図形の名称をすでに学習しているので、再度この機会に名称を復唱し、図形の知識を固めたい。

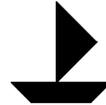
② タングラムを使って、さまざまな図形問題を考える。



では、タングラムを使って、今から見せる図形と同じ形を作り上げましょう。
ただし、図形はそれぞれ指定された枚数で作りますよ。また、部品同士を重ねてはいけません。



ヨットの形だわ。どれをつなげて
作ればいいんだろう…



タングラムは、答えが一つに決まっていない。よって、同じ完成図形でも様々な組み合わせが見られると思われる。この面白さも、子どもたちに伝えたいひとつである。

③ ワークシートにまとめる。

Copyright©2011-2016 Kodomokyoiuku. All Rights Reserved.



☆目標:視覚と実際が異なることを体感する、定規が上手に使えるようにする

すうがく一図形 小1、小2

よく見て考えて

【ねらい】

さまざまな錯視図形を見ながら、ものの見方やとらえ方の面白さを体験する。

【準備するもの】

ワークシート、掲示用錯視図形（ラミネート加工をしたもの）、定規（各自持参）

【所要時間】

30～45分

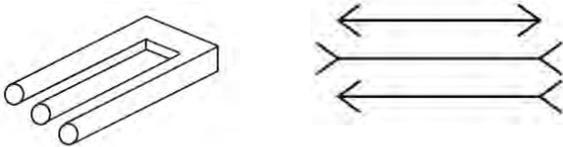
基本的な活動

- ① さまざまな錯視図形を見る。
 - ・たまし絵
 - ・幾何学的錯視
 - ・運動錯視 など
- ② 自分でも錯視図形を描いてみる。
- ③ できた作品を見せ合う。

新しい活動を生み出すヒント

- 線や図形以外で錯視を考えてみると…

活動のイメージ



単元設定の理由

「見た目と実際は違うことがある」という考えは、何度「気づき」「発見」があっても定着しにくい。今回の錯視図形を通して、子どもたちに様々なものの見方・とらえ方の大切さを認識させると共に、図形をよく見ることから観察力や注意力も高めていきたい。



① さまざまな錯視図形を見る。



さて、この二本の矢印は、どちらが長いでしょう？

上のほうかな？



このようにしてみると…実は、同じ長さなんですよ。
しかし、同じ長さのように見えませんね。
このように、見た目と実際が異なる図形を「錯視図形」と言います。

たくさんの錯視図形を見せ、見た目と実際が異なることを体感させたい。そして、錯視図形（錯覚）の楽しさとともに、見た感覚で判断してはいけないことに気付かせたい。
子どもたちに「錯視図形」という言葉の具体的な説明は不要とする。

② 自分で錯視図形を描く。



では、実際に自分でも錯視図形を描いてみましょう。
ワークシートのいくつかあるうちから1つ選んで、描きましょう。

ぼくはこの矢印のにしよう。



私は、この三角のにするわ。



いくつかの錯視図形から、自分が描きたいもの・描けそうなものを選ばせて活動させる。
描く際には、よく図形を見て確認するように、子どもたちに注意を与える。

③ できた作品を見せ合う。



出来上がった錯視図形を見せ合いましょう。上手に描けているでしょうか。

時間がない場合や子どもがまだ描きたいと言った時には、作品を見せ合う時間を省いてよい。



☆目標：色の三原色について知る、分離実験を通して自分なりに考え観察する

物質 小1、小2

じっけん・はっけん ～色の分離～

【ねらい】

身近にある水性ペンを使って、色が三原色の分量比の違いによってできていることに気付く。

【準備するもの】

コーヒーフィルター、水性の色ペン、プラスチックコップ（数個）、ストロー、ハサミ、水、ワークシート、油ふき紙・半紙（時間があれば使用）、ホッチキス又はセロテープ

【所要時間】

50分～90分

基本的な活動

① 色の分離の実験準備をする。

1. コーヒーフィルターを幅3cmの短冊状に切り、片方は端から2cm、もう片方は端から4cmの位置に鉛筆でうすく線を引く。そして、端から2cmの線の上に、ペンで点（直径約3～5mm）を書く。
2. コップに1cmほど水を入れ、ストローを半分に切る。
3. コーヒーフィルターの4cmのほうを端から線の部分に合わせるように折り曲げ、ホッチキス又はセロテープで留めてストローに通す。
4. インクが乾いたら、コップにストローを通したペーパーを静かに入れてつるす。

② 実験を行い、水がしみこむ間に色の予想をしたり、様子を観察したりする。

（一回につき5～7分）

③ 同様の活動を、油ふき紙を使用して行う。（時間があれば）

④ 結果をワークシートに記入する。

新しい活動を作るヒント

- コーヒーフィルターを半紙に変えてみたら…
- 同じ色でも異なるメーカーのペンで実験してみたら…

活動のイメージ



単元設定の理由

色のたし算については「色水遊び」やアート「オリジナルマグネットづくり」で体得しており、手順も簡単である。しかし、「混じった色を分ける」という逆の流れは、子どもたちにとって発想・イメージがしにくい。よって、今回は水にとける色素が入っている水性ペンを使って、何色の色素が入っているのかを調べることで、「色の三原色」についての意識を持たせたい。

また、実験を通して「観察する」ということを子どもたちに学ばせたい。

① 色の分離の実験準備を行う。



みなさんは、色ペンを使って絵を書いたりぬったりしますね。では、その色ペンの色は、どんな色でできていると思いますか？水性ペンを使って調べてみましょう。どうやって調べたらいいと思いますか？

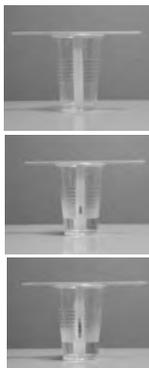
どうしたらいいだろう？

「色の分離」と話しても、子ども達にはどういうことかとらえにくい。よって、ここではあまり説明をせず、「どんな方法をとればわかるのか」をしっかりと考えさせうえで実験を行い、活動を通して気づかせていく。



<実験の準備>

1. コーヒーフィルターを幅3cmの短冊状に切り、片方は端から2cm、もう片方は端から4cmの位置に鉛筆でうすく線を引く。そして、端から2cmの線のの上に、ペンで点（直径約3～5mm）を書く。
 ※ 調べる色の名称は、点を書いた上（又は下）に鉛筆で書きこむ。
 ※ 紙にペンのインクを吸わせるように、そっと書くよう指示する。
 ※ 一度にたくさん色を実施してしまうと、後半の活動内容が薄くなるため、2～3回に分けて実験を行うようにする。
2. コップに1cmほど水を入れ、ストローを半分に切る。
3. コーヒーフィルターの4cmのほうを端から線の部分に合わせるように折り曲げ、ホッチキスで留めてストローに通す。
4. インクが乾いたら、コップに棒を通したペーパーを静かに入れてつurus。
 ※ 水面の高さが2cmの線を越えないようにする。



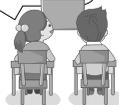
② 実験を行い、水がしみこむ間に色の予想をしたり、様子を観察したりする。



それぞれの色が分離する間、どんな色が出てくるか予想し、ワークシートに記入しましょう。

- ※ 水が上がってきて、色が分離されていく5分～7分間は、そのまま置いて観察する。また、実験終了後はコップから取り出し、空のコップへ移して乾かす。
- ※ 一度に実験道具を作成せず、上記<実験の準備>を2～3回繰り返し行うようにする。

緑は、黄色と青かな？



③ 同様の活動を、油ふき紙を使って行う。

④ 結果をワークシートに記入する。

～なぜ色が分離するのか？～

ペンには、もともと色々な色が混ざっている。例えば紫色のペンであれば、青色や赤色の色が混ざっていると予測されるが、この二つの色で「色」以外に違う点がある。それは、「**水の中での移動しやすさ**」。移動しやすい色は水の毛細管現象と一緒に紙の上側に広がりやすく、移動しにくい色は紙の下側に広がりやすい。（厳密には色の含量の重さに関わってくる）





☆目標： 友達と協力しながら安全に万華鏡を作る、光や鏡の性質について知る

物質	小1、小2
----	-------

じっけん・はっけん ～万華鏡～	
【ねらい】	万華鏡を作る活動を通して、光の反射のしくみや合わせ鏡での像の見え方を学習する。
【準備するもの】	銀シート又は銀色のキッチン汚れ防止シート（15×10cmサイズ）、セロテープ、はさみ、目刺し、画用紙（A4画用紙1/2の大きさのもの1枚：装飾・補強用、線の入ったもの1枚）、厚紙（A4サイズで4人分）、黒画用紙（7cmの正方形）、輪ゴム、ラップ、モールやビーズ・折り紙・色画用紙など（内側・外側の飾りとして）、ワークシート、トレーシングペーパー（7cmの正方形）、懐中電灯又は（教室にあれば）レーザーポインター
【所要時間】	70分～90分
基本的な活動	<p>① 懐中電灯やレーザーポインターを使って、「光」について知る。</p> <p>② 光の性質を知る。 ※ 簡易鏡を作る。</p> <p>③ 万華鏡をつくる。</p> <p>1 レシピ②で作った3枚を、内側が銀テープの面になるようにして、二等辺三角形の形に組み合わせ、セロテープで留める。</p> <p>2 画用紙を切り分け、小さいほうを用いて1で作った三角形が入る大きさの筒を作り、セロテープで留める。</p> <p>3 ラップを片側にかぶせ、輪ゴムでくくったのち、セロテープで留める。</p> <p>4 画用紙のもう一枚を3にまきつけ、セロテープで留める。</p> <p>5 1cmほどの余白の部分にモールなどを入れ、トレーシングペーパーをかぶせ、輪ゴムでくくったのち、セロテープで留める。</p> <p>6 黒画用紙に反対側の筒の形を縁取らせ、その線の部分までハサミで切込みを入れ、セロテープで張り付けたのち、目刺しで中心部分にのぞき穴を開ける。 （7 筒の周りに折り紙や色画用紙をはりつけて装飾する。）</p> <p>④ ワークシートに記入する。</p>
新しい活動を作るヒント	<p>○ 中に入れるものを変えてみたら…</p> <p>○ 紙以外で万華鏡を作ってみたら…</p>

活動のイメージ

単元設定の理由

光の性質については、レシピ「影絵遊び」で学習した子どももいる。今回は、光の性質のみならず、鏡の角度によってどのように物が反射し写るのかという点で学習させたいと思い、身近な鏡と鏡を合わせて作られるおもちゃである万華鏡を作ることにした。

また、無限の反射によって美しく独特の世界を作り上げる模様からも、子ども達のアートの部分の完成を刺激したい。



① 懐中電灯やレーザーポインターを使って、「光」について知る。



「光」について、何か知っていますか？どんな特徴があるでしょう。

前に学習したから、まっすぐ進む
ってわかるよ。



<ここで押さえない科学的な内容>

- ・光はまっすぐ進む。
- ・光が鏡に当たると反射して進む。またはねかえった光は直進する。

昨年、「影絵遊び」のレシピで光について簡単に触れている。再度、光について学習となるが、今回は「反射」の部分に重きを置いて、子どもたちに説明したい。

② 鏡の性質を知る。



では、鏡にはどんな特徴がありますか。

物や人が、そのままうつるよ。

鏡を置く場所を変えると、物がどんなふううつるか、
試してみましょう。



簡易鏡の作り方

- 1 線の入ったコピー用紙を厚紙に貼る。
- 2 反対の面に銀シールを張り付ける。（余った部分は切り取る又は折り返す）
- 3 厚紙を線の通りに切る。

② 万華鏡をつくる。 ※ 今回は、ある程度進度をそろえながら進める



では、これから万華鏡を作りましょう。

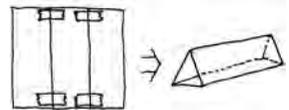
道具の使い方について、しっかり確認したうえで活動を始める。

<製作の手順>

- 1 レシピ②で作った3枚を、内側が銀テープの面になるようにして、二等辺三角形の形に組み合わせ、セロテープで留める。

※ できるかぎり隙間ができないように、貼りあわせる。

※ 右上のように貼りあわせてから組み立ててもよい。



- 2 線の入った画用紙を切り分け、「14」とかかれた紙を使って、1で作った三角形が入る大きさの筒を作り、セロテープで留める。

※ 筒を作ったらテープで留める前に1を入れ、大きさを見ながら調整させる。（目安として二重に巻いて画用紙の両端があうぐらいの筒の大きさにする）





- 3 ラップを片側にかぶせ、輪ゴムでくくったのち、セロテープで留める。

※ セロテープを貼ったら輪ゴムをはずす。



- 4 「15」と書かれた画用紙を3にまきつけセロテープで留める。

※ ラップと反対側のほうをそろえ、ラップ側に1cmほどの余白ができる。

※ 15は中の3が抜けないようにきつめに巻かせる。

- 5 1cmほどの余白の部分にモールなどを入れ、トレーシングペーパーをかぶせ、輪ゴムでくくったのち、セロテープで留める。

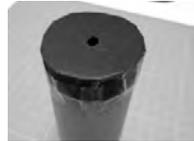
※ セロテープを貼ったら輪ゴムをはずす。



- 6 黒画用紙に反対側の筒の形を縁取らせ、その線の部分までハサミで切込みを入れ、セロテープで張り付けたのち、目刺しで中心部分にのぞき穴を開ける。

※ 最初の穴を開けるのは、教師の役割とする。

※ 穴が小さい場合は、各自で鉛筆などで大きくさせる。



- (7) 筒の周りに折り紙や色画用紙をはりつけて装飾する。

※ ここでA4を半分に切り分けた白画用紙をさらに巻きつけても良いし、4の場面で「補強」として二重に巻きつけてもよい



③ ワークシートに記入する。

～万華鏡～(参考資料)

万華鏡は、鏡の性質を利用したものである。

鏡を2枚角度をつけてあわせると、間に置いたものの姿がたくさん鏡に映る。この映る数は **360度を鏡の角度で割った-1の数だけ見える。**

(例) 90° ならば $360/90 = 4 - 1 = 3$ 、3個 60° ならば $360/60 = 6 - 1 = 5$ 、で5個

正三角形に鏡をおいた万華鏡は、2枚で6個。この組み合わせがまた別な鏡に映るので、この組み合わせがたくさん映る。

万華鏡は江戸時代の末頃に日本に伝えられたと考えられており、錦眼鏡、百色眼鏡と呼ばれ、親しまれていたと言われている。



★目標:工夫して音を作ることを楽しむ、作った音を表現技法や言葉で表す

つくり出す喜び

小1、小2

好きな音・面白い音を作り出そう

「音をつくろう」

【ねらい】

普段聞きなれている音を自ら作り出す工程を楽しみ、また音から受ける印象やその題名を自分なりに考え表すことができる。

【準備するもの】

効果音を作る道具（別紙参照）、ワークシート、ウェットティッシュ又はハンドソープ、はさみ、画びょう、（型が印刷された）画用紙、厚紙、白画用紙、爪楊枝（1人45本）、ラップ、型紙、セロテープ、のり、（必要であれば）色鉛筆や色ペン、ダンボールの切れ端又は裏紙数枚（下敷き用）

【所要時間】

60分～80分

基本的な活動

- ① 効果音を作る。
 - ・グループ又は個々に、一つのお題を与えて目の前の道具からその音を作り出させる。
 - ・音を作り出した方法を発表しあう。
- ② ワークシートに書かれた音を作ったり、工夫して音を作りだし題名をつけたりする。
- ③ レインスティックを作る。
- ④ ワークシートに記入する。

新しい活動や発展的な活動へのヒント

- 作った音をお互い発表し合ったら…
- 効果音を使って、簡単な劇をしてみたら…

活動のイメージ



単元設定の理由

日本語には多くの「オノマトペ」があり、日本語独特の表現として言葉や文をひきかたてている。今回はそのオノマトペを実際の音として自ら作り出すことにより、オノマトペがどんな状況を想起させるのかを考えたり、そこから子どもならではの豊かな世界を創造させたりしたいと考えた。

また、イメージを直接に伝えることができるというオノマトペの持つ特長を生かす体験を通して、より自分の意見や思いを伝えられるようになる一つの手段を習得させたい。

**① 効果音を作る。**

ここに、小豆とバットがあります。
こうしてみると…どんな風に聞こえますか？

なんだか雨が降っている音に似てるよ。



そうですね。
では、今から目の前の道具を使って、いろんな音を作ってみましょう。
できたら、どのようにしてその音を作ったのか、発表しましょう。

ここでは、「効果音の作り方」についての確認作業をメインとするため、短時間のうちに次の内容へ進む。また、この時点でことばの単元「オノマトペ」の簡単な復習をする。(又は学習したことを想起させる)

② ワークシートに書かれた音を作ったり、工夫して音を作りだし題名をつけたりする。

では、他にもワークシートに書かれた音や工夫して音を作り出してみましょう。
また、その音からどんな印象やイメージを受けますか？

見つけた音、作った面白い音などをワークシートにまとめましょう。また、その音を聞いた時にどんなイメージが頭の中に浮かんできましたか？

様々な道具を使うので、実際に行く前に① 道具の使い方に注意する、② 友達と仲良く使う
③ 道具を口にしないことを注意させる。
また、できる限り、見つけた音を発表し合ってどんなイメージがするのかを全員で考え、想像力の幅と語彙・言語表現に深みを持たせたい。

③ レインスティックを作る。

さっきは小豆で雨の音を作りましたね。次は「レインスティック」と呼ばれる雨の音がする楽器を作ってみましょう。

☆ レインスティックの作り方

【準備するもの】 (型が印刷された) 画用紙、白画用紙、爪楊枝、型紙、はさみ、画びょう、セロテープ、約7センチ四方に切ったラップ、(必要であれば) 色鉛筆や色ペン、のり、ダンボールの切れ端又は裏紙数枚(下敷き用)



<作成の手順>

1. 型が印刷された画用紙と白画用紙をのりで貼りあわせる。
2. 型紙の線に合わせて画用紙を丸めて筒状にし、セロテープで留める。
※ 隙間がないようにセロテープで留めさせる。
※ 貼りあわせた後、筒の内側の部分も留めるように指示する。
3. 型紙の大きな黒い点の部分を画びょうで一つずつ穴を開けていく。
※ 穴を開ける時、力を入れすぎて筒を持たないように（握り潰さないように）注意させる。
※ 開ける穴の大きさは問わないが、最低爪楊枝の先が刺さる程度には穴を開けさせる。
※ ダンボールの裏（大きさは問わない）にテープを貼り付け、使用しない時の画びょう刺しを用意する。
4. 爪楊枝の頭の部分を折り取ってから、穴を開けたところに爪楊枝を刺し入れる。
※ 爪楊枝の先は、画用紙の反対側に当たったところまで差し込む。
ただし、力強く刺した場合、爪楊枝の先が飛び出ないように注意させる。
※ **折った後のとがった部分で怪我をしないように、十分注意をさせる。また、活動に集中させる。**
※ 折り取った爪楊枝は使用するので、裏紙の上等に置いておくようにする。
5. 筒の一方に適切な大きさに切ったラップをあて、セロテープで留める。
6. もう一方から4で折り取った爪楊枝を入れる。
※ 個々に好きな量だけ入れさせる。
(7. 筒をひっくり返し音の好みを調整する。)
※ この活動はなくても可。また、ひっくり返して音を聴く時は、閉じていないほうから中の爪楊枝が出ないように注意させる。
8. (調整ができれば、) ラップをしっかり留める。
9. 厚紙を丸め、筒に巻きつけてセロテープで留める。
※ 必要であれば、両端に再度コピー用紙をあててセロテープで留める。

④ ワークシートに記入する。

～レインスティックとは～

レインスティックとは、スペイン語で「PALO DE LLUVIA（パロデジュビア）」といい、「雨の音がする棒」という意味を持つ、雨の効果音が楽しめる楽器。起源はアフリカと言われ、中南米まで広く伝わったとされている。乾燥させた筒状のサボテンの内側に多くの突起が並んでおり、揺ると種が当たってザザーッと...、ザザーッと...と響く。古来、先住民が雨乞いの儀式に使い、現在も南米チリのカトカマ砂漠では雨乞いの儀式の道具として使われている。

Copyright©2011-2016 Kodomokyoiu. All Rights Reserved.



☆目標：作品の細かい部分にまで注目する目を養う、トリックアートを描きあげる

鑑賞+えがく楽しさ 小1、小2

トリックアートを楽しもう

「トリックアート」

【ねらい】

トリックアート作品を親しむ。また、自ら描く楽しさを味わう。

【準備するもの】

トリックアート作品（掲示用）、ワークシート（コピー用紙又は画用紙に印刷）、黒ペン、色鉛筆

【所要時間】

75分～90分

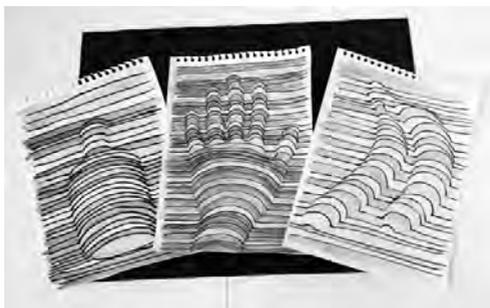
基本的な活動

- ① 様々なトリックアートを鑑賞して、感想や気づいたことを話し合う。
- ② 「線」の変化による印象を考える。
- ③ トリックアートを描く。
- ④ ワークシートに記入する。

新しい活動や発展的な活動へのヒント

- 他の物を書いてみたら…

活動のイメージ



単元設定の理由

絵画やアート作品を鑑賞するポイントは、様々である。しかし、私たちは比較的色彩合いや全体の構図・雰囲気などに目を奪われがちで、色の持つ役割や線の種類など、細かな部分について鑑賞することは少ない。「真似してポーズ！」にて鑑賞の仕方や鑑賞の楽しさを味わったが、今回は自分たちで描くことにより鑑賞ポイントを学んだり色彩感覚を身につけたりさせたいと考えた。

① 様々なトリックアートを鑑賞して、感想や気づいたことを話し合う。



ここに、「トリックアート」と呼ばれる絵があります。この絵をじっくり見ましょう。そして、気づいたことや感じたことを教えてください。

これはうさぎ？
それとも鳥？



これって…
絵？？



不思議な絵
だな。なぜ
こう見える
のかな？

あれ？絵と本物の
手が一緒に？？



2種類のものに見える絵、つじつまの合わない絵など様々な種類の絵を提示し、子どもたちから絵の印象や気づいたことをたくさん引き出す。また、絵の提示順は、2種類のものが見える→立体的に見える絵とする。

② 「線」の変化による印象を考える。



では、これらの立体的に見える絵をじっくり見てみましょう。そして、そう見える理由を考えましょう。

線に何かあるのかな？

そうですね。線になにか秘密があるようです。では、ちょっと実験をしてみましょう。右の絵に、いくつか線を書いてみます。どんな感じがするか、教えてください。



顔の頬の部分にいろんな曲線を描いて、そこから受ける印象を個人やグループで考えさせる。この活動を通して、線を上手に使うと立体的に見えたりくぼんで見えたりすることを理解させる。

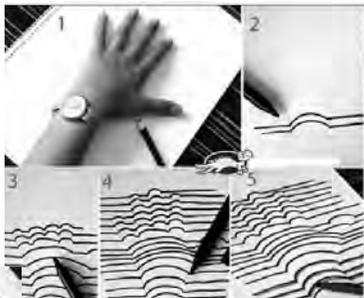
③ トリックアートを描く。

線を上手にを使って、みんなでトリックアートを描きましょう。

<描き方>

1. 画用紙に手を置いて、えんぴつで輪郭をなぞる。
2. 輪郭線を参考にして、「実際にふくらんでいるところは曲線」になるように、できるだけ等間隔の水平線を何本も引き、マジックでなぞった後に自由に色を塗る。

直線から又は曲線から描き、その後には線をつないでいく描き方でもよい。



④ ワークシートに記入する。



「これから」の婚活支援

～若者の恋愛観からみる～

マーケティングライター

牛窪 恵

プロフィール

うしくぼ めぐみ

1968年東京生まれ。日大芸術学部 映画学科（脚本）卒業後、大手出版社に入社。5年間の編集及びPR担当の経験を経て、フリーライターとして独立。2001年4月、マーケティングを中心に行う有限会社インフィニティを設立。

財務省「財政制度等審議会」専門委員、内閣府「経済財政諮問会議」政策コメンテーター、経済産業省「消費者理解に基づく消費経済市場の活性化研究会」メンバーなどを務める。

著書には『恋愛しない若者たち』（ディスカヴァー・トゥエンティワン）、『男が知らない「おひとりさま」マーケット』（日本経済新聞出版社）など多数。

テレビ朝日「ワイド! スクランプル」、NHK「所さん! 大変ですよ」、フジテレビ「ホンマでっか!? TV」ほかでコメンテーターなどを務める。

2015年10月、私は「恋愛しない若者たち」（ディスカヴァー・トゥエンティワン）という本を書いた。「この本をぜひ、ディスカヴァーから出したい」と私から企画を持ち込んだのは、同社が2008年、山田昌弘氏と白河桃子氏による『『婚活』時代』を大ヒットさせた出版社だったからだ。おかげさまで、発売から1か月ほどで5刷5万部超えを記録するベストセラーとなった。

同社の干場弓子社長は、私がこれまでに会った中で間違いなく1、2を争う出版センスの持ち主だ。企画を見て、まず彼女は次の点を指摘した。「20代の若者の7割に恋人がおらず、その4割が『恋愛は面倒』だと言っている。でも彼らの8～9割は『いつかは結婚したい』と考えている。牛窪さん、これは大きな『矛盾』ですよね」。

確かに現在、交際相手がいない20代は、女性で60%、男性では76%にも及ぶ（2014年／リクルートマーケティングパートナーズⁱ⁾）。別の調査で「20歳」の時点だけ切り取るとさらに少なく、女性7割強、男性8割弱にいま、彼氏・彼女がいない（2015年／楽天オーネットⁱⁱ⁾）。

1

2

3

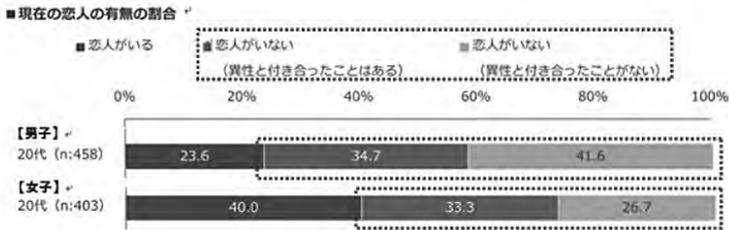
4

5

6

7

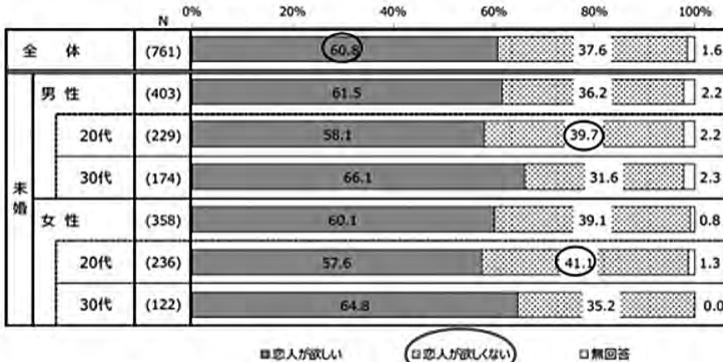
公募論文
参考資料



出典：14年／リクルートマーケティングパートナーズ

さらに2015年夏、多くの大人達に衝撃を与えたのは、20代の未婚かつ恋人がいない男女に「恋人が欲しいですか」と聞いた、内閣府の調査（少子化社会対策白書ⁱⁱⁱ）への回答だ。ここで「恋人が欲しくない」と答えた割合が、男性で39.7%、女性では41.1%にもなった。理由として多かったのは「恋愛が面倒」だ。

恋人が欲しいですか（SA）（未婚者、かつ現在恋人がいない人）【性・年代別】



出典：15年／内閣府「少子化社会対策白書」

反面、干場社長が「矛盾」と指摘したとおり、恋人がいない、恋愛が面倒だと捉える若者も、複数の調査で8～9割が「いつかは結婚したい」と考えている。20代の多くは恋愛に憧れがない一方で、こと結婚には肯定的なのだ。それにも関わらず、その圧倒的多数がイメージするのは「恋愛結婚」。だから婚活の場で「なんとなくいいな」と思う異性と連絡先を交換しても（恋愛に発展しないから）、結局は結婚に至りにくい。

事実、婚活サイトやアプリ、婚活パーティなど、いわゆる「婚活サービス」

の利用が婚姻にまで発展したケースは、8.3%とまだ1割にも満たない状況だ(2016年／リクルートマーケティングパートナーズ「婚活実態調査」^{iv)})。

私は現40代後半のバブル世代。大学時代に、恋愛を美化するトレンドドラマが一世を風靡し、恋人とのデートが最もプライオリティの高いイベントだった。国の第三者機関の経年調査でも、当時、バブル予兆期～最盛期の1982年、1987年には、「交際相手なし」(18～34歳未婚)が女性の35%、男性の43%しかいなかった。逆に、6～7割の男女に彼氏・彼女がいたわけで、いまとは格段の差だ(2015年／国立社会保障・人口問題研究所^{v)})。

さらに15年前の旧オーネットによる調査(2000年)を見ると、恋人がいない男女のうち「欲しくない」派は、男女ともに約1割しかいなかった。裏を返せば、わずかこの15年間で、男性だけでなく女性でも、恋愛消極派が3割も増えた計算になる。

「結婚はしたい、でも恋愛は面倒」、そう捉える彼らの真意はいかなるものかと取材に入ったのは2015年春のことだ。まず聞こえてきたのは次のような声だった。

「恋愛って、なんか恥ずかしい。『ネタ』っぽい」

「デートって疲れる。お金や時間を考えると、コスパ(コストパフォーマンス。費用対効果)に合わない」

「恋人? 別に要らない。ほかに楽しいこと、いくらでもありますから」

さらには、こんな驚くべき声まで飛び出した。

「結婚すれば、面倒な恋愛から解放される。早く結婚しちゃいたい」

彼らにとって、恋愛はしないだけでなく「無視したい」もの。多くは「恋愛スルー」を望んでいるようだ。また、一部は恋愛嫌い。昨今は消費の世界でも、「嫌消費」との言葉が流布しているが、恋愛も例外ではない。とくにここ数年は、女子にまで、恋愛が「ブラック扱い」されてもいるのだ。

私は身震いさえ感じた。

——このまま恋愛スルーな20代が増えれば、ますます結婚しない・できない若者が世にあふれてしまうのでは……?

恋愛する・しないは、個人の自由だ。ただ問題は、これだけ恋愛に低体温の若者が増えても、彼らの圧倒的多数が「いずれ結婚するつもり」と、将来的な結婚を希望すること。その割には「恋愛が面倒」であり、他方で「恋愛結婚」以外のイメージは浮かんでいない。となると、何らかの後押しや発想転換なく



して、彼らが結婚にたどり着くのは難しい。

やがて、若者や有識者の方々への取材、さらには過去の恋愛史や日本経済、家族関係を振り返るなかで、若者の恋愛意欲における転換点が1990年代半ば～2000年代にあったことが判明。私はこれを、「恋愛（ラブ）レボリューション」と位置づけることにした。

すなわち、

- 1、超情報化社会と性の「コンビニ」化
- 2、男女平等社会と男女不平等恋愛
- 3、親ラブ現象（親子仲良し）と恋愛意欲の封じ込め
- 4、恋愛不良債権の露呈とリスク回避
- 5、バブル崩壊と長引く不況による、恋愛格差社会

の5つである。以下に、その5項目別に詳細を見ていこう。

1、超情報化社会と性の「コンビニ」化

1990年代前半、恋愛に変化の兆しをもたらしたツールといえば、ポケットベルだろう。

男女が離れていても「アイシテル」などパーソナルに連絡を取り合えるようになり、恋人達の距離は一挙に縮まった。私のような現40代後半のバブル世代は、子ども時代には自宅に1台のダイヤル式電話しかなかった世代だから、ポケベルを手にしたときは「画期的な発明だ！」と感動したものだ。

ところが現20代は、デジタルネイティブ。多くは子どもの頃から、自分専用の子機はもちろん、携帯電話やネット環境にも囲まれて育った。幼い頃から、電話やメールで好きな異性にいつでも直接連絡を取れるのが「当たり前」だったのだ。

利便性が高まれば、「会えそうで会えない」「繋がりそうで繋がれない」といった、恋愛特有のときめきは削がれる。マーケティング上「ロミオとジュリエット効果」とも呼ぶ、いわゆる「枷^{かせ}」がなくなるからだ。

そのうえ20代の若者取材では、こんな声も次々とあがった。

「中学生の頃、（携帯電話の）ヘンなボタンをクリックしたら、いきなり女性の裸体が次々出てきた。いやらしいポーズばかりで、吐き気がした」

「小学生のとき、父親のパソコンでインターネットを見てたら、性行為の画像が現れてビックリした。表情が気持ち悪くて、なんかコワイと思っちゃった」

そう、現20代男女が小中学生の頃、急速に発達したのがネット上のアダルト



サイト。これにより、まず「アダルト画像（静止画）」がパソコン経由で家庭内に侵入。彼らが高校・大学生になる頃、今度は動画のアダルトサイトも続々と登場した。

その後は携帯電話やスマホの進化に伴い、いつでもどこでも、が定番化。かつてレンタルビデオの「成人コーナー」ののれんをくぐらなければ手に入らなかったアダルト動画が、いまやコンビニ感覚で楽しめる。いわば、性の「コンビニ化」だ。反面、性的神秘のチラリズムは失われたのだろう。

和光大学・現代人間学部で、若者の自立や自我発達の研究・指導を行う准教授の高坂康雅氏は、「何でもネットで情報を得られる社会に育った若者は、それですべてが分かった気になる『既視感』が強い」と言う。まるでハワイに一度も行ったことがない若者が、ネット動画やテレビでハワイのクリアな映像や情報を見て「どうせハワイってこんなところでしょ」と行った気になるのと同じように。

同時に、初めて目にする画像や動画が「気持ち悪い」「怖い」との印象を与えてしまえば、憧れも弱まる。そのせいもあるだろう。いまや20代女性の3人に1人以上、同男性でも5人に1人以上が、それぞれ「セックスに関心がない」あるいは「嫌悪している」と答える。この「性的無関心プラス嫌悪」派は、2008年時の20代（子どもの頃まだネット環境が十分でなかった男女）に比べ、わずか6年で1割以上も増えた計算だ（2014年／日本家族計画協会^{vi}）。

一方、中央大学文学部教授、山田昌弘氏は「近年、男性は『性欲』への幻想が、女性は『恋愛』への幻想が低下した」と見ていた。男女ともどんどん現実主義になり、結果的にロマンチックな気分の行き場がバーチャルに向かっているとのこと。確かに昨今、ゲームやバーチャルアイドル（初音ミクほか）、AKB48のように「会いに行けるアイドル」まで登場した結果、そこで手軽に恋愛欲求が満たされ、リアルな恋愛は「面倒」で「疲れる」「重い」ものへと変質したのだろう。

2. 男女平等社会と男女不平等恋愛

取材初期の段階で、名古屋の建設会社に勤めるマサノリ（24歳）はこう言った。「女の人って、付き合うと『告白ぐらい、男子からしてよ』とか『（デートの）お店決めるのは、男の役目でしょ』って言う。なんでだよって、納得いかないスよね」

一方、男勝りなスポーツインストラクターのイズミ（24歳）は、「男に媚

1

2

3

4

5

6

7

公衆論文
参考資料



売ってまで出世したいとは思わない」と言いながらも、「私みたいに『男っぼい女子』は、相変わらず損する世の中ですよね」と苦笑した。彼女が勤務するジムの会員の7割は男性で、人気コーチは明らかに「女っぼい」女性。結局は、生徒からの人気が勤務評価につながるから、髪を伸ばして化粧すれば少し評価が上がるかもしれない。でも、そこまではしたくないという。

そんなマサノリとイズミは、奇しくも同じ台詞を口にした。「だって『男女平等』の世の中なんだから」。

振り返ると、日本で家庭科の男女共学など、いわゆる男女平等教育が根付いたのは、1980年代後半、団塊ジュニア（現40～45歳）の中高生時代からだ。職場でも、「男女雇用機会均等法」が改正された1990年代後半以降は、男女平等の採用・配属が徹底された。ゆえに現20代～30代半ばの男女にとっては、学校でも職場でも「男女平等が当たり前」なのだ。

だから普段は平等感覚の、男友達と女友達でいる。でもいざ恋愛、交際となると、突如として「男が支払うべき」「告白すべき」など、男らしさを要求される。他方、女性のほうは「女らしくすべき」という無言のプレッシャーも受ける。この点が、若者にとって「気持ち悪い」「納得できない」のだろう。

ただ彼ら自身、その矛盾に気づきながらも、大胆な発想転換までは至っていない。あるリサーチ会社のR&Dが2014年に行った調査でも、「あなたが好ましいと思う女性は？」との問いに対して、20～26歳の独身男性が支持したトップ3は、1位：「優しい／包容力がある」（61%）、2位：「家事能力が高い」（58%）、3位：「見た目が良い」（54%）など、いずれも旧来型の「女らしさ」を支持する声だった。

他方の女性でも、別の調査で「自分より収入の少ない男性は恋愛対象にならない」と答えた22～34歳がなんと6割超（62%）（2015年／マイナビウーマン^{vii}）。

表面上は「恋愛や結婚相手は、性格が合う人がいい」「優しければもう何もいらぬ」などと言う反面、女性は結婚どころか恋愛でもいまだに男性の年収を強く意識している。女性の高学歴化と社会進出に伴い、日本でも若い男女の年収はほぼ同額か、むしろ逆転現象さえ起きているにも関わらず、である。

これでは、男性はより一層「不平等感」を募らせるだろう。加えて、振られるリスクさえある告白についても、「男性からすべき」が今日でも圧倒的多数を占める。ガラスハートの草食系男子が、「ならば、別に付き合わなくてもいいや」となるのも、もっともなことだ。



3. 親ラブ現象（親子仲良し）と恋愛意欲の封じ込め

「近年、親と10、20代男女の密着ぶりが顕著。高校生や大学生の一部が、まだ親と一緒に風呂に入っている」と教えてくれたのは、「尾木ママ」こと、法政大学文学部教授の尾木直樹氏だ。

衝撃的なデータもある。中学生までに「初めての射精（精通）」を体験する男性は、1981年には約8割だったが、1999年に約5割、2011年には36%にまで減少。性を嫌悪する20代男性も年々増え、いまや同男性の4人に1人が、セックスを「汚らしい」とのニュアンスで見ている。また、男子高生のセックス経験率を見ると、母親が「専業主婦（おそらく共働き母より息子と密着）」の場合、2005年（23%）をピークに経験率が急落し、2011年には8%にまで激減。この下げ幅は、共働き母をもつ男性や女子高生の数値と比べ、格段に大きい（2011年／日本性教育協会）。

なぜ共働きより専業主婦家庭のほうが、息子のセックス経験率が低いのか。共にいる時間が長い分、目が届きやすいせいもあるだろう。ただそれだけとは思えない。尾木氏は、専業主婦を中心とする「親子密着」が、結果的に子の性的欲求を封じ込める一因にもなっているのでは、と指摘する。

親子入浴については、私も以前、あるビジネス誌の記者から似た話を聞いた。記者が取材で、有名私立男子中学2年生のクラスを訪れると、「いまもお母さんとお風呂に入っている」と（顔を伏せて）手を挙げた男子が、クラスの半分もいたというのだ。

そんな母親は大抵、「うちの息子、親離れできなくて」と笑みを浮かべて話す。では、思春期の息子の側はどうかと聞くと、言いにくそうに次のような答えが返ってきた。

「だって、『（一緒に）入らない』なんて言うと、お母さんが淋しがるから」「せっかくの愛情をはねつけるみたいで、イヤとは言いにくい」

私はハッとした。以前、精神科医で医学博士でもある斎藤環氏に教えられた言葉を思い出したからだ。それは、「現代の若者は親にしがみついているのではなく、気を遣って甘えているのだ」との見地。

物心ついてからずっと不況の時代に育った彼らは、「親だけは自分を裏切らない」「親が最後の砦」と考えている。だからこそ、親子関係を険悪なものにはできない。ただ、そうした過剰な配慮が、結果的に「男性性」を封じ込める要因になっている可能性はある。息子にとって、自分が異性に不埒な欲望を抱くことが「母親への裏切りになる」との思いもあるからだ。

1
2
3
4
5
6
7
公衆論文 参考資料



他方、取材では20代女性から、「恋愛や結婚相手は、親が気に入らないとムリ」との声が多数聞かれた。既に20～30代夫婦では、結婚、出産後に親と「近居（近接居住）」の若者が65%前後にのぼるが、その最大の理由は、共働きが増え、子育てに少なからず親の援助を得る必要があるからである。

そう、彼らは若干20代にして、自分の生き残りのカギは「親ラブ（親子仲よし）」にあると本能的に感じている。だからこそ、親との関係性を悪くはできない。でもそれが、結果的に彼らを恋愛から遠ざけている可能性も、否定はできないのだ。

4、恋愛不良債権の露呈とリスク回避

1990年代に入り、エイズ（HIV感染症）や様々な性病が大きく取りざたされるようになると、恋愛市場では少しずつ「リスク」と呼べるものが噴出し始めた。

たとえば、1989年に新語・流行語大賞「新語部門」金賞を受賞した「セクハラ（セクシャルハラスメント）」以降、「パワハラ（パワーハラスメント）」、「ストーカー」、「DV（デートDV）」、「リベンジポルノ」など。

バブル期（1991年）には、大ヒットドラマ「101回目のプロポーズ」（フジテレビ系）の主人公（武田鉄矢）がヒロイン（浅野温子）に告白しフラれた後も諦めきれず、何度もデートを申し込み、「僕は死にましえん」とダンプカーの前に立ちはだかるが、いまとなっては明らかに異常行為、ストーカー扱いされる可能性も否めない。

ちなみに、ストーカー犯罪の認知件数は、分かっているだけで年間約2万2千件（2015年／警視庁¹⁰）。当然だが、警察に訴え出なければカウントされない。陰にその何倍も、苦しむ女性がいるものと推測できる。こうした一連の恋愛リスクは、被害者本人はもちろん、身近な知人や友人、家族、あるいは報道等でその事実を知った一般男女にも「怖い」と伝わるのが特徴だ。

たとえば、桶川のストーカー事件。自分とほぼ同年代（被害当時21歳）の女性が、街で偶然出会った男性と交際を始めただけなのに、やがて相手がストーカーへと様変わりし、日中の自転車置き場で刺殺される……。となれば、若い女性が男性からのアプローチにも、「本当に大丈夫か」と、いったん身構えるのは当然だろう。

男性には、別の恋愛リスクもある。加害者と勘違いされる「冤罪リスク」だ。痴漢だけでなく、セクハラやストーカーも同様だろう。自分にはその気がなく



でも、ちょっとした発言やメールのやりとりで、相手女性に「セクハラ」と指摘されるかもしれない。企業各社はコンプライアンスにうるさいから、単に街で声をかけるのにも慎重になる。

「そのうえ、昨今はSNSによって、男女の距離感が難しくなった」と指摘するのは、立命館大学産業社会学部准教授の斎藤真緒氏。彼女はワークショップ形式で、恋愛の楽しい側面だけでなく「相手を束縛しそうになる」や、「デートを断るときのやりとり」についても指導する。

LINEをはじめとするSNSで誰もが簡単につながる現代では、つい相手を拘束しがちだ。男女がベタリしたしんどい恋愛を築きやすく、やがてそれに依存し、「自分のすべてをいつも相手に分かって欲しい」と考えやすい。欲求が満たされないままだと、最終的にはデートDVやストーカーにまで発展することもあると斎藤氏は言う。

確かに「恋愛が面倒」とする若者の多くが、取材中「いつもSNSで監視されてるようでイヤだ」「しょっちゅうLINEに返すのがしんどい」などと口にした。大学の授業でまで、恋愛の距離感を学ばねばならない若者たち。それだけ時代が大きく変わったのだと言えよう。

5、バブル崩壊と長引く不況による、恋愛格差社会

2014年、私が内閣府の規制改革会議の場で次の話をする時、会場にいた官僚や大企業のトップクラスはどよめいた。

「非正規（雇用）で「恋人あり」の20代男性は、正規の半分にも達しません！」

いわゆる、格差社会。既述のとおり、結婚どころか「交際相手のあり・なし」までが、雇用形態や年収に大きく左右されるのが現代である。

具体的に見ていこう。まず男性にとっては、「年収200、300万円の壁」が、未婚・既婚を大きく分ける。現在、20～34歳男性（独身）で年収200万円未満は、3割弱もいるが、別の調査で同200万円未満男性（20～30代）の既婚率は、3%のみ。多くが「結婚難民（予備軍）」となる状況が分かる（2010年／国立社会保障・人口問題研究所ほか）。

雇用形態別に見ても、既婚・未婚の差は一目瞭然だ。総務省の調査（2013年）で、男性（20～34歳）の既婚率を正規・非正規別に見ると、正規35%：非正規14%と、倍以上違う。さらに「恋愛」についても、20代男性の「恋人あり」は、正規で34%いるが、非正規では16%と半分以下。30代はそこまで差が

1
2
3
4
5
6
7
公募論文 参考資料



ないが、それでも正規21%、非正規14%と、非正規の「あり」は1割近く少ない(2011年/内閣府^{ix})。

極めつけは、「交際経験」の違いである。先の調査で、20代・正規男性の「交際経験なし」は14%だが、非正規では41%、なんと3倍にもものぼるのだ。

なぜ恋愛でも、明らかに差がついてしまうのか。そもそも恋人なし、交際経験もなしの「未恋男子」は、異性とのコミュニケーション自体に自信がない。先の内閣府の調査で、「気になる異性がいても、どのように声をかけたらよいか分からない」や「恋愛交際の進め方が分からない」が5割前後。「異性との交際がなんとなく怖い」も4人に1人いるほどだ。

既述のとおり、いまだに女性の多くが「恋愛するなら、自分より年取が上の男性を」と望む。そのうえ「自分から声もかけにくい」となれば、未恋男子は今後も恋愛に向かいにくい。正規で高年取の男性との間に、自然と恋愛格差や「モテ格差」が開いてしまうのは想像に難くない。

さらに、中央大学教授の山田氏が指摘するのは、恋愛や経済の「希望格差社会」だ。元とされるのはアメリカの進化心理学者・ネッセの論文で、「努力が報われると思えば希望が生じる」「でも努力しても無駄だと思えば、絶望が生じる」との記述である。

山田氏は言う。「正社員なら、努力すれば昇進や昇給が期待できる。その努力が上司や同僚に評価されて、やる気も生まれる。でも非正規のままでは、いくら努力しても昇進はなく、昇給もたかがしれている。逆に、明日にも解雇されて努力が無駄になるかもしれない」。だから非正規は、仕事にも恋愛にも人生にも、「自分なんて」と希望が持てなくなる、との説だ。

その通り、私の取材で非正規男性の多くは、「自分は合コンに行ける身分じゃない」「彼女ナシが『身の丈』ッスよ」などと肩を落とした。デート費用もままならず、告白しても失敗のリスクが高い。それどころか、不審者扱いされる可能性さえある。そもそも気持ちのうえで、今日を生きることに精一杯で、「明日の恋愛」にまで夢をみる余裕がないのだろう。

今後の婚活支援はどうあるべきか

さて、こうした若者の現状を踏まえ、今後の婚活支援はどうあるべきか。

まず間違いなく言えるのは、大人達が「君達を応援するよ」「なにかあれば助けるよ」と、常に温かく見守る態度を示すことだろう。

身近なところでは、婚活パーティや「街コン」などの場で、かつての「お



せっかいオバサン」に代わる人物が縁結び役を果たすこと。これまで取材した限りでも、こうした仲介役の大人がいるケースでは、明らかに婚活の成約率は高い。現代の若者は自分の審美眼に自信がなく、恋愛リスクは「自己責任」だと思いついでいる。だからこそ、周りの大人が「君の目に間違いはないよ」「なにかあっても大丈夫」だと、背中を押してあげる必要があるのだ。

2016年には「寺コン」もブームになった。文字どおり寺の僧侶が仲を取り持つ婚活で、始まりは2010年。臨済宗の若手僧侶の有志でつくる「吉縁会」の事務局長・龍雲寺（静岡県浜松市）の副住職が、他の寺院と協力して友人の婚活相談に乗ったのがきっかけとされている。

特徴は2つだ。1つは、座禅や写経などの仏教体験を通じ、じっくり相手の人柄を吟味できること。もう1つは寺コンの多くに、事前に参加者を「面接」あるいは書類で審査（検討）する儀式が介在すること。とくに後者は、多くの恋愛リスクにさらされ「見知らぬ人との交際は不安」と考える若者に好評である。2016年11月初頭に開催された天龍院（東京都台東区）の寺コンには、定員約60人に対して男性で3倍、女性では5倍の申込者が殺到した。

また、見知らぬ異性を「怖い」とする若者の間では、古くからの顔見知りである同級生との「同級生婚」も人気が高い。最近では、サッカー日本代表の内田篤人選手や元フィギュアスケート選手の織田信成さんが、それぞれ小学校、中学校時代の同級生と結婚を発表。タレントの鈴木奈々さんや上地雄輔さんの同級生婚も、20代男女に大いに支持された。私が取材協力したある女性ファッション誌上のアンケートでは、なんと82%の女性が「同級生婚はあり」と回答したほどだ（幻冬舎「GINGER」2016年11月号）。

昨今、山形県の遊佐町や岡山県の奈義町をはじめ複数の自治体では、同窓会の会費を一部補助する動きが広がっている。故郷を離れた男女が同窓会を機に地元で再会し、そこから恋愛、結婚へと発展すれば、Uターンの可能性が高まるからだ。現30代半ば以降の若者は「地元好き」が多いことから、こうした試みは一定の効果をおぼせらるう。

さらに、コスパ世代の彼らには「結婚がコスパでおトクだ」と明確に示す方策も有効だと思う。よく例にあがるのは、シンガポール。同国ではプロポーズの際に「Shall we apply for a flat together?（一緒に公団を申し込まない?）」と告げるのが一般的だが、これは配偶者が婚約者がいれば、独身者より公団住宅（HDBフラット）の入居で大いに優遇されるからである。日本にもこうした制度があれば、「せっかくだから婚約しよう」と考えるコスパカッ



ブルも増えるはずだ。

一方で、現状の「結婚するか、しないか」という二択の婚姻制度が、若者の感覚とズレていることも否めない。ご存じの通り、フランスやスウェーデンでは、入籍せず同棲から事実婚へと向かうカップルを支援する制度（「パックス」「サムボ」）があり、籍を入れず誕生する子（いわゆる婚外子）も5割に及ぶ。日本は低所得の移民が極めて少ないので一概には言えないが、複数の調査（2013年「アットホーム」ほか）で「同棲経験あり」とする男女が3割前後いることから、一定期間同棲したカップルに婚姻夫婦とほぼ同等の保障や金銭的メリットを感じさせる方策も、検討の余地があるはずだ。

そして何より重要なのは、漠然とした将来不安が大きい若者達に、雇用形態の非正規、正規に関わらず、一定の「社会保障」を与えること。恋愛も結婚も出産も、多少のリスクを孕んでいても、最終的には国や社会がそれを吸収し、金銭的にも一定程度シェアするから大丈夫だという姿勢を見せることだ。

現20代の男女がどれほど金銭面に慎重か、最後に驚きのデータをご紹介します。2012年、私が日本経済新聞と20代男女に行なった、「貯蓄」に関する調査結果。ここで、20代未婚男女の貯蓄理由は「自分の老後のため」と「（将来の）子どもの教育資金」がそれぞれ3割前後を占め、1位、2位だった。多くがまだ伴侶どころか恋人さえいないのに、20代のうちから「老後のため」「未来の子どものため」と貯金しているのである。そんな彼らに「何があっても何とかなるよ」という口だけの気休めは、もう通用しない。

私達一人ひとりにもできることがある。それは、わが子や若者の前で「結婚してよかった」と声を大にして言うこと。そして「素晴らしい伴侶に出会えて幸せだ」という笑顔を、折に触れて見せてあげることだ。私自身、今の夫に出会っていなければ、間違いなくこんな充実した毎日は送れていなかった。多少の気恥ずかしさはあるが、ぜひ誰かと共に人生を歩むことの価値や喜びを、堂々と若い世代に伝えていきたい、強くそう感じている。

出典・参考

ⁱ 2014年 リクルートマーケティングパートナーズ、「恋愛観調査2014」
http://bridal-souken.net/research_news/2014/12/2014-058e.html

ⁱⁱ 2015年 楽天オーネット、「2015年1月5日【Vol.64】第20回新成人意識調査 2015年新成人（全国600人）の生活・恋愛・結婚・社会参加意識」
<https://onet.rakuten.co.jp/company/release/2015/20150105.html>



- iii 2015年 内閣府、「少子化社会対策白書」
<http://www5.cao.go.jp/keizai3/whitepaper.html#keizai>
- iv 2016年 リクルートマーケティングパートナーズ、「婚活実態調査2016『婚活サービス※』は、今や結婚に向けた有効な手段に！」
http://www.recruit-mp.co.jp/news/release/2016/0623_2969.html
- v 2015年 国立社会保障・人口問題研究所、「第I部 独身者調査の結果概要：2. 異性との交際」
http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/gaiyou15html/NFS15G_html03.html
- vi 2015年4月15日発行 日本性教育協会、「現代性教育研究ジャーナル No.49」
http://www.jase.faje.or.jp/jigyoo/journal/seikyoiku_journal_201504.pdf#search=%27E6%80%A7%E6%95%99%E8%82%B2%E3%81%AE%E6%96%B0%E3%81%97%E3%81%84%E8%AA%B2%E9%A1%8C%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%E8%80%83%E3%81%88%E3%82%8B%E3%83%92%E3%83%B3%E3%83%88%E3%82%92%E5%BE%97%E3%82%8B%27
- vii 2015年 マイナビウーマン、「自分より低収入の男性でも恋愛対象になる？ ⇒ 「NO」約6割も！」
<https://woman.mynavi.jp/article/150517-14/>
- viii 2015年 警視庁、「警視庁の統計（平成27年）」
http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/about_mpd/jokyo_tokei/tokei/k_tokei27.html
- ix 2011年 内閣府
http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/cyousa22/marriage_family/pdf/zentai/s2_1_2.pdf#page=7

「これから」の都市部と地方のライフスタイル

～豊かな暮らしのあり方と、この国のゆくえ～

首都大学東京 都市教養学部・人文社会系 准教授

山下 祐 介

プロフィール

やました ゆうすけ

1969年生まれ。九州大学助手、弘前大学准教授を経て現職。過疎高齢化、災害、環境問題などに取り組む。2011年より現職。

著書に、『限界集落の真実 過疎の村は消えるか』、『東北発の震災論 周辺から広域システムを考える』、『地方消滅の罫「増田レポート」と人口減少社会の正体』、編著・共編著に『白神学』第1巻～第3巻、『人間なき復興 原発避難と国民の「不理解」をめぐる』、『地方創生の正体』などがある。『津軽学』の活動にも参加。

1. 地方創生という経験——「選択と集中」から「多様性の共生」へ

止まらない「人口減少」を我が国の大きな課題として明示したのが、2014年5月に発表された日本創成会議の報告「ストップ少子化・地方元気戦略」である（増田編2014）。この報告を受け、政府が立ち上げた、まち・ひと・しごと創生本部による地方創生事業は、日本創成会議と同じく、人口減少の原因を東京一極集中においている。日本の人口減少、とくに止まらなくなっている少子化への警告。そしてこの事態を打破するために、東京一極集中を是正しなければならない——地方創生はこのことを目標にした国家事業としてスタートした。

東京一極集中を阻止し、日本の人口減少の歯止めをかける——一般にそういわれた場合、東京に人が集まりすぎていることに問題があるということだから、中央＝首都圏と地方との間の人口のアンバランスを解消することがその本質的な課題となるはずである。中央と地方の人口アンバランスはまた、各地では大都市圏への一極集中として立ち現れているから、この問題は都市と農村、市部と町村部とのアンバランスでもあり、こうした地域間関係の再調整こそが、地方創生で真に取り組むべきことであるはずだった。実際、国の全国総合開発計画から国土のグランドデザイン、そして国土形成計画に至るまで、そうした国土利用の調整こそが、これまでも大きな課題とされてきたはずである。

ところが地方創生事業は、そうした調整に入るよりはむしろ、各地域に競争



をおおる形で作動している。とくに今回の政策が各地域での人口集めや経済的自立を促す志向性をもったことから、中央と地方、都市と農村の再調整ではなく、各地域での新たな開発を求める方向に展開した。それ故、各地域の今後については——政府の意向はともあれ——、この開発から振り落とされれば国から見放され、場合によってはその淘汰（地方消滅）もやむなしといったような論調さえ生じてしまったのである。これはそもそも、この地方創生を導いた日本創成会議の提言が、「選択と集中」型の論理を内在していたことにも由来すると考えられる。

筆者はこうした議論の展開を憂えて、拙著『地方消滅の罨』で、「選択と集中」型の開発政策から、「多様性の共生」を目指す調整的な政策へと転換することを主張した。が、そうした主張自身が大都市的な思考法の前では、「全ての地域は救えない」「事態を甘く見ている」と批判されてきた。しかし、企業に淘汰はあっても、地域や自治体に淘汰があってはならない。自治体は国の基礎であり、そのアンバランスは調整されなければならない。事態を甘く考えているというよりも、多様な地域がバランスよく共存しなくては、国というものは保てない——そうしたことを筆者は警告してきたのである。

この国にある各地域は相互に補完的であり、その全てがバランスよく成り立っていることによって国家も成立する。事実、そのように1990年代までは政策も実施されてきた。ところが近年——とくにこの10年ほど——国の目指すものが地域の意向と大きくズレはじめている。おそらくこのことが、我が国が今直面している最も大きな課題なのであろう。そしてそれは、各地方では都市部と農山村部のズレとしても顕現している。大阪府もまた、この国全体から見れば一地方であり、そして大阪の中にも都市部と農山村の間のズレが目立っているのではないか。しかもそれは単なるズレではなく、どうもこうした一方的なもののようなのである。

地方は何をやっているんだ。農山村はきちんと稼げ。俺たちのカネを税として無理やり徴収して、どうして稼ぎのない奴らに分配してやらなくてはならないのだ。自分に必要な分は自分で確保しろ。いつまでも俺たちに頼ってばかりいるな。自立しろ——と。こうした偏った考えが出てくる背景には、バブル崩壊後、約10年で明るみになったこの国の財政危機があり、それを踏まえて一部の人々に次のような意識が渦巻いているのを反映したもののようである。「稼いでいるのは俺たちだ。稼ぎのない奴らの面倒を見ては、自分たちまで落ちてしまう。この国を守るためには全ての面倒を見るわけにはいかない」

「すべての町は救えない」。これは日本創成会議の提言を紹介する月刊誌の表紙にも踊っていた文言である。国家を守るため、この国の経済を守るため、健全な財政を維持するため、切り捨てなければならないものがある。切り捨てられなくなければ自分たちのことは自分たちで解決する意気込みを見せてみよう——こうして、中央（首都圏）と地方の、大都市と農山村との関係が、「お互い様」からそうでないものへと徐々に切り替わりつつある。

いったい何故こんな偏った思考法に陥ってしまったのか。

2. 近代という時代の中で生まれた都市と国家

このことは、国家は何故生まれたのか、そしてその中で都市とは何なのかを考えてみれば、実は当然生じるべきものでもある。きわめて教科書的なことではあるが、このことをここで今一度振り返っておきたい。

日本の国が生まれたのは、明治維新によってである。江戸時代の幕藩体制は近代的な意味での国家ではない。欧米列強が海を越えて我が国に迫り来る中で、すなわちグローバル化の波が急激に押し寄せる状況を前にして、この国は生まれた。19世紀中頃、それまでの安定した状況から一転し、国対国はお互いに侵略し合う（し合える）関係として立ち現れた。他の国々に競争で勝たなければ侵略され、淘汰される——西欧が始めた対外戦略は、そうした危機感をアジアに広げ、日本は近代国家の樹立によってこれに対抗した。

そして、こうした近代国家の目的を達成するために、この時から徐々に整備されていったのが、日本の近代都市である。その多くは江戸時代の城下町を基礎にしてはいるが、そうした伝統的な都市とは別に国家の目的を達成するため、直接的にあるいは間接的に新たに多くの都市も加わっていった。江戸もまた首都東京として新しく生まれ変わった。では、これらの近代国家・都市の目的とは何だったのか。

それは、この国を守るための軍事化、産業化を推進することである。「富国強兵」を進めるため、国家・都市は懸命に努力を続けた。その中心となったのが東京だが、むしろ東京だけで国家は成り立たない。大阪をはじめ、農村を含めて各地域が国家のためにしっかりと協力し、奉仕していくことで富国強兵は実現した。先の大戦では数百万人の同胞を失うほどの手痛い失敗を被るが、戦後は強兵を保留し、富国に専念することで、稀に見る高度経済成長を果たし、一時は世界で一番の経済大国といわれるほどにまでなる。

だが2000年代に入って、この挙国一致体制には大きな欠陥が潜んでいたこと



が明るみになってきた。首都東京への一極集中はたしかに海外との戦いにおいては有効な手段だった。しかし、その一極集中が過剰に進んだために、それが極端な人口減少へと結びつくほどの病理となっている。結果としてこれまで首都東京に人やモノ、文化を供給してきた地方が、人口減少、経済力の低下、文化力の劣化に陥ってしまい、国家全体としての持続可能性さえ疑われるような事態になってしまったのである。これでは強い国家を作るところではない。東京と地方の、都市と農村の関係を今一度見直し、調整して、一極集中を解消し、バランスを取り戻さなくては、この先の成長や、まして防衛力の増強など実現すべくもない。まずはあらためてこの国の問題がどこにあるのかを見直そう——地方創生は本来、そのように提起されるべきものはずであった。

現実には、地方創生は地域間の人口・財（公共事業）の獲得競争となり、何より仕事づくり競争へと特化してしまった。その中では官民間わず新たな都市型の提案も多数現れるようになっており、例えば地方では過疎が進み、止まらないのであれば、移民を入れて逆植民地にして問題解決すればよい（橋爪大三郎2016）などというものまで示されている。都市型思考の中ではもはや国家と地域は相容れず、国家や都市を守るために地域はどうなっても構わない、どうせ人口維持できないのなら、うまく国策に利用すればいいじゃないか、そういうふうな発想されるようになってきている（これは東日本大震災の被災地にすでに顕在化しつつあるものでもある）。本来、この国は、国民や各地域を守るために打ち立てられたもののはずである。その国家が、国家のために地域や地方を犠牲にしても、国が成り立つならむしろその方がよいと言い始めている。だがそれでは、何のための国家なのか。しかも近代化の罨は、もはや国に権力集中してそれで解決できるような単純なものではないのである。

3. 国家と地域のズレ——世代の問題から

要するに起きていることはこう言うことだ。

国家を中心に国づくりを進め、それを進めすぎたことによって、次第に各地域の暮らしと国家の目標にズレが生じていった。そもそもそうした過剰な国家目標の追求による失敗が先の太平洋戦争における敗戦である。その大義はどうあれ、結果として数百万人の同胞の命が奪われたことを、今一度私たちは思い出さなくてはならない。

そして近年、再び国家目標と地域目標との間にズレが目立ち始めている。例えば沖縄において、あるいは原発事故の被災地において。それどころか、阪

神・淡路大震災の被災地をはじめ、1990年代中頃以降から現在にかけて様々な公共事業が行われるところでは——それもハードのみならず、ソフトな事業においてすら——国家と国民、国家と地域の思いや目的に大きなズレが現れてきている。

戦後、私たちは国家が強くなりすぎないように、慎重に物事を進めてきたはずだった。だがそうした注意が、2000年代に入って疎かになってきたようだ。いや国家の集権化を問題視せず、それどころか望みさえするような思考法、国家目標のみを正しいものと感じる心性が国民の間に顕著に現れるようになってきたというべきかもしれない。

とはいえ、1945年の敗戦から65年以上も経って、何故いまこうしたことが生じてきているのだろうか。このことは実は世代の関係を読み解くとよく分かる。2010年代は日本の世代交代において極めて重要な時期なのである。今、大きな変化が生じているのは決して偶然ではない。

戦前生まれは、それ以前からすれば驚くほどの長寿化を果たし、昭和一桁生まれが2010年代でようやく平均寿命に達していくこととなった。この戦前生まれは昔ながらのライフスタイルで、農山漁村を、あるいは伝統的都市の中心市街地を守ってきた。それがなくなっていくときに、初めて戦前社会から戦後社会への完全移行に到達するのである。ここに限界集落のようなものが成立し、かつそれが20年以上も消滅しなかったメカニズムもあり（『限界集落の真実 過疎の村は消えるか?』参照）、また都市の中心市街地の全国的な衰耗のプロセスも見えてくる。そして現在私たちが迎えている問題の本質も、この世代の観点から見ていけばよく分かる。すなわち戦前世代から戦後世代への暮らしや生業、そして家族や地域が、次世代へとスムーズに継承されていないこと、何よりその考え方、価値観、社会を調整していく作法についての世代間の継承が失敗しつつあるということなのである。

逆に言えば、今後も日本の社会がしっかりと生命力を維持していくためには、あと数年に迫っている戦前生まれ世代の全退出を前に、戦前のライフスタイルの戦後社会への適切な継承が必要だということになる。そしてそれが実現できるかどうかは、今まさに家族を作り、子育てを始めつつある昭和末生まれから平成生まれ世代のこの数年の動向に関わっているのである。『限界集落の真実』や『地方消滅の罨』で筆者が説いてきたのはこのことである。そして例えば、田園回帰論に見られるように、地方や農山漁村へのUIターン現象が地方消滅問題への解決の切り口として注目されるのも（小田切徳美2014）、そうし

1
2
3
4
5
6
7
公衆論文 参考資料



た視点から見て必須の論理なのである。

とはいえ、この世代間継承の問題は、若い世代ほど都市、それも大都市郊外に生まれ、また第一次産業からほど遠いところにいることから、決して容易なことではないのも明らかである。それどころか、すでにこの国の政治・行政を司る中心世代が大都市生まれに移行しており、選挙もそうした世代の意向によって決定されるようになってきた。そのため本来、こうした中央-地方、都市-農村、低次産業-高次産業のバランスを調整することが必要不可欠であるにも関わらず、むしろこの崩れたバランスをさらに破壊するような政策がまかり通りようになってしまっている。すなわち、この国の経済が低迷しているのは（つまりは国際競争に我が国が勝てなくなってきたのは）地方のせいだ、農山村のせいだ、低次産業の（とくに昔ながらの農林漁業の）やり方が悪いせいだという話に、政治や行政の側ですら、なり始めている。そもそも、こうした国民の潜在意識に火を着けようと一部の人々が狙ったものが、「地方消滅・自治体消滅」を謳う日本創成会議のレポートであったのかもしれない。

4. 豊かな暮らしを持続するには

だが、このままではこの国は危うい。しかも人口減少はもはや必須の流れになってしまっている。この時代を切り抜けていくために、何をどう考えていけばよいのだろうか。

豊かな日本の暮らしを今後も維持し続けるために、考えるべきは次のことである。

まずは「豊かさ」について今一度考え直すことである。豊かさは決して経済的なもの、カネやモノの豊かさだけではない。むしろ日本の本来の豊かさは社会関係にあった。知らない人同士でも互いに信頼し合える関係、そうした社会関係が豊かであれば、カネは乏しくとも安心して暮らせる。商売も、取引も、それが前提になっていた。

今、日本社会が不安定なのは、そうした信頼関係が失われつつあるからである。この社会関係こそ取り戻さなくてはならない。そして人口を生み出すのも、まずは男女の信頼からだということに注意しよう。逆に言えば、この国に今欠けているのはそうした社会関係、人々の交流、それを実現するための時間のゆとりである。人口減少社会の到来が教えているのはこのことであり、効率性やカネ稼ぎとは全く関係がない。そもそも人は、お金や経済で増えるものではない。むしろ効率性やカネの追究は、人口の維持にとっては逆効果になるはずだ。



そして、この国の暮らしは都市だけでできているのではない。まして国家だけで作られているのでもない。このことも考え直していく必要がある。農村、山村、漁村があって初めて都市はある。そして小さな町、中小都市、大きな都市の都心があって初めて都市部の暮らしは成り立つのであり、郊外の大規模団地やショッピングモールだけでは、この国を支える基礎が蝕まれてしまい、早晚、この国の産業全体が足場を失って倒れることになるだろう。

こうしたことを人々に今一度気づかせるための、豊かな人間交流のチャンスを各地に作る必要がある。逆に言えば、こうした地域間・世代間・産業間の交流経験が薄れているところに——よく見れば何もこの国に貢献していないくせに——他者に対して「無用だ」とか、「非効率だ」とか、「頼るな」だとか、そういうことを平気で言う慢心した都市人・首都圏人が生まれてくる契機があるともいえる。

国家はたしかに海外との戦いの中で必要なものであり、その戦いに負ければ社会は維持できないのだから、国家は、場合によっては命をかけてでも守らなくてはならない尊いものである。しかし、また国家は地域や家族など、社会が基礎となってはじめて成り立つものであって、何もない真空中に国家が成立しているなどということもない。国家と社会の関係はバランスよく保たれていなければならない。だが、このバランスが我が国では今大きく崩れはじめている。このことを国民全体で自覚することが必要なのである。

5. 小さな国としての自治体を国から守ること、あるいは自治体が国を守ること

国家と社会のバランス、あるいは国家と地域のバランス——結局はこの関係が戦後の大きな変動を経て、世代間での暮らしや生業・文化の継承に失敗しつつあることから、大きく崩れてしまったこと、これが問題の核心にはある。だとすれば、これを取り戻すことでしか、この問題は解決できないはずである。ではそのために何が必要なのだろうか。逆に言えば、私たちには今何が欠けているのだろうか。

第一に、国家と地域は地続きだが、しばしばズレるものだということが、このことをあらためて認識するとともに、その極端なズレを適切な形で解消させていく努力が必要である。

地域の「域」の字は、そもそも「國」を指す言葉である。地域とは國の中にある各地の小さな國々のことである。そしてこの小さな國は、国家を中央政府が代表するのだとすれば、当然、地方自治体が体现するものであり、都道府県、



市町村が、地方自治法の精神をしっかりと遵守して、国と対等の関係になっていくこと、このことが今最も必要なことだと言わねばならない。明治維新以降進めてきた国家への集権化を、人口減少社会を前に大きく反転し、地方分権へと戻していくこと。このことが、この問題を解決する最良の切り口になる。地方自治体は住民のため、そしてひいてはこの国の国民全体のために、国と渡り合う覚悟をしなくてはならない。でなければ、過剰に強大化した国家の都合に振り回されて、果てはこの国そのものの大きな失敗につながることになるだろう。

第二に、そのためにも各自治体は互いにしっかりと連携していかなくてはならない。その際、平成に行ったような市町村合併や広域連携のやり方については十分に反省する必要がある。大阪については近年の都構想にも何が足りなかったのか、十分な分析が必要だろう。筆者のフィールドは東北だが、東京の向こう側から見て、大阪が上げたのろしは、東京都民以外にはほとんど届かなかった。政治的対立とは別の、各地方における地域間、都市間、都市農村間の、現実的で具体的な連携のあり方を模索することが必要なのではないか。そこにはとくに都道府県の権限強化を検討する必要があると筆者は考える。

第三に、先述した世代の問題に最も注意が必要である。戦前生まれが退出していく中で、その空いた穴を新しい世代が埋めていかねばならない。農林業を始め、必要な仕事は誰かが担わなくては社会は成り立たない。国民は皆で必要な仕事を分担し合わねばならず、各自がただやりたいことをやっていればよいというわけにはいかないのである。いや、正確には、国民がそれぞれにやりたいことをやっていくと、ちょうどみんながバランスよく分業している——そういう状態を作り出す必要がある、それが今求められている政治の仕事、行政の仕事なのだと言うべきだろう。若い人々に公務員や大企業の常勤職員を目指さないで将来が危ないと思わせるような状況を作り出したこと、ここに2000年代の改革の失敗はあり、それが実は止まらない人口減少につながっているのだという現状認識を持つべきである。

こうして、世代間・地域間のバランスが、国家至上主義・経済至上主義にあまりに行き過ぎたために崩れてしまい、肝心のこの国の人的再生産さえうまくいなくなってしまったこと——これが東京一極集中＝人口減少社会の正体である。そしてその背景には、家族の崩壊、地域の崩壊があり、形だけの金銭的・物質的豊かさを目標にして、本当の人間の豊かさ、文化の豊かさ、生活の豊かさを犠牲にして、それで良しとするような2000年代初頭の重要な価値転換



がある。こうした転換が肝心の社会そのものを破壊してきたという、この十数年に起きたことへの反省がなされねばならない。「効率が悪い」「稼がない」などと蔑まれているものの中に、経済や国家が求めるものとは違う、人間の豊かさを生み出す地域社会の仕掛けがしばしば隠されている。そうしたものを頭から否定してしまうような発想が蔓延してしまったところに、この国の暗転が始まったのだと見た方がよい。

事実この国に広がる矛盾が、本来のこの国の都・京や、本来の経済の中心である大阪さえ否定し、さらには海外への窓口であった九州や北海道、工業の中心である中部や北陸、北関東、大切な原料供給地帯であった東北、そして国防の要である沖縄までも否定してきた。しかもこの東京以外は「非効率で稼がない」が故に存在する意義がないという論理を、国民自身が人口移動によって実践さえしている。こうして「止まらない東京一極集中」の悪循環が生じているのだが、そこで実際に東京が「効率的」で「稼いで」いるのならばまだよい。ところが東京の経済力も、ただ首都に権力が集中し、ヒト・カネ・モノが過剰集中しているからそう見えるにすぎないのであって、それどころかその過剰集中によって首都圏では（とくに暮らしにとって）極めて非効率で非経済的な社会が生まれているのであった。その象徴が、最も人が生まれにくい社会を示す、東京都の異様なまでに低い合計特殊出生率（全国1.42に対し1.15：2014年）である。この矛盾を解くためにも、各地域の自治体の中から、中央に向かって、あるいは都市に向かって「それは違うよ」「勘違いしないでくれ」「こちらではこうさせてもらう」と、冷静な判断を求める動きを展開しなくてはならない。

豊かな暮らしは、競争することによってもたらされるものではない。そもそも競争そのものが、相手を蹴落として自分だけが勝ち残ればそれでよいというものではない。競争は切磋琢磨であって、まずは競い合う前に（そして競った後も）互いの存在を認め合うものである。村があって都市がある。農業があってハイテク産業があり、そうしてはじめてアキバ（秋葉原）の浮かれた産業も成り立っているのである。多様な地域、多様な産業、多様な業態・主体があることが豊かさなのであり、それがまた来たるべきリスクを回避する手段になるのであった。私たちはこの国の本当の豊かさについて、ここでしっかりと認識し直さなくてはならない。そしてそれは例えば、楠木正成が大坂の山中で天皇親政を目指して立ち上がったように、小さな地域の小さな抵抗から全国に波及する、そういうものなのかもしれないのである。



追記

筆者は神戸の中学・高校を出たので、横目でずっと大阪を眺めてきたのだが、その後東国（東北および東京）で20年以上を過ごし、かつての「西の東京」然としていた大阪の印象しかもっていない。そのためせっかく機会を与えられながらも、いま十分な大阪論が展開できない。だが、意外に今も大半の大阪の人は同じような大阪中心主義のうちにあってはいないかと感じたりもする。しかもそれは、もしかすると非常に悪い意味で、である。また具体的に考察する機会があれば考えている。

【参考文献】

- 小田切徳美（2014）『農山村は消滅しない』岩波新書
- 橋爪大三郎（2016）『日本逆植民地計画』小学館
- 増田寛也編（2014）『地方消滅 東京一極集中が招く人口急減』中公新書
- 山下祐介（2012）『限界集落の真実 過疎の村は消えるか？』ちくま新書
- 山下祐介（2014）『地方消滅の罨「増田レポート」と人口減少社会の正体』ちくま新書
- 山下祐介（2015）「人口減少時代における地域再生—都市と農村、中央と地方の健全な関係を再建することから」『RESEARCH BUREAU 論究』第12号、39-48頁、衆議院調査局
- 山下祐介（2016）「首都圏から見た地方創生」『とうきょうの自治』102号、2-11頁、東京自治研究センター
- 山下祐介・金井利之（2015）『地方創生の正体 なぜ地域政策は失敗するのか』ちくま新書
- 山下祐介・市村高志・佐藤彰彦（2016）『人間なき復興 原発避難と国民の「不理解」をめぐる』ちくま文庫

人口減少社会での地域医療のあり方 ～医療・介護のシームレスな体制の構築に向けて～

八尾市立病院事務局企画運営課 課長
朴井 晃

プロフィール

ぼくい あきら

1968年門真市生まれ。関西大学経済学部卒。1992年八尾市役所入庁。企画課・職員課に配属後、2001～2002年度におおさか市町村職員研修研究センターに向向。帰任後、文化振興課（財団法人八尾市文化振興事業団兼任）を経て、2007年から八尾市立病院事務局勤務。

主な著書：『市町村のための実践！公益法人制度改革—民間が担う公益の活性化に向けて』（ぎょうせい、2009年）、『指定管理者制度—文化的公共性を支えるのは誰か』（時事通信出版局、2006年、共著）、『自治体行政の領域—「官」と「民」の境界線を考える』（ぎょうせい、2013年、共著）など

論文：マッセOSAKA公募論文「公益法人制度改革と市町村—市町村出資財団法人と市町村の今後の関係を構築するための課題整理」（マッセOSAKA研究紀要第10号、2007年、最優秀論文）など

1. はじめに

医療を取り巻く環境は大変厳しい。医学部の定員は年々増員されているが、¹医師不足は続いている。また、看護師不足も顕在化し、看護師確保に苦慮するなど、医療スタッフが充足する医療機関は多くない。一方、消費増税に加え、診療報酬については医療機関にとって不十分な改定が続くなど、経営状況に余裕のある医療機関も多くないと思われる。

そのような状況下に、本稿では「人口減少社会を豊かに生きる」にあたり、「これからの地域医療」のあり方がテーマとして与えられている。

医療は「豊かに生きる」ために欠かせない重要なことで、地域医療について「人口減少社会」という時代背景を切り口に考察することは意義がある。一方、

¹ 佐藤（2015）に詳しい分析がされている。同書の分析で、OECD Health Data2012による2011年人口1,000人当たりの臨床医は比較対象21か国平均3.22人に対し日本が2.23人（20位）で、看護師は同平均10.56人に対し10.11人（10位）となっている。また、平均には医師で12万人以上、看護師で5万人以上の増員が必要との分析がされており、医師・看護師は不足している。



政策として医療を考察するには焦点を絞る必要がある。²財政経済研究会報告書(2012)で「医療政策は、医療サービス供給者・保険者・被保険者の三者に対する政策から構成されている」と定義されているが、それぞれ重要な政策研究主体となりうるものである。

本稿では、筆者が医療機関に身をおく立場から、医療サービス供給者に主眼を置き、まずは医療政策・地域医療について概観する。その上で、地域医療を取り巻く環境を分析し、今後重視すべき点を確認することで、人口減少社会での地域医療のあり方を考察するものとする。なお、本稿の記載内容は、筆者の所属組織の見解ではなく、あくまで筆者の私見であることを申し添える。

2. 医療計画を核とした地域医療の推進

(1) 医療政策と地域医療

医療政策について、³印南ら(2011)は「狭い意味での医療政策は、主として医療提供体制に関する政策と医療費保障制度に関する政策からなり、前者は医療施設に対する政策、医療従事者の養成に対する政策、その他の政策に分かれ、また後者は医療保険に対する政策、公費負担医療に対する政策、その他の政策に分岐する。また、広い意味での医療政策は、保健・予防に関する政策や介護に関する政策も含むもので、広範囲な政策の集合体であるといえる」としている。医療を政策としてとらえた場合、治療のみならず予防から保健・介護を含む範囲でとらえて考察する必要があるだろう。

一方、地域医療について⁴佐田(2015)は「80年代には予防と治療の一体化が課題とされ、それが概ね実現された90年代には医療と福祉の一体化が課題となりました。そして現在では、住民を巻き込んだ予防医療、患者にやさしい医療、医療と継ぎ目なく提供される福祉、これらを一体的に提供することが目標になりました。キーワードは『継ぎ目ない』という言葉で、予防医療から高度急性期医療、緩和医療、福祉、介護まで含めた継ぎ目ない医療・ケアが現在の『地域医療』です。その21世紀型『地域医療』では、大学病院をはじめとした高度急性期医療を担う基幹病院も、この継ぎ目ない『地域医療』の一翼を担っています」と語っている。地域医療は治療に重点を置く医療から、地域住民が豊かな生活を送るために必要な健康を守るという医療への転換を図ってきた歴

² 財政経済研究会報告書(2012) 7ページ

³ 印南ら(2011) viiページ

⁴ 佐田(2015) 29ページ



史があり、この流れを医療政策に取り入れるため、1985年の医療法改正で医療計画の策定が⁵制度化された。

(2) 地域医療の羅針盤となる医療計画

医療は地域ごとに勝手な計画を策定して実施すると、結果として地域に必要な医療が充分提供されない恐れがある。医療法では第30条の3で厚生労働大臣は、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針を定めるものとする」と規定されている。医療提供体制については、まず国が基本方針を定めることになっている。そして、医療法第30条の4で「都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定めるものとする」と規定され、国の方針を受けて都道府県は地域の実情にあわせ、医療計画を策定することになる。

具体的には、日常生活圏で必要とされる医療を確保するため、二次医療圏を単位とし、地域医療の効率化、体系化を図ることとされており、地域保健医療計画として、都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画として法定の位置づけを兼ねながら策定されることが多く、5年ごとに見直すものとなっている。見直す項目は基準病床数、二次医療圏・三次医療圏の設定、地域医療支援病院の整備、病院・診療所・薬局等の機能および連携の推進、僻地医療・救急医療の確保、医療従事者の確保、その他医療供給体制の確保についてであり、現在の第6次医療計画は2013年度から2017年度までの5年間で計画されている。

まさに、医療計画は地域の医療政策の核となるもので、地域医療の推進になくてはならない羅針盤の役割を果たすものである。なお、次章以降で詳細にみていくが、地域医療を取り巻く環境の変化から今後の医療計画は人口減少社会を前提として策定されることになろう。

3. 今後の地域医療のあり方

(1) 今後の人口構成と求められる地域医療

では、人口減少社会を前提とした医療計画が策定される方向にある背景はどのようなものであろう。⁶塩見ら（2011）は「人口に関してはその水準だけで

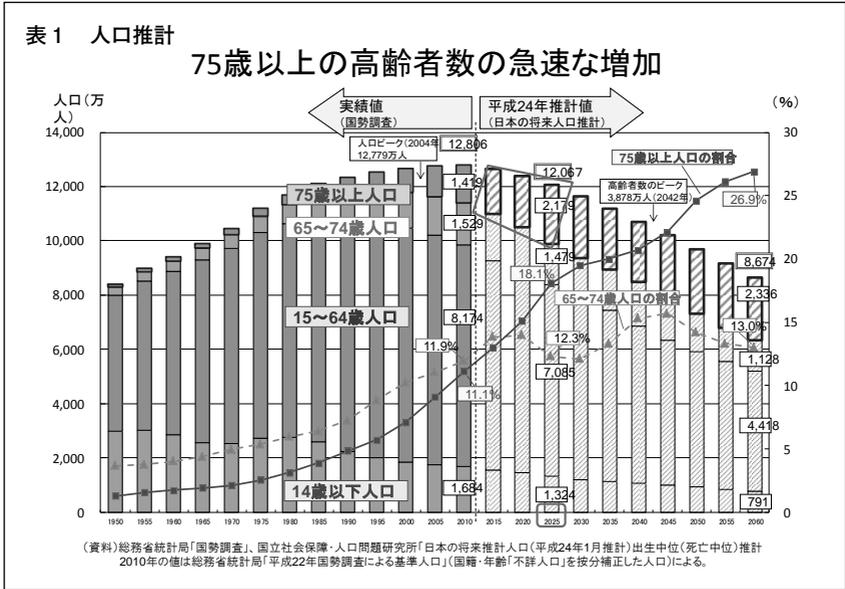
⁵ これらの流れについては朴井（2013）に詳しい記載があるので参照されたい

⁶ 塩見ら（2011）6ページ



はなく人口構成が重要になってくる。つまり、同じ1億人という人口であっても、高齢者層が多い場合と、若年者層が多い場合では経済に与える影響は異なる」と指摘している。

表1は、厚生労働省が開催した第1回都道府県介護予防担当者・アドバイザー合同会議2015の資料からの抜粋である。2025年は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる年で、75歳以上の人口が全人口の18.1%に達している。いわゆる、2025年問題として医療を取り巻く環境がターニングポイントを迎える。また、その後2035年には団塊ジュニアが65歳を迎え、2042年にはさらに75歳以上人口は増え続け、4人に1人が75歳以上という超高齢社会の到来が想定されている。



出所 厚生労働省HPより抜粋

⁷高橋 (2013) は「2025年までは、『若い世代激減』による医療費減少効果よりも、『後期高齢者激増』による医療費増加効果の方が、やや大きいようです。しかし、2025年以降は、『後期高齢者激増』要因がなくなり、『若い世代激減』要因のみが残りますので、医療の需要は減少が始まると思われます。若い

⁷ 高橋 (2013) TKC全国会 医療・会計システム研究会HP



世代は主に急性期医療を利用し、後期高齢者が主に亜急性期医療を利用するならば、今後数十年に渡り、急性期病床の需要は減り続けることとなります。一方、亜急性期病床のニーズは、2025年まで急増し、その後横ばいになるということです。（中略）急性期医療のニーズが急速に縮小するので、0～64歳が主に使う急性期は減らしていくほうが望ましく、ダウンサイジングしないといけません。（中略）一方、75歳以上の医療需要は増加するので、それに対応する体制を整える必要があります。おそらく亜急性期病床で、高度急性期病院から在宅復帰を目指す急性期後の患者と、高度医療は必要としない急性期の患者を引き受けることが求められる方向に制度改革が進んでいくでしょう」と予測している。

これらの人口推計と想定される医療需要への対応が地域医療に求められる。

(2) 地域包括ケアシステムによる地域医療の推進

人口推計と想定される医療需要への対応について、国において検討が進んでいる。それが地域包括ケアシステムの構築をめざした取り組みである。

介護保険法第5条第3項で、「国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない」と規定され、2012年に地域包括ケアシステムが制度化された。

厚生労働省からは、表2のとおり地域包括ケアシステムのイメージが示されているが、2025年を目途に重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムの構築をめざしている。

地域包括ケアシステムの最大のポイントは、高齢者が「住み慣れた地域」で介護や医療、生活支援サポート及びサービスを受けられるよう市区町村が中心となり、「住まい」「医療」「介護」「生活支援・介護予防」を包括的に体制を整備していくという点にある。



表2

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。
 - 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
 - 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進捗状況には大きな地域差が生じています。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。



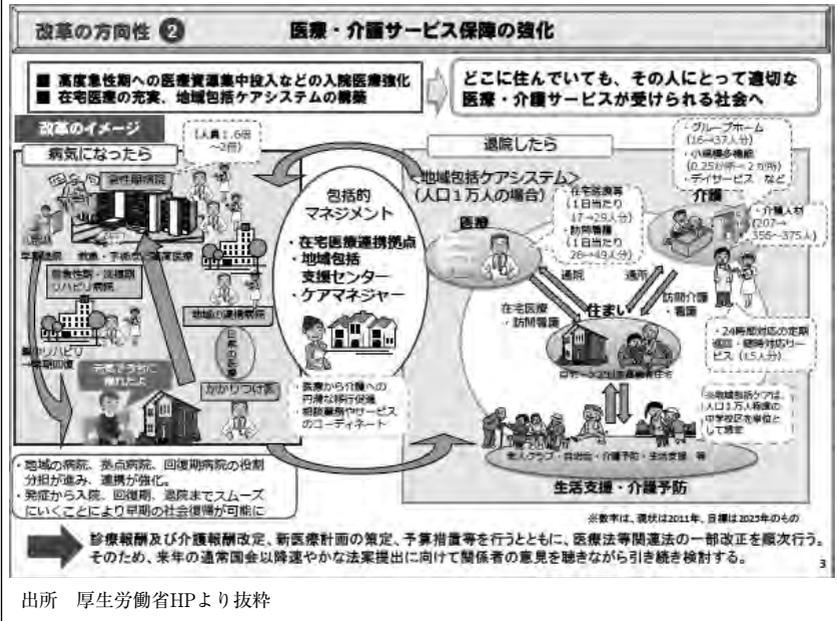
出所 厚生労働省HP

また、「施設から在宅へ」ケアの場を移行していこうとしている。その地域で人生の最期を迎えることができる環境を整備していくことは課題とされており、表3のような医療・介護連携のイメージを厚生労働省が示している。

しかし、医療関係者の間で「医療と介護は別物」という認識はまだ根強いのが現状で、地域包括ケアシステムの構築には、医療スタッフと介護スタッフの連携に向けた意識改革が不可欠である。

これらの動きを後押しし、利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築することをめざし、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下、「医療・介護一括法）」が2014年に制定されている。

表3 医療・介護連携のイメージ



出所 厚生労働省HPより抜粋

(3) 地域医療構想による地域医療の機能分化と連携

医療・介護一括法において、病床機能の分化・連携を進めるとともに、在宅医療を推進することをめざし、医療法が表4のとおり改正された。このことにより、病床機能報告制度と地域医療構想の策定が求められるようになった。

まず、病床機能の分化と連携を進めるため、病床の機能ごとの把握が必要であるとし、病床機能の報告が病床を有する医療機関に義務付けられた。都道府県に対し、「当該年度の7月1日時点の病床機能（表5の中から病棟ごとに選択）」「6年後の病床機能（表5の中から病棟ごとに選択）」「構造設備・人員配置等に関する項目」「具体的な医療の内容に関する項目」の4項目を報告することとされた。

この病床機能の報告情報は地域医療構想の策定に活用されることになる。これまでは、医療計画の策定は都道府県の役割であったが、従来の医療計画では二次医療圏における基準病床数に対して一般病床・療養病床の現状を把握し、その過不足のみが示されていた。しかし、地域医療構想では一歩踏み込み、地域の医療需要の将来推計や二次医療圏等ごとに、ふさわしい機能別の必要病床



数等を含む地域の医療提供体制について将来のめざすべき姿を構想（ビジョン）として示すものとし、都道府県が医療計画の一部として策定することとされた。

各都道府県が策定する地域医療構想については、2015年3月に厚生労働省から発出された「地域医療構想策定ガイドライン」に示された手順に沿って、病床機能報告制度に基づく情報などをもとに策定されることになった。なお、2015年度中に地域医療構想を策定した都道府県が12団体（26%）で、2016年度半ばの策定予定が27団体（57%）、2016年度中の策定予定が8団体（17%）である。

大阪府においては、2016年3月に大阪府地域医療構想を策定している。その中で、大阪府内では表6のとおり、回復期病床が大きく不足することが現時点では想定されている。ただし、地域医療構想は2025年に地域の医療需要と機能別の必要病床数等がマッチするよう検証を繰り返し見直していくことが想定されるもので、この数値も確定したものではない。今後、行政と医療機関・医師会等の関係機関等の協力により、地域に必要な医療需要に対応する機能別の病床数が検討される。

地域医療構想でめざす姿としては、表3で示した医療・介護連携のイメージ図の医療のうち、病院の医療機能の分化を強化し、役割分担を推し進め、効率的で効果の高い医療を提供していく体制作りにある。また、病院と診療所（以下、その役割に着目し「かかりつけ医」）の機能分化による役割分担を進めるとともに、機能の異なる病院間や病院とかかりつけ医の連携により、それぞれの医療機能で足らずの部分を補うことで、結果として地域医療を医療圏内で完結させることをめざしている。さらに、これらの医療体制が確立することで、医療に下支えられた介護施設や在宅での介護が円滑に進み、2025年問題とそれ以降の超高齢社会への対応を進めていくことが想定されている。

まさに、人口減少社会での地域医療のあり方が描かれているのである。



表4 改正後の医療法の規定

病床機能報告	<p>第30条の13 病院又は診療所であつて一般病床又は療養病床を有するもの（以下「病床機能報告対象病院等」という。）の管理者は、地域における病床の機能の分化及び連携の推進のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該病床機能報告対象病院等の病床の機能に応じ厚生労働省令で定める区分に従い、次に掲げる事項を当該病床機能報告対象病院等の所在地の都道府県知事に報告しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 厚生労働省令で定める日（次号において「基準日」という。）における病床の機能 2 基準日から厚生労働省令で定める期間が経過した日における病床の機能の予定 3 当該病床機能報告対象病院等に入院する患者に提供する医療の内容 4 その他厚生労働省令で定める事項
地域医療構想	<p>第30条の4</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 7 地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）における次に掲げる事項を含む将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> イ 構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された第30条の13第1項に規定する病床の機能区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来の病床数の必要量」という。） ロ イに掲げるもののほか、構想区域における病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項 8 地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項 9 病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

出所：筆者抜粋

1

2

3

4

5

6

7



表5 病床の機能別分類の境界線の考え方

	医療資源投入量	基本的考え方	
高度急性期	C1 3,000点	救命救急病棟やICU、HCUで実施するような重症者に対する診療密度が特に高い医療(一般病棟等で実施する医療も含む)から、一般的な標準治療へ移行する段階における医療資源投入量	
急性期			
回復期		C2 800点	急性期における医療が終了し、医療資源投入量が一定程度落ち着いた段階における医療資源投入量
※		C3 225点	在宅等においても実施できる医療やリハビリテーションの密度における医療資源投入量 ただし、境界点に達してから在宅復帰に向けた調整を要する幅の医療需要を見込み175点で推計する。

※ 在宅復帰に向けた調整を要する幅を見込み175点で区分して推計する。なお、175点未満の患者数については、慢性期機能及び在宅医療等の患者数として一体的に推計する。

出所 厚生労働省HIP（地域医療構想策定ガイドライン）より抜粋

表6 大阪府の必要病床数と病床機能報告の比較

医療機能	平成37年(2025年) 必要病床数(床)	平成26年7月 病床機能報告(床)	差引(床)
高度急性期	11,789	11,587	△ 202
急性期	35,047	43,635	+ 8,588
回復期	31,364	7,262	△ 24,102
慢性期	23,274	22,987	△ 287
計	101,474	85,471	※△ 16,003
(未報告含む)		(91,378)	(△ 10,096)

※病床機能報告では約6,000床が未報告又は無回答

出所：大阪府HIP（大阪府地域医療構想）より抜粋

(4) これからの地域医療推進における課題

しかし、実際に地域医療が推進されるのは非常に難しく、多くの課題がある。
まず、機能分化による役割分担と連携を進めていくにあたっては、社会保障費をいかに抑制するかの視点も重要で、過剰な医療資源の投入は避けなければならない。効率的な医療提供に資する機能分化による役割分担と連携でなければ



ならない。また、病床の機能転換はそれぞれの医療機関の利害が複雑に絡み、簡単に結論がでるものではないため、政策による誘導の考慮が求められる。

さらに、受益者である患者の大病院志向を地域完結型医療に意識改革を図っていかねばならないが、このことも容易ではない。患者の思いとしては、診察を受けるなら大きな病院で診てもらった方が安心という意識は根強い。また、最初に治療を受けた医師や病院で最後まで対応されたいと思うであろう。しかし、人口減少社会・超高齢社会において持続可能な地域医療のためにも、また限りある医療資源の有効活用のためにも、機能に応じた診療ルールの徹底は不可欠である。そのため次章でみていくが、ICTの活用や地域で共有する治療計画の作成などの連携に必要なツールの開発が必要になる。

なお、これらの課題は行政の一部署が解決できるものでなければ、国が一律に方針を押し付けて進めるものではない。その地域の地域医療を支える全ての関係者・関係機関が協力していくことが不可欠である。ここでいう地域とは、医療計画と密接に関係することから、二次医療圏に相当する範囲が適当であり、関係者・関係機関とは医療機関だけでなく介護・生活支援などが含まれることはいままでもない。

まさに、地域包括ケアシステムの構築が重要になる。これらを地域医療の面から進めるための視点を次章に示すこととする。

4. 地域医療推進のための今後の取り組み

(1) かかりつけ医への期待の増大

かかりつけ医に対する期待は大きい。⁸財政経済研究会報告書（2012）で「医療制度の効率化には、医療サービス供給サイドの制度整備も必須である。その要となるのが、プライマリーケア（一次医療）医制度の整備を通じた医療サービスの分業体制の確立であろう。プライマリーケア医とは、体調の悪い時、病気の時に健康の相談をし、診療を受けることができる、最初の医療サービスを担当する医師を意味する。プライマリーケア医は、基本的に全ての診療科の診断を行う。（中略）二次医療に紹介する役割、予後を診る役割、介護との連携の橋渡しの役割等も担う。高齢化の進展している今日、プライマリーケア医は、往診等の在宅医療においても活躍が期待される」と指摘している。

一方、かかりつけ医を取り巻く環境が厳しさを増すとの認識から、かかりつ

⁸ 財政経済研究会報告書（2012）15ページ～17ページ



け医にもプライマリーケア医に求められる役割を果たす必要があるとの指摘がされている。⁹岡田（2015）は「開業医の生き残りのためには、①徹底した専門性の追求か、もしくは②かかりつけ医機能の追求が必要と考えている」「かかりつけ医の機能をしっかり果たすためには中核病院との連携はもとより、地域の在宅スタッフや福祉スタッフとの連携も必要となってくる」「かかりつけ医機能を果たすため連携を負担なく行うためには、①地域連携パスの活用、②在宅・福祉スタッフとの連携、③ICTの利用が今後重要になってくると考えている」としている。

以上のとおり、かかりつけ医に求められるプライマリーケアは人口減少社会・超高齢化に対応した1次医療の役割を果たす上で重要性が増してくる。厚生労働省は事例を通じて、地域包括ケアシステムを考えるきっかけにすることを目的に「地域包括ケアシステム事例集成～できること探しの素材集～」を取りまとめて公表している。まずは成功体験の共有から始めようということであろう。かかりつけ医は民間の立場とはいえ、これまでから地域医療に大いに貢献してきた。2025年に向け、1次医療のあるべき姿を見据えた上で、かかりつけ医の活躍に期待したい。

(2) 病院の機能分化の徹底

地域医療構想の推進のため、2015年3月末に地域医療構想策定ガイドラインが示されたが、その中で表5のとおり病床の機能別分類の境界点が明らかにされている。病院の機能を医療の投入量で評価するため、診療報酬の点数で基準を設けたものである。まずは医療機関自らがこの基準に照らし、自院のあるべき病床機能を検証することで、病床機能を転換するかどうかを判断することが求められている。

一方、高機能な病床をそれ以外の機能に転換することに、医療機関としては抵抗感がある。そのため、病床機能の適正化をめざした地域医療構想の実現に向け、3つの政策誘導が進められている。

1つ目は、診療報酬改定による誘導である。診療報酬改定で在宅・介護連携の強化を含め退院支援機能に対する評価が導入される一方、7対1看護基準等の重症度、医療・看護必要度の要件が厳しくなった。このことで急性期から病床機能変更をせざるを得ない病床が一定数見込まれ、結果的に地域医療構想に

⁹ 岡田（2015）2ページ



よる病床機能の転換は進んでいくと考えられているが、その動向に注視が必要である。

2つ目は、地域医療介護総合確保基金による病床転換への補助金の創設である。地域医療介護総合確保基金は、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等の課題に対し、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度で、都道府県は計画を作成し当該計画に基づき事業を実施することとされた。この基金を活用し、病床転換を促進しようとしている。

3つ目は、公立病院に限ったことであるが、2015年3月末に総務省は新公立病院改革ガイドラインを公表した。その基本的な考え方では、「地域において必要な医療提供体制の確保を図り、その中で公立病院が安定した経営の下で役割を継続的に担っていく」ということに加え、「一方、医療法に基づき、今後、都道府県が、地域医療構想を策定することとなる。これは、公立病院・民間病院を含めた各地域の医療提供体制の将来の目指すべき姿を示すものであり、これを実現するための各種措置が法律に定められている。公立病院改革と地域医療構想は、地域において必要な医療提供体制の確保を図るとの目的は共通しており、その検討も重なり合うこととなる。したがって、今後の公立病院改革は、医療法に基づく地域医療構想の検討及びこれに基づく取組と整合的に行われる必要がある」とされ、随所に地域医療構想への貢献が求められている。

以上の3つの誘導策で病床の適正化を進めようとしているが、一気に病床機能の転換を進めることは望ましくない。地域医療は日々臨床現場で実践されており、一瞬たりとも空白が生まれることは許されないため、劇的な変化に馴染まない。2025年をめざし、少しずつ着実な進展が求められる。

(3) ICTの活用による連携

ここまで見てきたとおり、各機関・機能の連携が今後のキーになることを繰り返し説明してきた。その有効なツールとして、ICTの活用が進みつつある。¹⁰三原（2015）は「地域医療に求められているのは、限られた医療資源を有効に活用した、病院から診療所、さらには在宅介護への切れ目のない協働体制の再構築である。その目的のためには、医療機関、訪問看護ステーション、介護施設、薬局など、施設・職種の垣根を越えた連携が不可欠であり、連携を支え

¹⁰ 三原（2015）241ページ



るツールとしてICTが期待されている」としている。

総務省においては、「医療分野のICT利活用の推進」を掲げ、「高齢化の進展、国民医療費の増加といった課題を、ICTを活用して解決するため、地域が保有する医療情報等を安全かつ円滑に流通させる仕組みの確立・普及、遠隔医療の推進、情報通信ネットワークやクラウド技術を活用した医療の安全性向上や業務効率化等を推進しています」としている。現状ではICTによる医療連携は一部で始まったばかりであり、介護連携等を含めた地域連携型のICTの導入は十分な普及には至っていない。

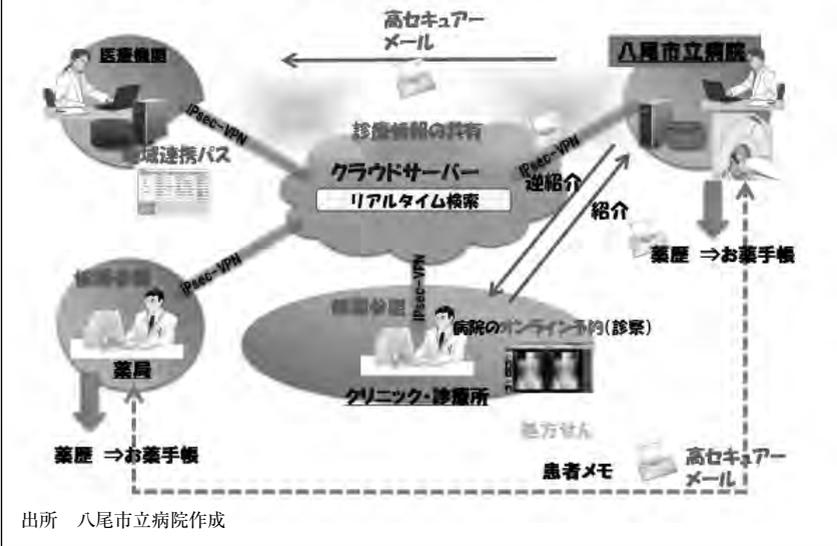
医療機関におけるICTの活用は電子カルテやオーダーリング、レセプトコンピュータ（レセコン）などを導入して情報を電子化することから始まっている。このことで院内での情報共有が容易になるとともに、事務処理が効率化されるというメリットが発揮されている。次の段階は、遠隔医療等による不足する医師の診断機能の補完などへの活用促進が必要であるのと同時に、院内で共有している診療情報等について医療機関間をネットワークによりつなぐことで地域連携型に活用を広げることが必要であろう。

一例として八尾市立病院においては「病診薬連携システム」を構築し、2012年から稼働させている。このシステムは表7のと通りの仕組みとなっており、八尾市立病院と使用を申し出た八尾市内を中心とする医療機関（診療所・歯科医師・薬局）をネットワークで接続し、患者の同意を前提に、八尾市立病院で受けた検査や画像などの診療情報を申し出た医療機関と共有するものである。八尾市立病院におけるシステムの特徴は「薬局」との連携を取り入れている点にある。活用については、少しずつ利用拡大を図っているが、現在は医療へのICT活用に向けた土壌を培っている状況である。

以上のとおり、医療におけるICTは、院内情報共有から地域連携型による診療情報の医療機関間の活用へと少しずつ広がっている。さらに、今後めざすべきステージは医療・介護・福祉・保健の情報ネットワーク化といえよう。人口減少社会・超高齢社会に向け、医療の地域連携だけでなく、医療・介護・福祉・保健をシームレスにつなげた体制を構築するためにもICTの活用は不可欠である。

表7

八尾市立病院病診薬連携システムの構成イメージ



(4) 地域連携クリティカルパスの活用による連携

¹¹クリティカルパスとは、良質な医療を効率的、かつ安全、適正に提供するための手段として開発された診療計画表である。この計画表により治療を進めることで、診療の標準化、根拠に基づく医療の実施（EBM）、インフォームドコンセントの充実、業務の改善、チーム医療の向上などの効果が期待されている。これを院内だけでなく、地域の医療機関間で共有し活用していくのが地域連携クリティカルパスである。

地域連携クリティカルパスでは、急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるような診療計画を作成し、治療を受ける全ての医療機関で共有して用いるものである。また、急性期病院とかかりつけ医の間でも活用されている。これら診療にあたる複数の医療機関が、役割分担を含め、あらかじめ診療内容を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができるようにするもので、内容としては、施設ごとの治療経過に従って、診療ガイ

¹¹ 厚生労働省資料を要約している。

1
2
3
4
5
6
7
公募論文 参考資料



ドライン等に基づき診療内容や達成目標等を診療計画として明示する。回復期病院やかかりつけ医では、患者がどのような状態で転院してくるかをあらかじめ把握できるため、重複した検査をせずに済むなど転院早々から効果的な診療やリハビリ、経過観察などを開始できる。これにより地域完結型医療を具現化することができる。

地域によって、導入状況には差があるものの、既がんに関する地域連携クリティカルパスのほか、脳卒中・大腿骨頸部骨折・糖尿病・急性心筋梗塞等の地域連携クリティカルパスが運用されているとの報告がある。¹²武藤（2015）は「院内クリティカルパスは、例えば脳卒中のクリティカルパスの場合、脳卒中治療にかかわる院内のすべての職種が作成にかかわり、治療ゴールを決めて一定の時間枠（在院日数枠）のなかで診療を行う計画表のことだ。作成に当たっては診療ガイドラインを参考にして、標準となる診療計画表を作成する。これを地域に拡張したのが地域連携クリティカルパスで、脳卒中の場合、tPA治療や脳血管内手術、動脈瘤クリッピングを行う急性期病院、リハビリを行う回復期リハ病院、そして維持期リハを行う慢性期病院あるいは施設等の3者が集まって一貫通貫でクリティカルパスを作成する」と説明している。地域連携クリティカルパスを通じた多職種連携が進み、病病・病診連携それぞれの役割が明確化され、機能分化が促進されると期待されている。

5. おわりに

以上のとおり、人口減少社会での地域医療のあり方について考察してきた。その具体的な取り組みについては様々なことが進められているが、本稿ではその一部の紹介にとどまっている。その動向を注視し、地域医療推進に寄与する取り組みを各地で積極的に取り入れていく必要があることはいまでもない。

2025年というターニングポイントまで10年を切っている。¹³武藤（2015）は「2025年まで、あと10年。そのなかでもホームストレッチは2018年から始まる7年間である。というのも2018年は、第7次医療計画のスタートの年、同時に市町村の介護保険事業計画のスタート年、そして診療報酬改定・介護報酬改定の同時改定年でもある。この年はちょうど惑星直列のような年で、ここから2025年のゴール前のラストスパートが始まる」としているが、検討には一刻の

¹² 武藤（2015）108ページ～109ページ

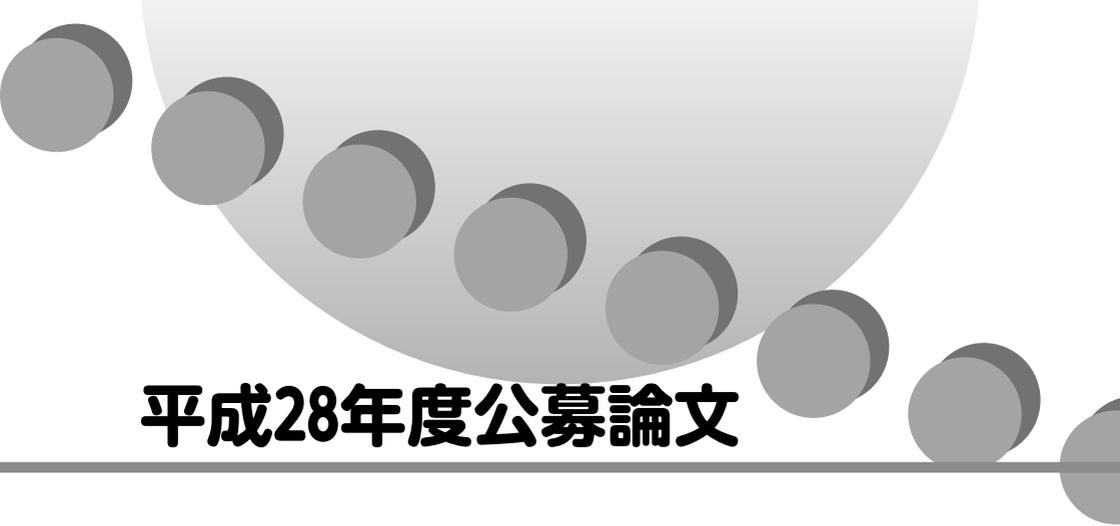
¹³ 武藤（2015）ivページ



猶予もない状況である。医療は医療、介護は介護という考え方ではなく、医療・介護・福祉・保健をシームレスにつなげた体制の構築が求められる。

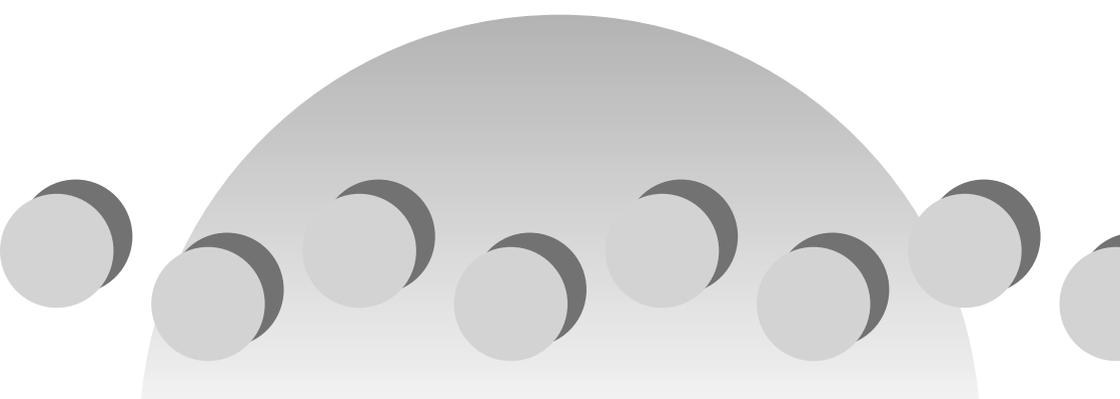
(参考文献等)

- 印南一路・堀真奈美・古城隆雄（2011）『生命と自由を守る医療政策』東洋経済新報社
- 塩見英治・山崎朗編著（2011）『人口減少下の制度改革と地域政策』中央大学出版部
- 財政経済研究会報告書（2012）「社会保障・税一体改革における課題と今後の展望」公益社団法人日本租税研究協会
- 太田貞司編（2012）『大都市の地域包括ケアシステム「見えにくさ」と「描く力」』光生館
- 高橋泰（2013）「人口動態で医療需要が大きく様変わり 激変する外部環境に対応するか」TKC全国会 医業・会計システム研究会インタビュー
http://www.tkc.jp/igyau/manage_support/manage_labor_legal/011517
- 朴井晃（2013）「地域医療を守る医療提供体制」『自治体行政の領域—「官」と「民」の境界線を考える』ぎょうせい
- 佐藤英仁（2015）『医師・看護師不足の現状と労働環境』発行：ブイツーンリビューション 発売：星雲社
- 佐田尚宏（2015）「自治医科大学附属病院における『地域医療』」広報しもつけ 2015.4
- 岡田晋吾（2015）「地域医療連携・多職種連携の意義と課題」『地域医療連携・多職種連携』中山書店
- 三原一郎（2015）「地域医療連携・多職種連携とICT」『地域医療連携・多職種連携』中山書店
- 武藤正樹（2015）『2025年へのカウントダウン 地域医療構想・地域包括ケアはこうなる！』医学通信社
- 厚生労働省・総務省・大阪府・八尾市立病院ホームページ



平成28年度公募論文

最優秀賞受賞論文



市営住宅における単身入居者の孤独死

～残された家財道具等の処分について～

八尾市 建築部

岩本 慶則

1 はじめに

近年、少子高齢化や核家族化などの影響により、誰にも看取られることなく息を引き取り、その後相当期間放置されるような孤独死の事例が数多く報道されている。独立行政法人都市再生機構が管理運営する賃貸住宅約75万戸において、単身の居住者で死亡から相当期間経過後（1週間を超えて）に発見された件数（自殺や他殺などを除く）は、平成24年度に220件、その内65歳以上は157件に上る。これは平成20年度と比較して全体で約4割、65歳以上では約8割の増加となっているⁱ。

大阪府営住宅（約12万6,000戸）においても、近年単身高齢者の孤独死が増加し、単身入居者が死亡後、遺品が残されたまま明け渡されない状態の部屋が少なくとも約190戸（平成27年12月末現在）に上り、中には15年間、未返還のままの部屋もあるというⁱⁱ。身寄りがなく相続人から遺品処分の同意を取り付けることが困難（民法896条及び898条の規定により、相続財産として相続人の共有に属することから、その処分には全ての相続人の同意が必要となる）であったり、相続財産管理人の選任手続きに多額の費用と時間を要したりするためⁱⁱⁱであったと思われる。

筆者が勤める自治体の市営住宅（1,891戸）においても、市営住宅内で身寄りのない単身入居者（相続人がいない又は明らかでない入居者を言う。以下同じ）が死亡し、家財道具等がそのままになっている部屋が2戸あった。このため平成27年7月に、大阪府が府内市町村の住宅部門の職員を対象に行った研修「先進事例 単身入居者の死亡に係る明渡訴訟について（大阪府堺市）」¹を参考に、建物明渡等請求訴訟を提起し、裁判上の和解²を経てこの問題を解決した。

本稿では、市営住宅には多額の税金が投入されているにもかかわらず、こういった場合に新たな税金の支出を伴う訴えの提起等の法的手続きをしなければ、残されたままの家財道具等を撤去できないこと³や、市営住宅は住宅セー

1

2

3

4

5

6

7

公
募
論
文

参
考
資
料



フティーネットとしての機能を有するにもかかわらず、速やかに空き部屋を公募できない現状に疑問を感じ、問題提起とともに一定の提案を行うものである。すなわち、市営住宅であればいつでも起こり得る、身寄りのない者を含む単身入居者が死亡した後に残された家財道具等を、自治体自らが自力執行（代執行による撤去を言う。以下同じ）できるための立法政策について提案しつつ、現状の制度の中で行い得る施策を検討することで現実的な解決策を探る。

2 市営住宅とは

例えば、八尾市の市営住宅は、公営住宅及び改良住宅等から構成されている（八尾市営住宅条例2条1号）。

公営住宅は、低額所得者に対して低廉な家賃で供給されるものであり（公営住宅法1条）、家賃の低廉性を実現するために、国と地方公共団体が近傍同種金額との差を負担している住宅である。

一方、改良住宅には住宅地区改良法18条に定める者を入居させることになっているが、住宅に困窮すると認められるものを入居させる点では公営住宅と同じである。⁴

市営住宅の家賃制度は、入居者の収入と住宅から受ける便益によって決定さ

¹ 大阪府堺市では、大審院昭和5年6月28日決定（民集9巻640頁）にかかる事例（民事訴訟法35条の規定は、相続人不明の相続財産について相続財産管理人がない場合に準用される。）を身寄りのない単身世帯が市営住宅内に死亡後に残した家財道具（亡何某相続財産）に当てはめ、特別代理人との間で訴訟行為を行うことで、より早くより安価に家財道具を撤去した。従来、相続人のあることが明らかでないときに市営住宅内に残された家財道具を撤去しようとするれば、相続財産管理人を選任して家財道具の撤去をするしか方法はないと多くの担当者は認識していた。しかし、予納金が100万円程度と高額であることや相続財産管理人の選任申立てに膨大な時間と手間がかかることから、ほとんどの自治体で利用されてこなかったのが現実である（大阪市では100万円以上の財産がある者については相続財産管理人の選任を申し立てている。）。

² 八尾市顧問弁護士の樹陽法律事務所（山田弁護士）による提案を通じて受訴裁判所の裁判長に上申書（多額の税金が投入されている事実や低額所得者のための期限のない賃貸借契約であることから人気が高く、倍率も高いので直ちに公募する必要性を説明したものを。）を提出したり、特別代理人に市営住宅の状況を説明したりしたところ第1回目の口頭弁論期日において家財道具等の所有権を放棄する等の和解が成立した。

³ もっとも、一定期間の公告をしてから、「法的措置検討委員会」を開いたうえで、残された家財道具等をすべて職権で廃棄するなどしている市もある。廃物として認定する仕組みを作ったうえで廃棄処分する手法を取っていると思われるが、行政から委嘱された委員のみからなる委員会を立ち上げている時点で自力救済の禁止の潜脱行為と見られやすい点があることから、職員が個人的責任を問われることなく家財道具等を処分するためには、法的な処理が必要であるという前提である。

⁴ 公営住宅の場合は、さらに低額所得者であることが必要であるが、八尾市営住宅の管理戸数1,891戸中の1,041戸（平成28年1月末現在）を占める改良住宅を含め、市営住宅全体の収入区分別入居世帯数は、国が定める最低区分の構成が全体の8割を超えているのが現状である。

れる応能応益家賃制度である。そしてこの応能応益家賃は、法令上低廉性が確保されることとなっている^{iv}。市営住宅には、国からの建設費補助金や家賃対策補助金などが支出されており、低廉な家賃が維持されているためである。また、市営住宅は住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸することから、人気が高く募集倍率も高いのが一般的である（表1）。そして、一度入居すると亡くなるまで居住を続ける入居者が多く、新たに公募できる市営住宅も少なくなっているのが特徴である（表2）。

表1 八尾市営住宅入居者募集状況

年度（平成）	募集戸数	申込件数	倍 率
23	26	459	17.7
24	24	398	16.6
25	23	408	17.7
26	30	475	15.8
27	29	315	10.9

出典 毎年度の市議会常任委員協議会報告に基づき、筆者作成。

表2 八尾市営住宅居住年数（平成28年3月31日現在）

居 住 年 数	世 帯 数
10年未満	282
10年以上20年未満	201
20年以上30年未満	140
30年以上	938
計	1,561

備考 団地によっては、50年以上の入居世帯率が7割の地区もある。

出典 八尾市住宅管理課による実態調査に基づき、筆者作成。

3 求められる立法政策及び現状の制度でできること

市営住宅は、前述したように公共的性質が極めて高い。そのような市営住宅を営利上の計算に基づく民間の賃貸住宅と同一に取り扱う理由はない。以下、市営住宅の公共的性質から求められる立法政策と実務上の課題を検討する。

(1) 求められる立法政策

ここでは、市営住宅の単身入居者が死亡し、家財道具等が残されたままとなっている空き部屋については、自治体が自力執行し直ちに公募できるように公営住宅法及び住宅地区改良法を改正すべきであるという提案をすると共に、その必要性を述べる。

そもそも市営住宅と民間の賃貸住宅との間の法律関係に違いがあるのかという論点がある。この点については、市営住宅の利用関係の発生原因である使用許可（行政処分）があっても、その後の利用関係は公法関係となるものではない⁵と解されていることから、市営住宅の利用関係は私法上の家屋賃貸借契約と原則として変わらないといえる。すなわち、現状のままであれば多額の税金と多くの時間を費やして裁判所を通じた民事的な手続きによらなければ、市営住宅から当該家財道具等を撤去することはできない。

民間賃貸住宅においては、家賃の滞納があったときは建物に立ち入ることができる⁶と定めた契約条項に基づいて賃借人に無断で建物に侵入し鍵を取り替えた行為が違法であるとして、賃貸管理業者の損害賠償責任が認められた地裁判決がある^v。この裁判例は、単身入居者が死亡し、家財道具等が残されたままとなっている市営住宅の事例とは事情も全く異なる。しかし、市営住宅の法律関係は民事上の家屋賃貸借契約と法的性質が同じである以上、自力執行は原則として不可能である⁷と考えることが相当である。

一方、最高裁昭和59年12月13日判決^{vi}（以下「最高裁昭和59年判決」という）によると、「公営住宅の使用関係については、公営住宅法及びこれに基づく条例が特別法として民法及び借家法に優先して適用されるが、法及び条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法及び借家法の適用がある」とされており、根拠規定が公営住宅法にあれば自力執行も許されると解釈することが可能である⁶。市営住宅の公共的性質を考慮すれば、民間の賃貸住宅と異なる立法政策を採ることは当然ではないだろうか。過去においては、放置自転車の撤去・保管に関し、条例で廃棄処分をすることができるかどうか問題となっていたが、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の一部を改正する法律（平成5年法律第97号）により、明文

⁵ 公営住宅の利用関係の法律上の性質については、大阪地裁昭和34年9月8日判決（下級民集10巻9号1916頁）、公営住宅の使用関係の法的性質については、最高裁昭和59年12月13日判決（民集第38巻12号1411頁）など多数ある。これは、昭和26年10月24日付けで当時の法務府法制意見第一局長から札幌市長宛てに出された「公営住宅の家賃の性質について」に沿った解釈と思われる。公営住宅管理担当者の教科書でもある「公営住宅管理必携 平成27年度版」（日本住宅協会）でも「公営住宅の家賃は地方自治法231条の3第3項の規定にいう『法律で定める使用料』に該当しないので、現在のところ強制徴収は行われない（同書822頁）」と明記している。こういった点からも、市営住宅の使用及びその反対給付たる家賃に関する法律関係は、通常の私人間に行われる借家契約に関するそれと異なる性質を異にする点はないと解釈できる。

⁶ 公営住宅法48条には「事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない」と規定しているが、民法の基本原則でもある自力救済の禁止を条例で規定すれば自力執行を可能にすることができる⁷とまでは解釈できないと考える。

の規定が設けられ（同法6条）、疑義はなくなったという例がある。

したがって、自力救済を禁止する民法の一般原則を解除するためにも公営住宅法及び住宅地区改良法を改正し、明文の根拠規定を置く必要がある。その上で、家財道具等が放置されたままとならないように、財産権上の問題はあっても、一定の要件のもと、条例に「当該家財道具等を撤去し、他の場所で保管できる。その後、一定の期間経過後に当該家財道具等の所有権は自治体に帰属する」等の規定を設ければ、自力執行も可能ではないかと考える。

なお、大阪府や和歌山県も「高齢化で孤独死はさらに増える」として、一定期間経過すれば処分できる規定の整備を国に求めている^{vi}。

(2) 地方公共団体が行い得る現実的な法的対応の検討

身寄りのない単身入居者が死亡し、家財道具等が残されたままのケースを自治体が解決する現実的な法的手法には、次の二つの方法がある。しかし、いずれの方法も一定の時間と多額の費用を払うために税金の支出を伴うことになる。

ア 相続財産管理人を選任して処分するケース

相続財産管理人選任の公告、債権者搜索のための公告、相続人搜索のための公告等に膨大な時間がかかるばかりか、顧問弁護士の報酬とは別に相続財産管理人の報酬（弁護士等の実務家に確認したところ少なくとも30万円程度と言われている）も含めた高額の予納金の納付が必要である。なお市営住宅の場合には、民間の賃貸住宅とは異なり入居者が死亡し、同居承認を得た者がいなければ賃貸借契約は当然に終了する^{vii}。したがって、相続財産管理人が管理行為として、市営住宅の賃貸借契約を解除するということはあり得ない。

イ 特別代理人を選任して処分するケース

堺市が先進事例となり、筆者が勤める自治体でも利用した制度である。堺市においては、判決の確定を待って債務名義とし、執行官による催告・断行といった手続きによっているが、相続財産管理人と比較して安い特別代理人の報酬（裁判長の指揮により10万円であった）と債権者搜索の公告等がないため、比較的短時間で家財道具の撤去を完了している。なお、前述のように八尾市では特別代理人との間で裁判上の和解が認められたため、より早く、より安価（執行官が執行補助者としても利用する割高な執行业者を使う必要がなくなった）に家財道具等を撤去できた。このことは必要な法令が整備さ



れるまでの間の重要な先例になると思われる。

(3) 現状の制度でできることは何か

(2)で検討したように裁判所を通じて法的に解決しなければならないとなれば、市営住宅に再び税金を投入して裁判費用等を捻出し、家財道具等の撤去を行うなどお金と一定の時間を要する。そのうえ、新たな入居者を直ちに募集できないばかりか、家財道具等が撤去されるまでは、家賃等が未収のままになるといった問題がある。

こういった不都合を解消するためか、一部の自治体では家財道具等の遺品の処分方法として、表3のとおり行っている^{ix}。

表3 家財道具等の遺品の処分方法

	自治体名	室内に残された家財道具等の処分方法
ア	東京都	ドアに張り紙をして数カ月たっても引き取り手がなければ、遺品を処分する。
イ	神戸市	庁内で「法的措置検討委員会」を開いた上で遺品をすべて職権で廃棄する。
ウ	長崎県	そのまま現状保存しておく。
エ	神奈川県	県の倉庫に移して保管。
オ	兵庫県、鳥根県、福岡県、佐賀県、新潟市、広島市及び福岡市	法的な手続きを取らずに遺品を廃棄。
カ	大阪市	遺品に100万円以上の価値があれば、相続財産管理人の選任を申し立て処理。100万円以上の価値がない場合は、住宅のドアに張り紙で告知し、職権で処分。
キ	堺市	特別代理人を選任してもらい処分している。

出典 平成25年2月17日付け朝日新聞の記事に筆者が加筆。

事実上の自力執行を行っている自治体もあるが、即時強制のための法的根拠もない中で続けていく限り、第三者が現れたときに公務員として個人的責任の追及問題が皆無とは言えず、また前述のように特別代理人との間で訴訟行為を行うことで、比較的安価に早く家財道具の撤去ができることが周知されてからは、ますます同様のことを行うことはできなくなったと考える。

しかし、現行の法令の中で行っている法的対応では時間もお金もかかるため、現状でできることを次項で検討していきたい。

なお、大阪弁護士会では、「財産管理契約」として依頼者が死後も含め、そ



の人の財産を弁護士が管理する種類の契約を提案している⁷。ただし、これは有償の制度（月額3万円程度）なので、ある程度の財産のある者が対象となる。また、これよりも前から社会福祉協議会が「日常生活自立支援事業」として高齢者、知的障がい者、精神障がい者向けに日常的な金銭管理をするサービスをしている。しかし、これは利用者の代理人になるのではなく、あくまで利用者がメインで、社会福祉協議会はそれをサポートするという位置づけであり、今般の事例では利用できない。したがって、この両制度を本稿では検討していない。

4 身寄りのない単身入居者が死亡し、家財道具等がそのまま残されている場合等において現状でできる施策の検討

(1) 保証人に対する履行請求とその現状

法に基づいた手続きを経るとすれば、入居者の保証人（自治体によっては、連帯保証人としているところもあるが、催告・検索の両抗弁権は本稿では主な論点としていないので検討していない。以下同じ。）に当該家財道具等の撤去を求めることが考えられる。しかし、筆者が勤める自治体の市営住宅には50年以上も入居している者もあることから、保証人の生死も含め状況を調べたところ、表4のとおりであった。

表4 市営住宅の保証人の現状

入居世帯合計	保証人有効世帯	682世帯
	保証人無効世帯	843世帯
	調査中	25世帯
	合計	1,550世帯

備考 入居者世帯数は平成28年8月9日現在。なお、管理戸数1891戸との差は、建替え等除却対象棟など政策的に空き家としている部屋の戸数があるためである。

出典 八尾市住宅管理課による実態調査に基づき、筆者作成。

⁷ 大阪弁護士会高齢者障害者総合支援センター「ひまわり」の成年後見・財産管理のパンフレット参照。これは、あらかじめ弁護士会の研修を受けた弁護士を一定数ストックしておき、弁護士会に相談があったときにその弁護士の中から派遣する仕組みである。成年後見（任意後見）でも似たようなことはできるが、これは依頼者の判断能力が失われないと使えず、依頼者の死後は後見人の権限もなくなってしまうのに対し、財産管理契約なら事前に決めておけば依頼者に判断能力がある間も使え、死後のフォローもできるというのがメリットとされている。ただ、財産管理契約では、後見と違って裁判所が監督しないので不祥事が起きかねない。そこで、弁護士会が裁判所に代わって、監督するとともに任意後見と併用することを勧めているようである。



(2) 保証人がいなくなった場合に明渡請求できるのか

保証人がいなくなった場合、保証人に対し家財道具等の撤去を請求することはできなくなる。そこで、このような不都合を回避するため保証人がいなくなった場合には、市営住宅を明け渡してもらうといった方法が考えられる。しかしながら、以下に述べるように保証人がいないことを理由に明け渡しを求めることは困難であろう。

一般的に市営住宅では、「公営住宅管理標準条例（案）について（平成8年10月14日住総発第153号建設省住宅局長通知。以下「モデル条例」という）」に準じた条例の規定により、入居時の資格要件として保証人を求めている。しかし、居住継続の要件とはしていない。また民法450条及び各自治体の住宅条例施行規則などで、入居者に対する義務として保証人が死亡したり、保証人の要件を満たせなくなったりしたときには、新たな保証人を立てることを求めていると思われる。しかし、住宅の明渡請求を規定するモデル条例41条にも明渡事由としては規定されていない。一方で公営住宅法には、保証人を立てることが義務付けられてはならず、条例によって初めて定められている規定であるということになる。よって、保証人を新たに設定しなかったからといって、直ちに明渡事由が生じるわけではない。ただし、市営住宅に関する賃貸借の関係を設定した後は、基本的には私人間の賃貸借契約における信頼関係破壊の法理の適用があるというのが最高裁昭和59年判決の判旨であるので、つまり、自治体と賃借人との間の信頼関係が破壊されているか否かを具体的に判断することになる。もっとも市営住宅に50年以上も居住する高齢の入居者等に、保証人が死亡等によりいなくなったことをもって新たな保証人を求め、立てられなければ信頼関係が破壊されたと主張することは信義則上も相当ではない。

(3) 現状でできる施策の検討

そこで次のような施策を行って、身寄りのない単身者が死亡しても家財道具等が放置されないような工夫をしてはどうだろうか。もちろん、職務を怠る事実ありとならない工夫も求められることになる。

ア 入居者の保証人がすでに死亡している場合

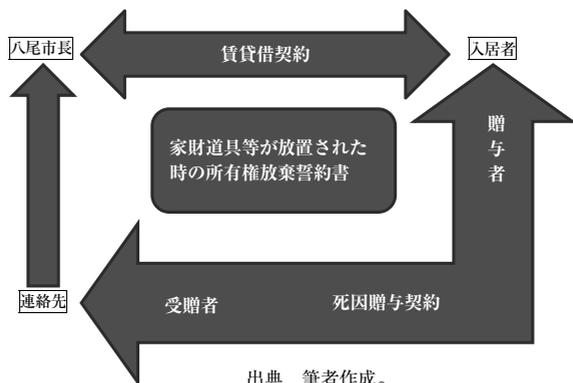
保証人が死亡しているような入居者は、高齢者が多いのが実状である。八尾市住宅マスタープラン（平成28年3月改定）によれば、八尾市営住宅入居者の年齢構成は60歳以上の高齢者が約45%を占めており、八尾市全体の60歳



以上の比率約33%と比べ、12%も高くなっている。

このような高齢者に新たな保証人を立てると言っても、なってくれる保証人がいるかどうか疑問である。このため、新たな保証人を立てる義務を免除することはしないが、図1のように一時的な措置として保証人に代わる「連絡先」を求め、当該連絡先には相続人や縁のある者になってもらうようにする。入居者が万が一亡くなっても、家財道具等が残されたままとならないよう、入居者と連絡先となった者との間で残された家財道具を死因贈与する旨の契約⁸をし、当該贈与を受けた者が家財道具等の所有権を放棄する旨を約束した文書を市長に提出してもらうことで、事実上自力執行が可能になると思われる^x。なお、死因贈与契約の相手方である連絡先が入居者よりも先に死亡した場合は問題になる。水戸地裁平成27年2月17日判決では、不動産に関する事案であったが遺言者（入居者）の死亡以前に受遺者（連絡先）が死亡したときは、遺贈はその効力を生じないとする民法994条1項の準用を否定している^{xi}。しかし、不動産が死因贈与された場合に仮登記を認める登記実務を前提としていたことや、学説においては民法994条1項の準用を肯定するのが通説とされていること^{xii}から、市営住宅内に残された家財道具等に対する死因贈与については、その効力を失うと解釈することが相当である。このため新たに連絡先を求める必要が出てくる。

図1 一時的な措置としての連絡先



⁸ 死因贈与契約については、遺贈と違い、方式は自由であり（民法554条。死因贈与の方式については、遺贈に関する規定の準用はない（最判昭32・5・21））、口約束でもできるため、入居者が死亡したときには、八尾市が市営住宅を公募することに支障をきたさないように残された家財道具の所有権を第三者が取得するといった契約をしてもらい、当該第三者から家財道具等の所有権を放棄してもらうことを想定している。

1
2
3
4
5
6
7
公衆論文
参考資料



イ 保証人が生存中の場合

保証人が生存中であれば、入居者が相続人なく死亡し家財道具等が残されたままとなっていれば、自治体との保証契約に基づき当該保証人の負担によって家財道具等を撤去してもらうことになる。しかし、保証人に資力がない場合などは、結果として市営住宅を管理する市が費用を負担しなければならない。保証人の資力は、入居当初であれば確認しているが数年経てばわからないのが現状である。市営住宅を管理する担当課の権限には、強制徴収公債権を所管する部署のような国税徴収法に基づく調査権限等はなく、財産調査権はもっていないため保証人の資力調査は困難である。

このため、あくまでも入居者の任意の協力の下ではあるが、保証人との間で死因贈与契約も結んでもらい、入居者に万が一のことがあった場合には、保証債務の履行とは別に当該保証人からも放置されている家財道具等の所有権放棄が受けられるように備えることが必要である。市営住宅の公共的性質を丁寧に説明し、入居者の協力を仰いでいく必要がある。

4 まとめ

市営住宅で単身入居者が死亡した場合には、相続人や保証人に資力があれば新たな税金の支出を伴うことなく法的に撤去し、当該市営住宅を公募することができる。しかし保証人も死亡し保証人の相続人が相続放棄を行っているようなケースや、さらには入居者の相続人がそのまま放置しているようなケースでは、自治体が訴えを提起して当該市営住宅を取り戻す等、現状では新たな税金の支出と一定の時間を伴う方法しかないことは、納税者からは納得できないのではないか。そもそも市営住宅は、住宅セーフティネットでもあり、家賃も税金が投入され低廉であることから一度入居すれば、亡くなるまでの数十年間居住することが一般的な住宅なのである。こういった性質の住宅であるにもかかわらず、法に特段の定めがないからといって、自治体が民間の賃貸住宅と同じ取扱いをしなければならないのは公益的な観点からも問題であると考えられる。民間賃貸住宅のように更新期限の定めごとに保証人の保証能力を入居者に証明させることもできないことや、強制徴収公債権の所管課のような国税徴収法上の権限をもっていないことから市営住宅の管理には限界がある。また、先にも分析したように現状の保証人についても保証の実態に追いついていない。

現状の制度の中で放置された家財道具等の問題を解決しようと検討した結果、入居者と保証人といった関係以外に、入居者の相続人も含め、縁のある者と



の間で万が一の時は、残された家財道具等を死因贈与するといった契約により、その所有権を取得した当該受贈者が市営住宅内に残された家財道具等の所有権を放棄するといった、自治体が新たな税金を負担しなくてもいいような施策を提案せざるを得なかった。入居者の相続人も含め、縁のある者との間での口頭での契約も可能なため、年数の経過や相続人との関係についての問題も皆無とは言えないところではあるが、この点については、当事者間の問題として処理すれば貴重な税金の支出を抑えられ、かつ人気の高い市営住宅を直ちに公募できるメリットは大きい。

また、公営住宅法及び住宅地区改良法を改正し、単身入居者が家財道具等を残したまま死亡したようなケースに限り、自力執行できることを認める明文の規定を設けることにより、自治体における綱渡り的な実務運営もなくなり、結果として公益にかなうと信じるものである。

以上、現行の制度で利用できるものを整理しつつ、立法政策にも触れたつもりである。貴重な税金を立法政策の不備や地方公共団体の担当者の温度差によって、無駄にすることだけは避けたいと考えている。

参考文献等

- i 内閣府 平成28年版高齢社会白書 第1章、第2節、「6. 高齢者の生活環境」
http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2016/zenbun/28pdf_index.html
- ii 平成28年8月30日付け読売新聞。
- iii 平成26年2月19日付け朝日新聞。
- iv 公営住宅法16条及び住宅地区改良法29条3項並びに八尾市営住宅条例16条及び17条。
- v 札幌地方裁判所平成11年12月24日判決。判例時報1725号160頁。
- vi 民集第38巻12号1411頁、判例時報1141号58頁。
- vii 平成28年8月30日付け日本経済新聞。
- viii 最高裁平成2年10月18日判決。民集第44巻7号1021頁。
- ix 平成25年2月17日付け朝日新聞の記事参照。
- x 「八尾市営住宅の保証人に代わる緊急連絡先に関する要綱」（平成28年2月18日実施）。
- xi 判例時報2269号84頁。

1

2

3

4

5

6

7

公
募
論
文

参
考
資
料



- xii 水野貴浩「死因贈与について民法994条1項は準用されないとされた事例」判例タイムズ1284臨時増刊号158・159頁。

参 考 資 料

これまでの研究紀要

- 第1号特集：地方分権の推進に向けて
- 第2号特集：広域行政
- 第3号特集：住民と行政の協働
- 第4号特集：21世紀の市町村行政
- 第5号特集：ジェンダー平等社会の実現に向けて
- 第6号特集：住民参画による合意形成に向けて
- 第7号特集：安全・安心な社会の実現
- 第8号特集：これからの自治体改革のあり方
- 第9号特集：分権時代におけるマッセO S A K Aの役割とは
- 第10号特集：人口減少時代における社会福祉の変革
- 第11号特集：くらしと交通 ～これからの交通まちづくり～
- 第12号特集：廃棄物処理とリサイクルの現状
～循環型社会の実現に向けて～
- 第13号特集：危機管理について考える
- 第14号特集：地方議会のこれから
～改革へのみちすじ～
- 第15号特集：自立へ向けた就労支援の取組み
- 第16号特集：児童虐待防止への対策と支援
- 第17号特集：自治体経営の道しるべ
～自治体政策の転換に向けて～
- 第18号特集：都市再生～さらなる発展に向けて～
- 第19号特集：防災行政を考える
～来る南海トラフ巨大地震に備えて～



これまでの研究紀要（創刊号～第19号）

創刊号 特集：「地方分権の推進に向けて」（平成10年3月発行）

テ ー マ	執 筆 者
序 文	おおさか市町村職員研修研究所 所長 米原 淳七郎
新しい時代の分権型行政システムへの転換	横浜国立大学 名誉教授 成田 頼明
分権化における地方政府の基本戦略	立命館大学政策科学部 教授 伊藤 光利
留保財源によるシビル・ミニマムの確保	近畿大学商経学部 教授 中井 英雄
地方分権と地域福祉	奈良女子大学生活環境学部 助教授 木村 陽子
まだ、市民に遠い地方分権	朝 日 新 聞 編集委員 中村 征之

第2号 特集：「広域行政」（平成11年3月発行）

テ ー マ	執 筆 者
市町村合併 最近の新しい動き、抵抗、思惑 －全国各地域の実態からみる－	東洋大学法学部 教授 坂田 期雄
行政規模を規定する要因	大阪大学大学院経済学研究科 教授 齊藤 慎
広域行政の新展開	関西学院大学経済学部 教授 林 宜嗣
循環型社会と広域行政	京都大学大学院経済学研究科 教授 植田 和弘
地方自治と効率化のジレンマを乗り越える 市町村合併のあり方	関西学院大学産業研究所 教授 小西砂千夫

第3号 特集：「住民と行政の協働」（平成12年3月発行）

テ ー マ	執 筆 者
市民と行政のパートナーシップ	京都大学大学院経済学研究科 教授 田尾 雅夫
分権時代－住民と行政の協働	中央大学経済学部 教授 佐々木信夫
情報公開制度 －住民と行政の協働の視点から－	大阪大学大学院法学研究科 教授 松井 茂記
自治体とNPOの協働	特定非営利活動法人 NPO研修・情報センター 代表理事 世古 一穂
住民主体のまちづくりにおける「協働」の条件	神戸新聞情報科学研究所 副所長 松本 誠

1
2
3
4
5
6
7
公募論文

参考資料



第4号 特集：「21世紀の市町村行政」(平成13年3月発行)

テ	マ	執	筆	者
21世紀の市町村財政		東京大学大学院経済学研究科・経済学部 教授	神野	直彦
市町村における行政評価の必要性和課題		関西学院大学産業研究所 教授	石原	俊彦
地域福祉における市町村行政を展望する －問われるコーディネーター－		大阪大学大学院人間科学研究科 助教授	齊藤	弥生
市町村行政の実情と可能性－京都・滋賀の現場から－		京都新聞社会報道部・自治担当 記者	高田	敏司
特別講演録： 変革の時代における自治体の基本戦略～分権 参加 経営 連携～		神戸大学大学院法学研究科 教授	伊藤	光利

第5号 特集：「ジェンダー平等社会の実現にむけて」(平成14年3月発行)

テ	マ	執	筆	者
男女共同参画社会基本法と自治体条例		十文字学園女子大学 教授	橋本	ヒロ子
ドメスティック・バイオレンス防止法と 女性に対する暴力防止への課題		お茶の水女子大学 教授	戒能	民江
「構造改革」と女性労働 －世帯主義を超えた多頭型社会へむけて－		朝日新聞社東京本社 企画報道室	竹信	三恵子
公務職場のセクハラ対策－相次ぐ二次被害が問うもの－		東京都中央労政事務所	金子	雅臣
市町村公募論文： わがまちの魅力創出の視点から見た国内交流のあり方		八尾市職員グループ	いんさい	どうと
地方分権セミナー録：キーパーソンが語る －創造的な自治体マネジメントと住民主体のまちづくり－		近畿大学理工学部土木工学科 助教授	久	隆浩

第6号 特集：「住民参画による合意形成にむけて」(平成15年3月発行)

テ	マ	執	筆	者
地方分権時代の住民参画 －参加から参画へ、パートナーシップによる地域経営－		(有)苺コミュニティ研究所 代表取締役	浦野	秀一
住民主体のまちづくりの取組みと実践 －交流の場を核とした協働のまちづくりシステムの展開－		近畿大学理工学部土木工学科 助教授	久	隆浩
住民投票制度の現況と制度設計の論点		(財)地方自治総合研究所 理事・主任研究員	辻山	幸宣
都市計画とパブリックインボルブメント：現状と課題		筑波大学社会学系 教授	大村	謙二郎
		筑波大学博士課程社会学研究科・ 川崎市総合計画課題専門調査員	小野	尋子
パブリック・コメントの現状と課題		横須賀市都市部都市計画課 主幹	出石	稔
市町村公募論文：自治体の政策形成と政策系大学院 －経験と展望にもとづく一考察－		豊中市政策推進部企画調整室	佐藤	徹



第7号 特集：「安全・安心な社会の実現」（平成16年3月発行）

テ ー マ	執 筆 者
犯罪機会論と安全・安心まちづくり －機会なければ犯罪なし－	立正大学文学部社会学科 教授 小宮 信夫
環境リスクをめぐる コミュニケーションの課題と最近の動向	早稲田大学理工学部複合領域 教授 村山 武彦
バリアフリーとその新展開	近畿大学理工学部社会環境工学科 教授 三星 昭宏
子育て、教育における自治体のあらたな役割 －子育て支援という視点から、 安心して暮らせる街作りという視点から－	東京大学大学院教育学研究科・教育学部 教授 同付属・学校臨床センター センター長 汐見 稔幸
高齢者の安全・安心とは －年金、医療、介護を考える－	岡本クリニック 院長 国際高齢者医療研究所 所長 岡本 祐三
市町村公募論文：要綱行政の現状と課題 －自治立法権の拡充を目指して－	岸和田市総務部総務管財課 藤島 光雄

第8号 特集：「これからの自治体改革のあり方」（平成17年3月発行）

テ ー マ	執 筆 者
自治体行政改革の新展開 －ローカル・ガバナンスの視点から－	同志社大学政策学部 学部長 真山 達志
評価の政策形成と経営への活用と課題 －基本へ還れ－	筑波大学大学院システム情報工学研究科 教授 古川 俊一
自治体職員の人材育成	千葉大学法経学部 教授 東京大学 名誉教授 大森 彌
公務員制度改革と自治体職員イメージの転換	国際基督教大学社会科学部 教授 西尾 隆
地方財政の改革 －地方行政は「黒字」なのか－	総務省地方財政審議会 会長 伊東 弘文
市町村公募論文：財政危機と成功する行政評価システム	八尾市都市整備部交通対策課 南 昌則

第9号 特集：「分権時代におけるマッセOSAKAの役割とは」（平成18年3月発行）

テ ー マ	執 筆 者
マッセOSAKAへの期待	大阪大学大学院経済学研究科 教授 おおさか市町村職員研修研究センター 所長 齊藤 愼
分権時代、自治体職員の 習得すべき能力とマッセOSAKAの関わり	（有）龍谷大学コミュニティ研究所 代表取締役 浦野 秀一
「地域公共人材」育成としての職員研修	龍谷大学法学部 教授 富野暉一郎
自治体女性職員をめぐる環境と能力開発に関する一考察	大阪市立大学大学院創造都市研究科 助教授 永田 潤子
地方分権セミナー録：自治体再生への道しるべ	大阪大学大学院経済学研究科 教授 おおさか市町村職員研修研究センター 所長 齊藤 愼 他

1
2
3
4
5
6
7
公募論文

参考文献



第10号 特集：「人口減少時代における社会福祉の変革」（平成19年3月発行）

テ	マ	執	筆	者
	『障害者自立支援法』と自治体における障害者福祉施策	東洋大学ライフデザイン学部 教授	北野	誠一
	新しい地域福祉とコミュニティ活性化	桃山学院大学社会学部福祉学科 助教授	松端	克文
	次世代育成支援の推進と市町村の課題 ～7つのポイント～	大阪市立大学大学院生活科学研究科 教授	山縣	文治
	生活保護行政を考える	首都大学東京都市教養学部 教授	岡部	卓
	2005年介護保険法改正の立法政策的評価	大阪大学大学院人間科学研究科 教授	堤	修三
	福祉と自治体財政	奈良女子大学 名誉教授	澤井	勝
	自治体病院だからこそ、変われる	徳島県病院事業管理者・坂州市立病院 名誉院長	塩谷	泰一
	市町村公募論文：公益法人制度改革と市町村 ～市町村出資財団法人と市町村の今後の関係を構築 するための課題整理～	八尾市人権文化部文化振興課 講師	朴井	晃

第11号 特集：「くらしと交通～まちづくり～」(平成20年3月発行)

テ	マ	執	筆	者
	地域交通について考える ～新たな交通価値と低速交通システムについて～	大阪大学大学院工学研究科 教授	新田	保次
	市民協働の交通まちづくり 相互学習による協働型交通安全の取り組み	大阪市立大学大学院工学研究科 教授	日野	泰雄
	地域から育てる交通まちづくり	大阪大学大学院工学研究科 准教授	松村	暢彦
	まちづくりを支える総合交通政策	神戸国際大学経済学部都市環境・観光学科 教授	土井	勉
	地域公共交通と地域で 「つくり」「守り」「育てる」ということ	名古屋大学大学院環境学研究科 准教授	加藤	博和
	子どもと交通問題	筑波大学大学院システム情報工学研究科 講師	谷口	綾子
	市町村公募論文： 放置自動車対策をめぐる二、三の問題 ～法的アプローチを中心にして～	岸和田市法律問題研究会		



第12号 特集：「廃棄物処理とリサイクルの現状～循環型社会の実現に向けて～」
(平成21年3月発行)

テ ー マ	執 筆 者
廃棄物処理の現状と今後	京都大学地球環境大学院 教授 植田 和弘
ごみ有料化と「見える化」	東洋大学経済学部 教授 山谷 修作
貴金属・レアメタルの回収と行政の関与	神戸山手大学現代社会学部環境文化学科 教授 中野加都子
上勝町のゼロ・ウェイスト政策－その実践と展開－	NPO法人 ゼロ・ウェイストアカデミー 理事 松岡 夏子
循環型社会における資源物持ち去り業者の位置づけ	近畿大学経済学部総合経済政策学科 教授 坂田 裕輔
不法投棄対策の現状と課題	岩手大学人文社会科学部 准教授 笹尾 俊明
循環型社会の地球温暖化対策	独立行政法人 国立環境研究所 橋本 征二

第13号 特集：「危機管理を考える」(平成22年3月発行)

テ ー マ	執 筆 者
地域防災計画の課題と展望 ～生ける計画をめざして～	板橋区総務部契約管財課 課長 鍵屋 一
新型インフルエンザ対策	新潟大学大学院医歯学総合研究科 教授 鈴木 宏
緊急対応時に必要な都市機能	関西大学理事・環境都市工学部教授 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長 河田 恵昭
学校における侵入暴力犯罪からの安全管理	明治大学理工学部 准教授 山本 俊哉
【平成21年度公募論文 最優秀賞受賞エッセイ】 ブックトーク：新しく自治体職員になったみなさんへ (福祉事務所編)	羽曳野市保健福祉部福祉総務課 細井 正人

1

2

3

4

5

6

7

公募論文

参考資料



第14号 特集：「地方議会のこれから～改革へのみちすじ～」

(平成23年3月発行)

テ	マ	執	筆	者
	自治法改正と議会の役割	東 京 大 学	名誉教授	大森 彌
	二元代表制 –その課題と展望–	株式会社野村総合研究所	顧問	増田 寛也
	住民参加と議会	同志社大学大学院総合政策研究科	教授	新川 達郎
	議会事務局のあり方とその改革課題	立命館大学法学部	教授	駒林 良則
	政策立案（議会立法）機関としての議会	拓殖大学地方政治センター長 四日市研究機構・地域政策研究所長		竹下 譲
	自治を担う議会の権限強化 –住民自治を促進する議会に–	山梨学院大学法学部	教授	江藤 俊昭
	議会の活性化	関西大学総合情報学部	教授	名取 良太
	求められる議員職の姿 –受身の「られる」ではなく可能の「られる」–	東京大学大学院法政学政治学研究所	教授	金井 利之
	議会基本条例の主要項目と自治体改革への意義	法政大学法学部	教授	廣瀬 克哉
	【平成22年度公募論文 最優秀賞受賞論文】 就学援助制度の意義と市町村の役割 –今求められる就学援助制度の在り方とは–	摂津市教育委員会教育総務部学務課		大橋 徹之

第15号 特集：「自立へ向けた就労支援の取組み」(平成24年3月発行)

テ	マ	執	筆	者
	就労支援をどう実現するか企業の包摂から社会的包摂へ	北海道大学法学研究科	教授	宮本 太郎
	生活保護受給者への就労支援の現状と課題	明治学院大学社会学部社会福祉学科	教授	新保 美香
	障がい者就労支援の現状と課題	埼玉県立大学保健医療福祉学部	教授	朝日 雅也
	若年者への就労支援 –次世代への就労支援は社会投資である–	NPO法人「育て上げ」ネット	理事長	工藤 啓
	高齢者への就労支援	桜美林大学	名誉教授	瀬沼 克彰
	母子家庭の自立支援・NPOとしての取組み	NPO法人Wink	理事長	新川てるえ
	就労支援と地方自治体―地域雇用政策の進化の視点から	東京大学経済学研究科	教授	佐口 和郎
	【平成23年度公募論文 最優秀賞受賞論文】 『ふるさと納税制度』の仕組みと現状 ～自治体の魅力発信の切り口から～	八尾市経済環境部環境施設課		小池 宜康



第16号 特集：「児童虐待防止への対策と支援」（平成25年3月発行）

テ マ	執 筆 者
子ども虐待の現状と課題	関西大学人間健康学部 教授 山縣 文治
市町村の児童家庭相談体制の現状と課題、方向性	関西学院大学人間福祉学部 教授 才村 純
要保護児童対策地域協議会 ～機能するための要件・ファミリーソーシャルワークの視点～	流通科学大学サービス産業学部 サービスマネジメント学科 教授 加藤 曜子
児童虐待の予防～保育所・幼稚園・学校が出来ること	種智院大学人文学部 助教 近棟 健二
虐待する親の回復支援の視点 ～MY TREEペアレンツ・プログラムの実践から～	エンパワメント・センター 主宰 森田 ゆり
自治体の事例 (大阪府・茨木市・枚方市・三重県いなべ市)	自治体職員
子ども虐待防止と支援の課題－実践を通して感じること	淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科 教授 柏女 霊峰
【平成24年度公募論文 最優秀賞受賞論文】 自治体における情報公開制度の現状と 受益者負担の在り方 －情報公開手数料についての一考察－	泉佐野市総務部総務課 道井 渉
【平成24年度公募論文 最優秀賞受賞エッセイ】 「笑顔」が一番！ キャリアデザインと今までの経験から学んだコト	貝塚市健康福祉部 兒玉 和憲

第17号 特集：「自治体経営の道しるべ～自治体政策の転換に向けて～」
(平成26年3月発行)

テ マ	執 筆 者
地方財政の健全化の中長期的展望と 税制技術改革、地方消費税	総務省 大臣官房審議官（税務担当） 平嶋 彰英
自治体財政指標に係る諸論点 －発生主義・複式簿記会計の視点を交えた検討－	有限責任監査法人トーマツ公認会計士 小室 将雄 有限責任監査法人トーマツ公認会計士 大川 裕介
地方公営企業の財務規定の拡大とその意義、さらなる課題	関西学院大学大学院経済学研究科 人間福祉学部 教授 小西砂千夫
第三セクター再生のための公経営監査・診断	青山学院大学 名誉教授 鈴木 豊
資産老朽化への対応	東洋大学PPP研究センター リサーチパートナー 藤木 秀明
実務者からのメッセージ －財政担当の仕事のやり方－	川西市 理事 松木 茂弘
【平成25年度公募論文 最優秀賞受賞エッセイ】 政策形成時代×図書館＝未来をきりひらく！ ～情報収集力アップへの一提案～	吹田市地域教育部生涯学習推進室 中央図書館 栗生 育美

1
2
3
4
5
6

7

公募論文
参考資料

第18号 特集：「都市再生～さらなる発展に向けて～」(平成27年3月発行)

テ	マ	執	筆	者
	人口減少と自治体財政	マッセOSAKA	所長	齊藤 愼 (大阪学院大学大学院教授・ 大阪大学名誉教授)
	自治体経営で人口流入を図る	一般財団法人地域開発研究所	主任研究員	牧瀬 稔
	自治体の資金調達において今やるべきことは何か	地方公共団体金融機構 ファイナンス支援課	地方支援部 課長	浅野 正義
	「新地方公会計改革」の概要と展望 -自治体改革のための財務書類の活用方法-	関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科	教授	稲沢 克祐
	予算編成手法の見直し	専修大学経済学部	教授	町田 俊彦
	県民経済計算から読み取る地域の経済指標	富山県経営管理部統計調査課	副主幹	南保 勇治
	大都市圏の公共施設更新問題	日本大学経済学部	教授	中川 雅之
	習志野市の公会計改革の実践例	千葉県習志野市 会計管理者		宮澤 正泰
	【平成26年度公募論文 最優秀賞受賞論文】 地方分権時代における文書管理の在り方について ～いかに保存文書を適切に管理していくか～	摂津市総務部総務課		菰原 知宏

第19号 特集：「防災行政を考える～来る南海トラフ巨大地震に備えて～」
(平成28年3月発行)

テ	マ	執	筆	者
	防災・減災マネジメント型地域防災計画の策定 ～近年の大震災に学ぶ～	跡見学園女子大学観光コミュニティ学部	教授	鍵屋 一
	自治体の情報インフラ整備 ～民間技術の利活用～	国立研究開発法人 防災科学技術研究所	理事長	林 春男
	災害対策本部の運用と課題	明治大学政治経済学部	教授	牛山久仁彦
	被災地支援 ～中長期間の支援方策～	大阪大学大学院人間科学研究科	教授	渥美 公秀
	外国人住民のための「やさしい日本語」 ～1.17、10.23、3.11の教訓を 南海トラフ地震・首都直下型地震に活かす～	弘前大学大学院地域社会研究科	教授	佐藤 和之
	次世代へのメッセージ①～時代は変わったか～	朝日新聞 東北復興取材センター長		仙台総局長 坪井ゆづる
	次世代へのメッセージ②～阪神・淡路大震災の記憶～	神戸市消防局警防部	警防課長	濱田 宗徳
	【平成27年度公募論文 最優秀賞受賞論文】 新たな公共図書館をめざす動向の考察と公共図書館政策 の課題	枚方市教育委員会社会教育部	部長	中路 清

サマージャンボ・ハロウィンジャンボ宝くじは、
大阪府内で買ってほしいねん。



大阪の宝くじイメージキャラクター
「たこ焼きクーちゃん」です。

「サマージャンボ宝くじ」及び「ハロウィンジャンボ宝くじ」の収益金は、販売実績等に応じて、各都道府縣市町村振興協会に配分されます。

本協会では、配分された収益金を府内市町村に交付しており、各市町村において公共事業等をはじめ、少子・高齢化対策、地域情報化対策などの事業に活用されています。大阪府内での宝くじの購入にご協力をお願いいたします。

マッセOSAKA研究紀要 第20号
特集 人口減少社会を豊かに生きる

平成29年3月発行

編集・発行：公益財団法人大阪府市町村振興協会
おおさか市町村職員研修研究センター
(マッセOSAKA)

〒540-0008

大阪市中央区大手前3-1-43

大阪府新別館南館6階

T E L 06-6920-4565

F A X 06-6920-4561

H P <http://www.masse.or.jp/>

印刷：川西軽印刷株式会社

T E L 06-6761-5768(代)



おおさか市町村職員研修研究センター

マツセ  saka



再生紙を使用しています